

研究紀要 25

目 次

山梨県甲州市安道寺遺跡の特殊な土器埋納遺構 保坂康夫 1

金生遺跡1号配石の構成と系譜 新津 健 11

～縄文晩期大規模配石の背景にむけて～

「布施莊」小井川遺跡をめぐって 末木 健 39

県指定史跡甲府城跡出土の中世丸瓦について 野代幸和 53

旧宮崎造園所蔵の「かぐらさん」について 長田隆志 59

2009

山梨県立考古博物館
山梨県埋蔵文化財センター

序

このたび、山梨県立考古博物館ならびに山梨県埋蔵文化財センターにおける日頃の研究成果の一端を掲載した『研究紀要』第25号を、刊行する運びとなりました。

今回は、論文と資料紹介など合わせて5篇掲載しております。

保坂康夫「山梨県甲州市安道寺遺跡の特殊な土器埋納遺構」の安道寺遺跡は、首利期の17号住居址内に掘り込まれた土坑から、渦巻把手状装飾を持つ所謂水煙土器が発見されていることでよく知られています。本論ではこの土器に関する埋納過程にかかる検討を行っております。

新津 健「金生遺跡1号配石の構成と系譜～縄文晚期大規模配石の背景にむけて～」で扱った北杜市(旧大泉村)の金生遺跡は、県内でも数少ない後・晚期の配石遺構が確認された遺跡として著名であり、国指定史跡として整備されつつあります。本論ではその中でもシンボル的な1号配石に着目し、その構成要素を再度整理して機能や形成過程、出現に至る系譜について考察しています。

末木 健「「布施莊」小井川遺跡をめぐって」の小井川遺跡は、中央市(旧田富町)に位置し、礎石を持つ大型建物跡や鎌倉期の銘を持つものや「二藤布施忠光」の刻書のある五輪等など標記の「布施莊」に由来する遺構や遺物が発見されたことで注目された遺跡です。本論ではその大型建物に着目し、存続年代や由来について検討を行っています。

野代幸和「県指定史跡甲府城跡出土の中世丸瓦について」は、文禄・慶長年間に使用された所謂築城期の丸瓦に中世の技法が残る瓦の存在に着目したもので、脇部凹面に残された吊繩(紐)圧痕に着目し、コビキ痕の違いから大きく二時期に大別して、圧痕のパターンやその特徴について検討を行っています。

長田隆志「旧宮崎造園所蔵の「かぐらさん」について」は、近代化遺産とでもいべき道具の紹介であります。この「かぐらさん」とは「ろくろ」・「まきろくろ」等の別称でも知られる手動の巻上機で、機械化される前には林業や土木、漁業など各方面で用いられたものですが、いまや貴重な資料となっています。

考古博物館ならびに埋蔵文化財センターでは、郷土の誇りでもある貴重な文化財を未来に繋げて残していくために、これからも鋭意調査・研究・保存・普及活用を推進して参る所存であります。こうした文化財への対応が促進できることは、県民の皆様方のご理解とご協力の賜物と感謝しております。本書が郷土研究や文化財保護活動の一翼を担うものとして、多くの方々に活用されることを願っております。

最後になりましたが、当館・当所の初代館長・所長を務められました磯貝正義先生には、昨年7月にご逝去されました。磯貝先生には、1982年から1992年まで十年間の水きにわたり館長・所長として考古博物館の発展や埋蔵文化財センターの調査・研究を導いて戴きました。教育者としての暖かさ、研究者としての厳しさは、今なお私共職員の心に深く刻まれております。これまでの先生のご指導に厚く感謝の意を表するとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

2009年3月

山梨県立考古博物館館長 藤原克己

山梨県埋蔵文化財センター所長 新津健

山梨県甲州市安道寺遺跡の特殊な土器埋納遺構

保坂 康夫

はじめに

1. 安道寺遺跡と報告書の記述について
2. 土器の記載

3. 埋納状態の再検討

4. 埋納行為の要点
- おわりに

はじめに

山梨県立考古博物館は、毎年秋に特別展を開催しており、平成20年度は、第26回として「埋められた財宝一大形装飾土器、銅鐸、そして埋蔵金」を実施し、「埋納行為」をテーマとして、縄文時代草創期の有舌尖頭器の埋納遺跡、銅鐸埋納、鎮壇具、中世の埋蔵金、そして近代の地旗祭跡まで、通時代的な展示に取り組んだ。

その中で、縄文中期の井戸尻期から曾利期初頭を中心とした大形装飾無しは把手を持つ土器が、意図的に埋納されている状況を、出土状態の写真などを示しながら展示了した。その中心的な展示として甲州市塙山中萩原に所在する安道寺遺跡の巨大装飾土器の埋納遺構について、出土土器（写真1）の展示ばかりではなく、埋納状態の原寸模型と写真による展示（写真2）をおこなった。展示では、報告書（小林・里村1978）の記述に従い、埋納行為の過程を説明したが、原寸の大上器を粘土で模造し、それを壊して発泡スチロールで製作した土坑断面に、出土状態のとおりに配置する予定であった。そのため、より詳細な分析を行っため、土器の写真実測と展開写真撮影を、小川忠博氏に委託して実施し、出土状態の写真や図面から、詳細な埋納過程を復元し、展示に生かす予定であった。しかし、分析を充分尽くせぬまま、特別展開催に至ってしまった。ここでは、遅ればせではあるが、その責をはたしたい。

1. 安道寺遺跡と報告書の記述について

甲州市塙山中萩原に位置する安道寺遺跡は、昭和51年（1976）に畑地灌漑用水路工事に伴い発掘調査された、縄文時代中期の集落遺跡である（第1図）。幅8m、長さ7.4mにわたって設定された調査区から、五領ヶ台期から曾利Ⅱ期までの堅穴住居跡が19件検出されている。周辺には、重部原遺跡、柳田遺跡、殿林遺跡という縄文遺跡が知られており、ひとつの縄文文化圏を形成している。報告書は、小林広和氏と里村一氏の執筆、編集により昭和53年に刊行されている（小林・里村1978）。また、小林氏の論文の中でも記述・分析されている（小林広和1986・1987）。

今回分析する埋納遺構は、曾利期の17号住居址内に掘り込まれた、最大径65cm、深さ70cmの土坑である（第1図）。

埋納されていた土器は、3個体ある。高さ82cmもある曾利Ⅰ式の満巻把手状装飾（小林2003）を4単位もつ巨大装飾土器が1個体あり、大破片に分割されているものの、接合作業によって完形土器に復元された。これをA個体と呼ぶ。その個体の満巻把手状装飾部分が4点あり、おそらく1個体と思われる。これをB個体と呼ぶ。3番目は、高さ38cmの小振りな土器で、完形状態で土坑底部に横たえられていた。これをC個体と呼ぶ。

それぞれの出土状態は、次のように記載されていた。

「土壌底部には」C個体「が横位に埋設されており、その上には8個の把手と一個体の大型上器片が、覆いかぶさる様な状態で検出された。8個の把手と一個体の横位の土器にふたをするかの様に埋設し、残りは順次不規則に埋設してあるのが認められた。脛部破片はこれらをかぶせる様なかたちで認められた。8個の把手のうち4個は脣部と接合し、完形土器を故意に破壊し、埋設したものであることが判明した。横位埋設土器中・底部付近には、焼土塊が検出されている」（報告書P 19～20）。

また、別項では「把手付上器等を出土した土壌」（報告書P 104）として、次の記述がある。

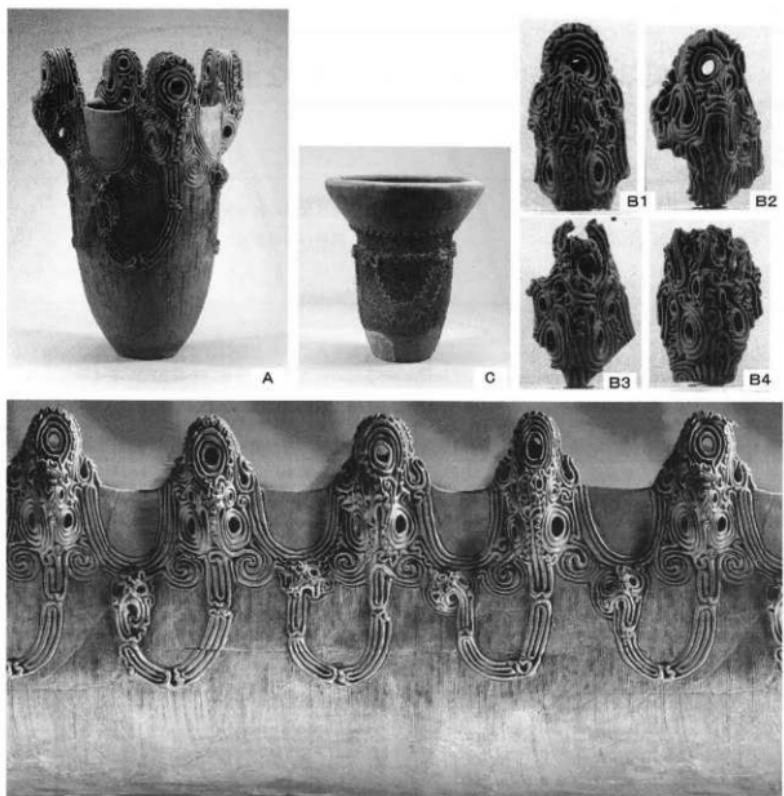
「17号址内の土壌に埋設されたもので、まず完形土器内に焼土塊を生ずる行為がなされた後に土坑内に埋設され、1個の把手でふたをし、さらに3個の把手を土器の周囲に入れ、4個の把手の大形完形土器を破壊し、把手を埋めた後、これらを覆う様に脣部破片を納め完了する一連の行動が認められるが、この行動がいかなる原因に依るものであったかは、横位埋設土器の収納品が現存しない今となっては想像の域をでるものではない。」

この土坑は17号住居址内にあり、住居址出土土器とほぼ同時期であるものの、住居址が構築される前か、廃絶後かいずれかに構築されたものかは判断されていない。

2. 土器の記載

A個体

A個体については、報告書では写真が提示され（P.L. 40）、発掘を担当した小林広和氏が2003年に発表した論文

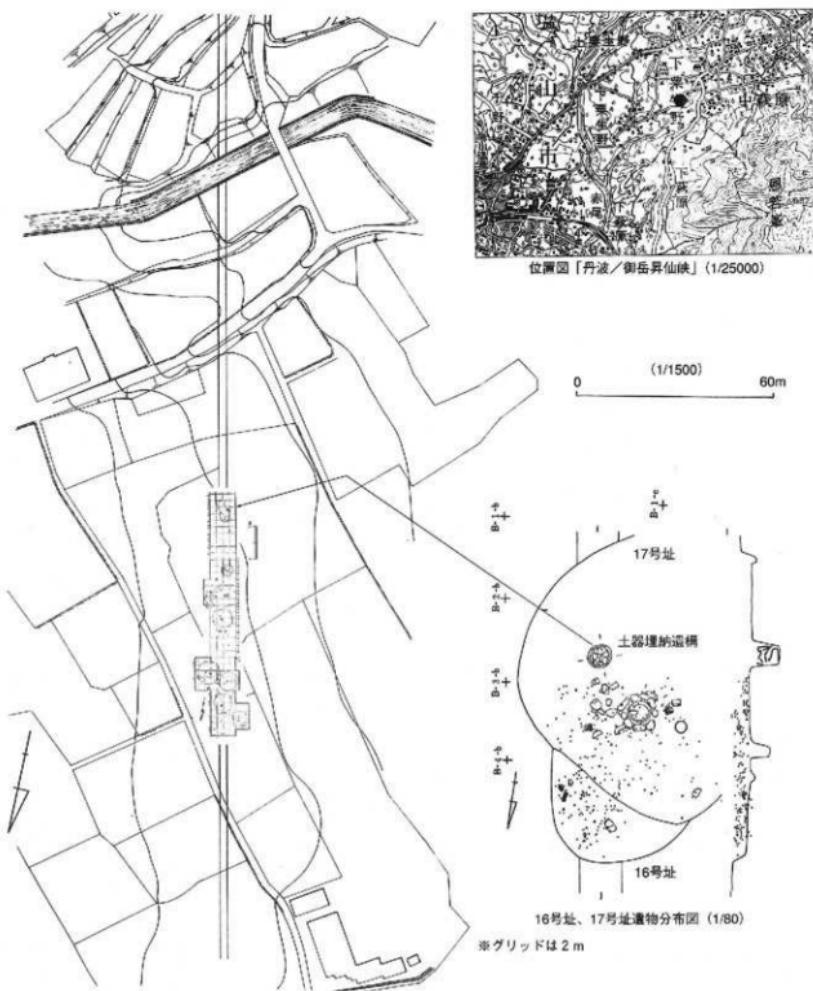


A個体展開写真

写真1 安道寺遺跡土器埋納遺構出土写真（撮影：小川忠博氏）



写真2 埋納状態の復元展示（第26回考古博物館特別展）



第1図 安道寺遺跡と土器埋納造構の位置図（小林・里村1978より）

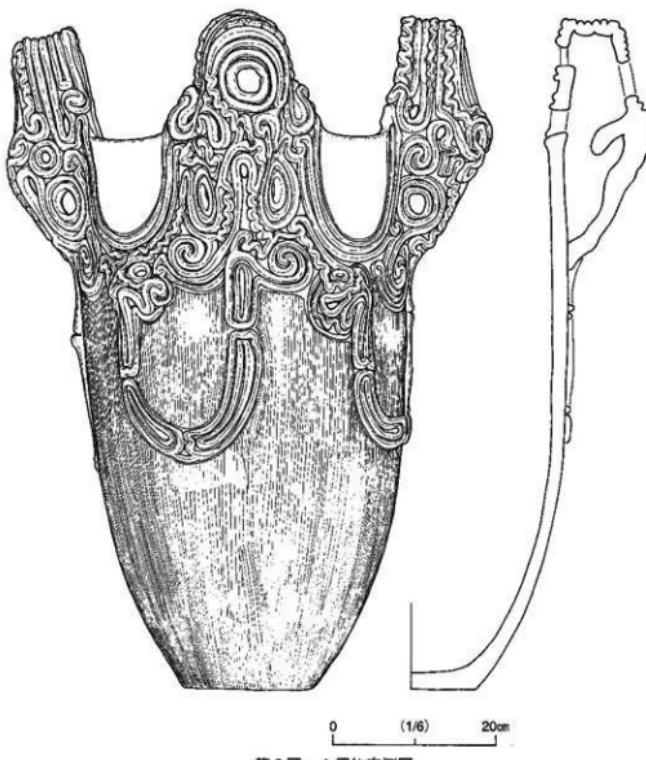
のなかで、実測図を提示した（小林広和2003、P111）。その後、大幅な修復を行っており、小林氏の図はそれ以前のものである。

今回の特別展でおこなった写真実測図が第2～4図である。第3図には渦巻把手状装飾部分のみを側面図・裏面図の4面実測図で示した。また、展開写真を利用して作図した展開図を第4図に示した。

この土器は、高さ82cm、口縁部径が44cm、底径が16cmである。

文様は、粘土埴添後に両側を押さえて施文した丈の高い隆帯により、弧状、波状、渦巻状、同心円状の文様を構成要素とする。隆帯は三叉することはあるが、十字には交叉しないように施文されている。

地文は縦方向の条線で、底部端にいたる胴部下半全体に



第2図 A個体実測図

施文されている。隆帯および文様周囲を縁取る浅い沈線の施文後に施文されている。数本のヘラ状工具を束ねたもので施文したと考えられ、上下方向に3段階程度に分けられて施文されている。

溝巻把手状装飾部分は高さ30cm前後、厚さが10cm前後ある。A 1~4まで番号を付した(第3図)。中空で、粘土板や粘土紐を組み合わせて構成している。第2図の断面図は、正確に測定できたものではなく、穴からの観察によっておよそ推定される状態を図化している。

その上部に太鼓を戴せたような独特の文様があり、この土器を特徴づけている。表裏に貫通するような大きな穴が開けられており、周囲には2~3重の同心円が施文されている。溝巻把手状装飾下部には双環の把手状文様があり、これも2~3重の隆帯による同心円文がめぐる。溝巻把手状装飾内面側下部にも指円が穿たれ、1重の縁取りがめぐる。他にも、溝巻把手状装飾部分に縁取りがある小さな穴があるが、他から連続してきた隆帯がめぐる場合が多い。

溝巻把手状装飾下端左右に、溝巻状あるいは巴状の文様

が施文されている。右側が左巻、左側が右巻となり(A 1)あたかも藝術家ダリのひげのような形になるものと、右側が右巻、左側が左巻となるもの(A 2~4)がある。この文様もこの土器を特徴づけるものである。

溝巻把手状装飾部分は、3~4重の弧状隆帯とそれに囲まれた口縁部を含むよく平滑調整がなされた無文部によって連結されている。

弧状隆帯の下端に、半球状で中空の装飾突起を付している。装飾突起には穴が3ヶ所開けられており、隆帯の縁取りがあり、同心円とヘアピン状のものがある。

装飾突起は、胸骨状の文様によって溝巻把手状装飾部分下部と連結している。大きな文様部分の周囲には浅い沈線で縁取りされている。

B個体

B個体は、実測図・写真を初めて提示する。A個体と同様の溝巻把手状装飾で、4点あり、B 1~4と番号を付した(第5図)。A個体と同様に、高さ30cm前後、厚さ10cm前後である。

A個体との違いは、特徴的な太鼓状文様の表側の表現が不明瞭で、穴が正面から大きく見えない点である。穴の縁取りの同心円隆帯文がA個体では2~3重であったが、B 1~2では1重で小さく、B 3~4では欠損で不明な部分が多いものの、B 3では申し訳程度に縮小していることが明らかである。

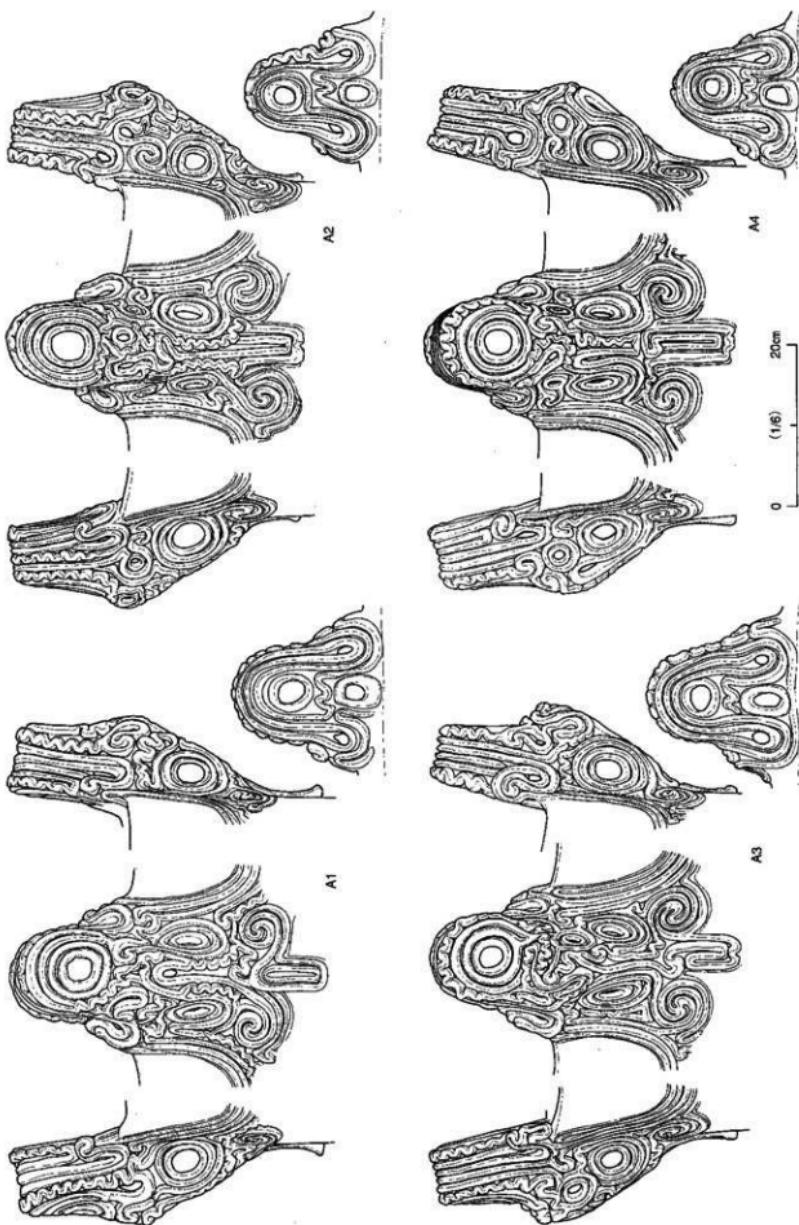
中央部のうねるような文様要素が勢力を増しているような印象を受ける。

裏面の文様構成はA個体とはほぼ同じであるが、口縁部との境界線が明瞭で、深い沈線として施文されている。

また、穿たれた小孔に隆帯が入り込んで切れるような施文がみられる。

太鼓状の文様はA個体を特徴づける文様要素であるが、B個体を製作した時間のなかで、変化が著しい要素であり、変化の新旧関係は不明であるものの、土器文様の変化を考察するには興味深い資料である。

第3图 A 固体涡卷把手状装饰实测图



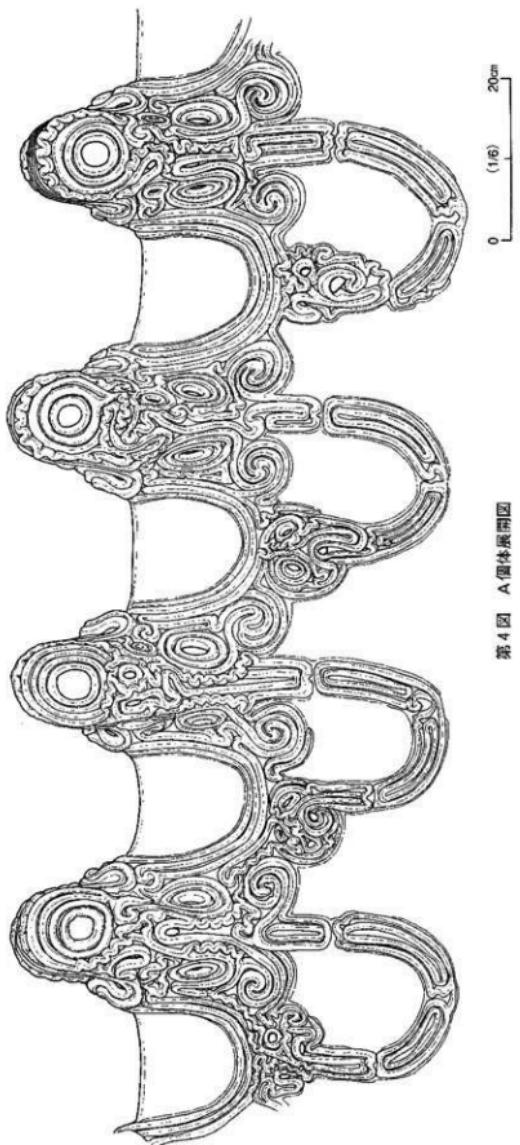


図4 A個体断面図

なお、B3・4資料は上端部を欠損する。土坑内で、風化によって消失したらしい。

C個体

C個体は、報告書で実測図が提示されている(P55)が、改めて写真実測をおこなった(第6図)。高さ32cm、口径32cm、底径12cmを計る。展開写真は撮影していないが、4面撮影した実測写真から、報告書の断面図を参考にして作図した。

キャリバー状に開いた口縁部が無文で、頸部以下に、細い粘土組の添付による波状文、粘土組添付後に半裁竹管状工具でナデ処理された隆帯、体部を直接、半裁竹管状工具でナデ処理された隆帯、細い半裁竹管状工具で施文された集合沈線による地文によって構成される。

頸部には断面三角の隆帯を施文した上に、細かい波状添付文が上下に施文される。

さらに、ヘビの頭部を想起させるようなコの字状とへの字状の太い添付文が、断面三角の隆帶上に施され、波状添付文で縁取られた弧状と直線状の集合隆帯が垂下する。

このコの字状とコの字状の添付文が、弧状集合隆帯で結ばれた文様が1単位、コの字状とへの字状添付文が、弧状集合隆帯で結ばれた文様が1単位、コの字状添付文から直線状集合隆帯が乗下し、中央にトンボの羽のような添付文がみられる文様が1単位、への字状添付文から直線状集合隆帯が垂下する文様が1単位の、合計4単位がある。

このコの字状とへの字状の添付文は、断面三角隆帯と垂下する集合隆帯とそれを縁取る波状添付文の後に施文され、断面三角隆帯上の細い波状添付文はその上に乗って施文されている。

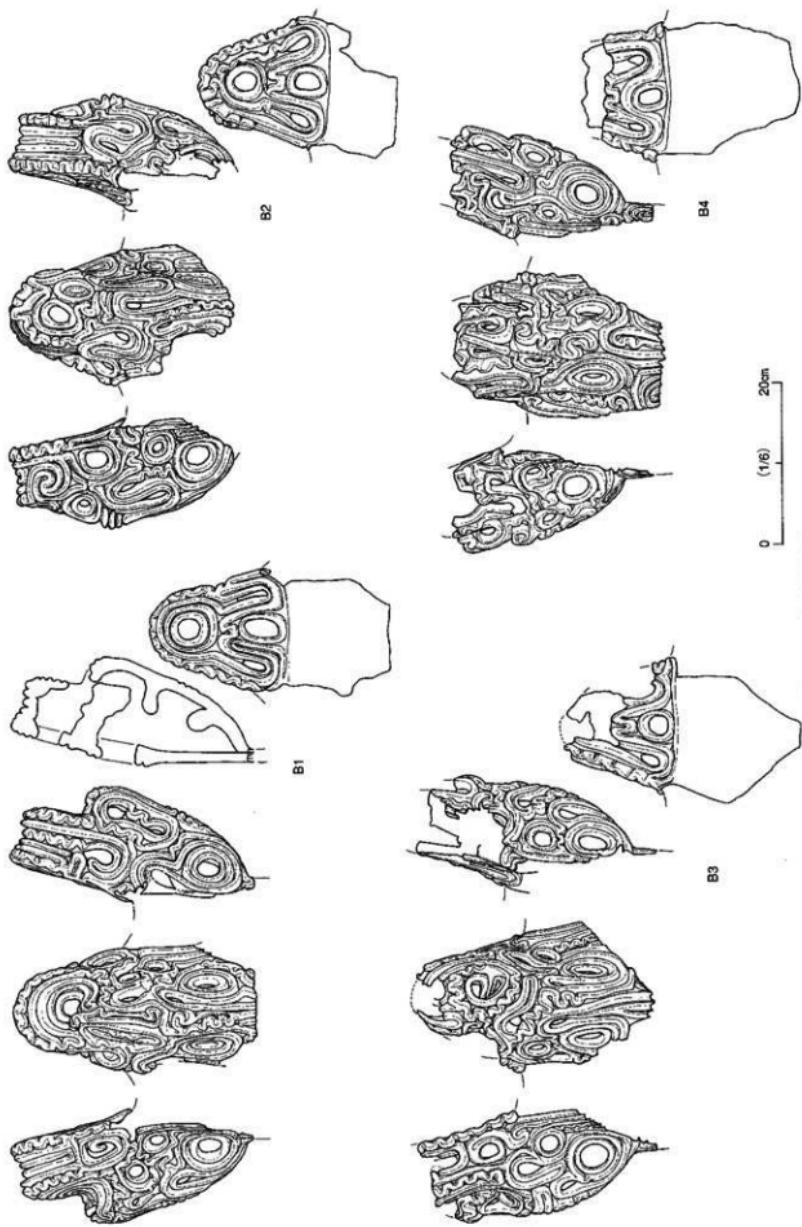
内面の保存状態がよく、特に念入りに平滑処理されているのが印象的である。

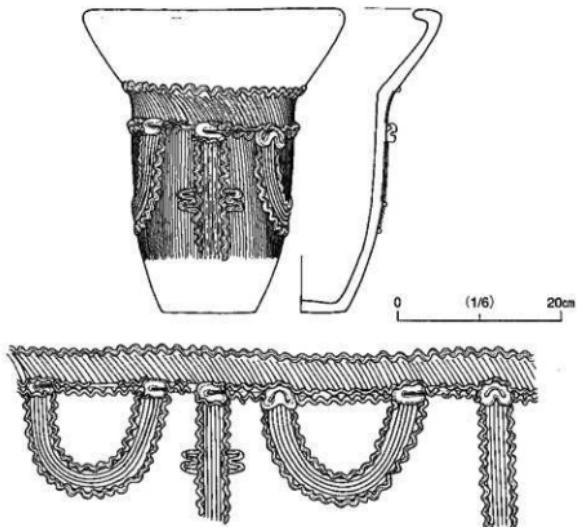
3. 埋納状態の再検討

実測図を作図した後に、A個体については欠損部位を確認し図化した(第7図)。修復時に推定復元された部分である。

また、報告書の図面や、当館で保管する写真資料を参考に、現物に残る割れ縫を確認しながら、埋納されていた状態の破片の範囲を図化した。さらに、それぞれの破片はどの位置から出土しているかを、写真と図面によって照合し、番号を付した(第8図、A個体はAナンバー、B個体はBナンバーの通し番号)。これらの作業によって、つぎの2点が判明した。

第5図 日食体実測図





第6図 C個体実測図

- ① 写真や図面で明確に確認できる渦巻把手状装飾は7点であり、1点が明瞭に記録化されていない（B2資料）。
- ② 欠損部位に接合すべき小破片数点が未接合のまま残されていることが判明した（A2破片の渦巻把手状装飾部分向かって右側第7回写真部分）。
- ③ については、残る資料の部位と、写真に写る部分との照合作業により、C個体に挿入された状態であったことが推定された。そこで、埋納過程を復元すると、以下のとおりである（第8図）。

埋納1段階

C個体の安置。C個体を土坑内に横たえ、B2内面を上にして、上端をC個体内に挿入、ないしは横たえる以前に挿入して一緒に安置する。

埋納2段階

B個体の安置。C個体の底部側に、B個体3個を安置する。左にB1（内面側を上、上端をC個体口縁部方向）、右下にB4（内面側をC個体側にむけて横位、上端をC個体口縁部方向）を安置する。さらに、B4の上にB3を重ねる（内面側をC個体に立てかける、あるいは上に乗せる、上端をC個体口縁部方向）。

埋納3段階

A個体上半部の安置。

- ① A2の渦巻把手状装飾主軸方向をC個体主軸と90度交差するようにし、渦巻把手状装飾上端をB1の上に重ねて安置。その際、A11-4がB3・4の外側に割れ落ちた可能性がある。

- ② A1を①の上に重ねて安置する。主軸は同方向だが、渦巻把手状装飾上端の方向が対応。
- ③ A3を②に重ねて安置する。A1渦巻把手状装飾上端方向の左側に、渦巻把手状装飾上端方向は②と反対、渦巻把手状装飾左側が上に向く形になり、渦巻把手状装飾がC個体口縁部にふたをするような形で落ち込む。この際に、A5が分離し、A11-3がB3・4の外側に割れ落ちた可能性がある。

- ④ A4を②に重ねて安置する。A1渦巻把手状装飾上端方向の右側に、渦巻把手状装飾上端方向は③と反対に向ける。この際に、A11-1がB3・4の外側に、A11-2がB1の外側に割れ落ちた可能性がある。

なお、③、④の順序は明確な証拠はないものの、後述する埋納要点からして推定した。

埋納4段階

A個体下半部の安置。

- ① A6を安置。その際にA8が割れ落ちる。
- ② A9・10を安置。
- ③ A7を安置。

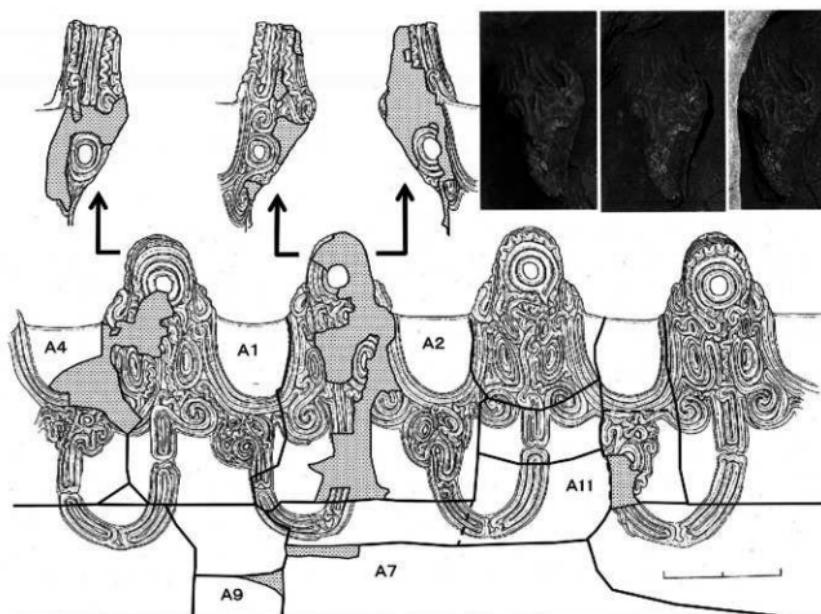
①～③は底部方向を同一にし、A1上端方向に底部を置き、覆うようしている。

A6・7は、埋納後の土圧で破断し、写真でみるようなその場での割れ状態を示している。

4. 埋納行為の要点

このように復元された埋納行為の要点をまとめると以下のようになる。

- ① 完全個体（C個体）、分割完全個体（A個体）、部分個体（B個体）の3種類を埋納している。
 - ② 完全個体に部分個体を関連づけている。
 - ③ 部分個体の1つは挿入し、他を完全個体側部3方に添える。
 - ④ 部分個体上部方向を挿入と他とを上下に入れ替える。
 - ⑤ 分割完全個体を、②～④の上に、完全個体と軸方向を90度ずらして、封するように安置。
 - ⑥ 分割個体の埋納時に軸方向を上下入れ替える。完全個体や部分個体から見ると、上部方向を左右に入れ替えていているとも表現できる。
 - ⑦ 最終的に分割個体底部で全体を覆う。
- 個体の残し方の3様態、完全と不完全のセット関係、完全個体への挿入という行為、安置方向をセット関係では上



第7図 A個体の欠損部位（網点部分。修復で文様が推定復元されている。写真と復元の違いに注意。）

下すなわち180度方向で組み替え、別過程では90度組み替えるといった、埋納作法と呼ぶべき要点が抽出される。

さらに注意すべきは、報告書で記載があるように、C個体の「中・底部付近には、焼土塊が検出」されている点である。この記述によれば、土器の中位まで焼土が充填された状態が推定される。B2資料は、焼土が充填された土器内に挿入されたことになり、土が詰められた土器の中に埋められた状態で安置された可能性もある。B2資料やC個体内部が非常に良好な保存状態のもの、空洞状態で埋納されたのではなく、土が詰められた状態で安置されたからかもしれない。

以上の過程で、A個体の破片が土坑底部に落ち込むような状況が復元でき、土壌の封入はすべての安置が終了した後に行われたと推定される。

さらに、A・B個体の間は、当初の封入土壤が入らず空洞となった可能性があり、A2資料や、B3・4の一部がもろくなってしまった原因のひとつではないかと推定される。ただし、風化消失は空洞部にある全てに見られるわけではなく、有機物などの物質を局的に付着させていた可能性も考える必要があろう。

和課長の若き日の成果である。こうして再分析に耐えうる資料を残された小林氏の精緻な業績と、また日頃からのご指導にも心から感謝したい。学恩に感謝しつつ、本稿を捧げたい。

また、同じく平成20年度末で退職される新津健所長には、こぼれに尽くせないほどの様々なご指導、ご鞭撻をいただきてきた。今日こうして活動ができるのも、新津所長の暖かい人柄があったからこそと、ただただ感謝申し上げたい。お二人には、今後とも変わらずご指導いただけるようお願ひ申し上げる次第である。

小林広和・里村晃一1978『安道寺遺跡調査報告書』山梨県教育委員会

小林広和1986『原始時代』武川村誌（P 203～213）武川村

小林広和1987『縄文時代の土壙について』『研究紀要』山梨県埋蔵文化財センター・山梨県立考古学博物館

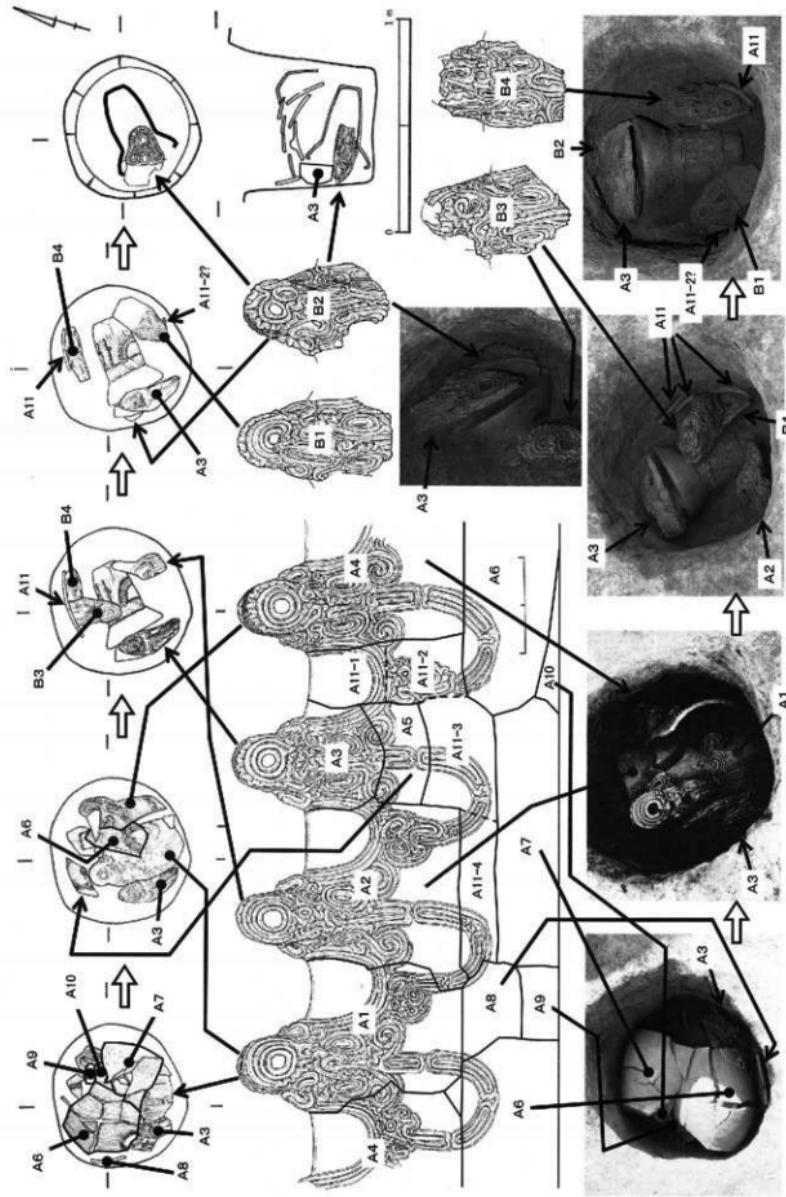
小林広和2003『満巻把手状装飾土器の展開—満巻突起連続土器から満巻把手土器へ—』『研究紀要』山梨県埋蔵文化財センター・山梨県立考古博物館

山梨県立考古博物館2008『埋められた財宝—大形装飾土器、銅鐸、そして埋蔵金—』第26回特別展展示図録

おわりに

安道寺遺跡の調査は、平成20年度末で退職される小林広

第8図 埋納状態検討図（平面図は、小林・里村1978より白又キ矢印は、発掘や作業の進行過程を示す。）。



金生遺跡 1号配石の構成と系譜

～縄文晚期大規模配石の背景にむけて～

新津 健

はじめに

- 1 金生遺跡の概要と1号配石の調査成果
 - (1) 遺跡の概要
 - (2) 1号配石の概要とこれまでの調査成果
 - (3) 1号配石構成の再検討
- 2 1号配石の機能

3 1号配石の形成と集落

- (1) 1号配石の形成時期 (2) 集落と配石
- 4 成果と課題
～八ヶ岳南麓からみた1号配石の系譜にむけて～
おわりに

はじめに

昭和55年（1980）、金生遺跡の発掘調査が行なわれてからすでに30年近い時が流れた。この間、遺跡の中心をなす3,400m²は圃場整備事業区域から除外され、国史跡指定としての告示（昭和58年）・公有地化の実施、そして史跡整備事業の実施（昭和63年～平成3年）という経過を経て、現在は八ヶ岳南麓の田園地帯の真っただ中に、縄文晚期のムラが復元されている。遺跡の所在表示も、当時の山梨県北巨摩郡大泉村から北杜市大泉町へと変り、史跡の管理は新しく町村合併により生まれた、八ヶ岳南麓やその周辺を包括する北杜市により実施されている。

30年前、山梨県では北巨摩郡を中心に、水田区画の再編成・圃場整備事業が大きく展開はじめていた。これまで所在がよくつかめていなかった水田下に埋る遺跡が、続々と発見されることとなったのも、この圃場整備事業に伴う発掘調査が実施されるようになったからである。金生遺跡の発見そして発掘調査も、まさにこの事業にともなったものである。標高770mの八ヶ岳南麓にて、これまであまり知られていないかった縄文時代後・晚期という時期の配石遺構が顔を出し始めた昭和55年の夏頃、その情報は新聞やテレビなどの報道により広く伝えられ、日々見学者の訪問が増加するようになった。そして多くの県民の熱意や関係者間の努力により、冒頭に述べた史跡指定そして整備という経過をたどり、遺跡の中心部分は保存が図られ史跡公園として活用されているという現状を迎えることができたのである。

この金生集落のシンボルでもある遺構が、報告書にて1号配石と名付けられた、幅約10m、長さ約60mという大規模な配石遺構である。これまで筆者は、特に焼人骨が出土した石棺状石組の存在を考慮する中で1号配石の機能に

ついては、「単なる埋葬地に止まらず、特定の墓を中心として、その辺に関わる儀礼、さらにはより発展した祭祀の行なわれた場」と考えると共に、金生集落についても、1号配石を構成する施設や多くの石の存在、石棒や土偶それに土製耳飾りの多さも加え、この地域における拠点性という面からの位置付けを行なってきた（山梨県教育委員会1989）。その後も「1号配石は八ヶ岳南麓における一定の広域圏内を対象とした、特定の墓を中心とした折りの施設であった」と考えてきた（新津1992）。しかし史跡保存のため調査が遺構上面にてとどまっていることも合わせ、配石の構成要素や形成過程の詳細な検討についてはその後も専段にふれることはなく、現在まで至っている。今回小論を構するにあたってもこの問題を解決するまで踏み込めるかどうかは疑問であるが、この金生遺跡の中核をなす1号配石について、その後実施された遺跡整備事業に伴う新しいデータも取り込む中でその構成要素を再度整理しながら機能や形成過程、さらにはこの配石が出現する系譜といつた問題まで提起できればと思っている。

1 金生遺跡の概要と1号配石の調査成果

(1) 遺跡の概要

金生遺跡は、八ヶ岳南麓の比高差の少ない尾根上に位置する。遺跡がある箇所の標高は770m～790mを測り、ここからの展望は頗る良好である。南には富士山、西には南アルプス甲斐駒ヶ岳や鳳凰三山、東には奥秩父山塊の櫛山・金峰山、そして北側には八ヶ岳連山の赤岳や櫛原岳が間近に迫っている。金生遺跡から発見された遺構は次のとおりである（第1図）（山梨県教育委員会 1989）。

・住居 前期初頭1、中期後半2、後期前葉3、後期中葉4、後期後葉4、晚期前半12、晚期後半4、後期後半～



第1図 金生遺跡全体図（山梨県教育委員会1989より）

晩期前半7、晩期前半～後半1、不明（後期～晩期）3

・配石遺構5・石組遺構15・土坑8

これらの遺構からみて金生集落の中心は、後期前葉の堀之内1式期に始まり、その後加曾利B1・B2式期を経て後期後半から発達し始め、晩期前半に最も拡大し晩期後半にまで継続するという経過をみることができる。その後、後期から晩期の住居に関しては次のような時期細分を試みた（新津1992）。後I期（堀之内式）6軒、後II期1軒（加曾利B1式）、後III期2軒（加曾利B2式）、後IV期（加曾利B2新）1軒、後V期（後葉前半）5軒、後VI期（後葉後半）3軒、晩I期（大洞B、安行3a、清水天王山、御経塚3式系）3軒、晩II期（大洞BC、清水天王山式2段階、佐野1式、中屋1式系）9軒、晩III期（大洞C1、安行3b～c、佐野・式系）4軒、晩IV期（大洞C2式～A式、氷I式）3軒。のことから、やはり晩期前葉の時期に最も住居数が多く、配石遺構も含めてこの時期に金生集落が最盛期を迎えていたことが確認できる。

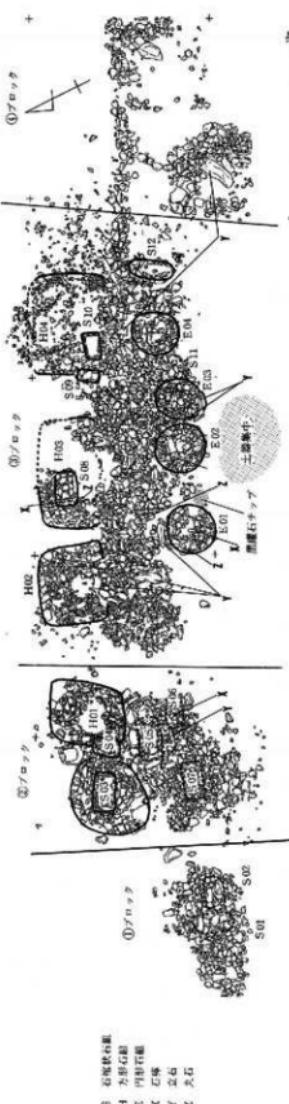
次に5基が発見された配石遺構についてであるが、最も大きい1号配石は、晩期前葉の土器が中心となることからこの時期にやはり最盛期を迎えたものとみられる。しかし、後期後半から晩期中葉までも含むことから、その前の時期にも機能していたことは確かであろう。特に後期後半期の土器も目立つことから、この時期から形成が始まった可能性があり、住居群の形成と併せて展開していくことを考えてきた。この1号配石とは離れて、住居群の北側には4号と5号という配石遺構が発見されているが、これらも晩期前半の遺構である。特に5号配石は石剣を伴う葬葬施設と考えている（新津1984）が、同じ時期に1号や4、5号配石が造られた意味を考えいく課題は残されている。2号、3号配石は晩期後半のもので、ことに複数の大形石棒や中空土偶が出土した2号配石についてはこれまで祭祀性の強い遺構としてきたが（新津1983）、現状では墓の可能性についても考慮すべきものと考えている。

（2）1号配石の概要とこれまでの調査成果

①本調査（昭和55年度）の概要

1号配石は、北から南に傾斜する尾根を東西に横断するかのように構築された遺構である。発掘された箇所において、全体には南北約10mの幅で、東西約60mの長さに延びるものであるが、実際には発掘区外にも延びるものと思われる。特に尾根の高い部分である東側に続く可能性はある。西側は谷への落ち込みが始まつてある箇所にあたることから、配石のはば端に近い箇所まで調査できたものと考えている。

なお、東西約60mと標記したが、実際は一連として繋がっているものではなく、石のない空間部が2ヶ所にあることから報告書では四つのブロックから構成されるものとし



第2図 金生遺跡1号配石（山梨県教育委員会1989より）

て扱った（第2図）。このうち1、2ブロックは確かに分かれるものの、3、4ブロックについては連続性がありさらに検討が必要である。各ブロックはそれぞれ複数の小遺構～方形石組（図2中のH01～04）、円形石組（同E01～04）、石棺状石組（同S01～12）、石列等から構成されており、さらに石棒、丸石、立石等が加わることが確認されている（註1）。石棺状石組のうちでも特にS03からは焼けた人骨の破片が出土していることから、墓としての機能を果たしていたことがわかるが、それに祭祀的な役割が加わった施設であると考えてきた。配石全体からは後期中葉から晩期終末までの上器が多く出土しているが、中心となるのは後期後半から晩期前半であり、土偶や土製耳飾りの出土も多い。住居との位置関係については、1号配石の南側、すなわち斜面の下方向には後期後葉（後J期）の住居3軒が並んでおり、北側には後期後葉及び晩期前半の住居が近接するが、特に晩期前半（晩II期）の住居5軒が等間隔に並んでいる。さらに晩期では、5軒の住居以外にも1号配石の北側には、広場のような空間を離れて、4号配石や5号配石といった墓域とみられる遺構やいくつかの住居がある。このことから晩期前半に関しては、1号配石を前面としてその背後に住居群、広場、墓域といった集落構造にあつたことが考えられる。1号配石の機能を考える上でも、このような遺構の配置関係は重要であり、後期段階での1号配石の意味合いとの違いもこのあたりにあるのではないか。これについては本論の課題の一つである。以下、この昭和55年度本調査の報告書については、本報告書と呼ぶ。

②整備調査（昭和63年度）の成果

先にも述べたように、昭和55年度の本調査が終了する際に、後日指定されることになった3,400m²については工事区域から除外され、砂による埋め戻しを行なった。史跡指定後の昭和63年、大泉村教育委員会によりこの範囲が整備されることとなつたため、埋め戻された砂が全て取り除かれ、発掘時の状態に一旦戻された。その後、整備が実施され最終的には盛り土上面に配石遺構が復元されたが、その復元のためのデータをとるために第2ブロック及び第3ブロックの一部（S11とした石棺状石組）の発掘調査が実施された。この調査結果は大泉村教育委員会（当時）の伊藤公明氏により「保存整備事業報告書」中に詳しく述べられている（大泉村1991）。以下この昭和63年度の調査を整備調査と呼び、各ブロックごとにその成果を検討する。

[第1ブロック]（第5図）

○方形石組と円形石組について

本報告書では方形石組S01、S02の存在を推定したが、整備報告書では詳細な表面観察から4基の円形石組で構成されたものと判断されている。

それらの重なりあるいは、石の状況から、K06→K07→K08→K09という前後関係が想定された。これらについては

後ほど検討するが、K06は円形石組の可能性は高いと思われるが、K08の部分については本報告書でS01とした石棺状石組の可能性は残されているものと考えられる。

[第2ブロック]（第3図、第5図）

○円形石組について

本報告書にてS05とした施設の存在は、確認できなかつた。そのかわりここには上坑を伴う円形石組（K01）の存在が考えられた。またS06は石棺状石組というよりも、中央空間に大形石棒を伴う円形石組とみなされ、新たにK02という遺構番号が付けられた。さらに表面観察から、K02に切られたK03の存在が考えられた。これには立石が伴う。

○石棺状石組について

S07は下部まで調査が行なわれ、平石積みの石棺状石組であることが確認されるとともにから4溝から弧状に行列が延びるという性格も確認されている。南面には平石が集まる部分がありS07に伴う施設と考えられている。

○本ブロックの構成

方形石組（H01）、石棺状石組（S03、S04、S07）、円形石組（K01～K03）から構成される配石遺構と考えられ、その新旧関係については次のように想定された。

- (1) S03→H01→S04
- (2) H01→K01→K03→K02
- (3) S07→K03

なおH01内の精査中に匙形土器が出土している（第6図）。入り組み文や三叉文の状況から安行3b式に比定できる。

[第3ブロック]（第5図）

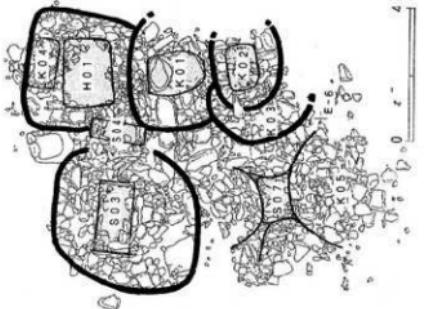
○石棺状石組について

偏平な石が階段状に並んでいた遺構があり、本報告書では石棺状石組の蓋の可能性あるものとしてS11と名付けたが、この蓋とみられる半石をはずし下部の調査が行なわれた。その結果、石棺状石組であることが明らかとなった（第4図）。内部から羽状沈線文土器片が出土している（第6図2）。羽状沈線文は中部高地にあっては加曾利B2式から晩期前葉までみられる一群であるが、S11出土の上器については、沈線の太さや間隔からみて加曾利B3式から後期後葉前に位置づけられるもので、ここでは後期後葉の可能性があるものとみておきたい。なお、蓋石については、後の時期に周囲に石を積み重ね、石組の床としても利用したものととらえられている。

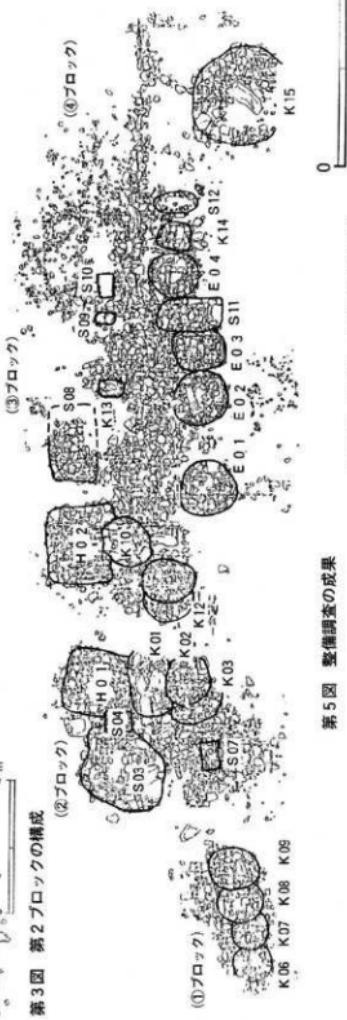
○円形石組について（第5図）

新たにK11、K12が認定され、K12→K11という新旧関係が想定された。これらは石組みとしての中央空間はもたず、全体に石が投入されたものと分類されたが、表面観察にとどまっていることから疑問有りともされている。さらに本報告書記載のE04の東隣には、円形石組K14が想定された。

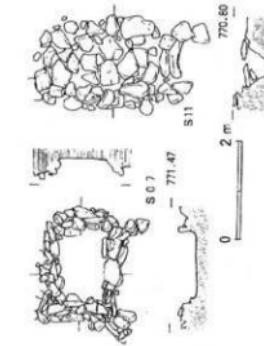
○方形石組について



第3図 第2ブロックの構成



（第3図～第6図 大泉村1991年）



第4图 石棺状石组



11



第5図 整備調査の成果

本報告書では、本ブロックの北側部分には方形石組（H02、H03、H04）が位置するとしておいた（第2図）。まずH02について報告書では南辺側に敷かれている平石群を、このH02と一緒にしたものと考えたが、整備報告書ではそれを否定するものではないとしながらも分離してK10とした（第5図）。これについては後ほど検討したい。

H03について、本報告書では石が失われたことを想定して6m×3mという幅広い方形遺構と推測し、その中に石棺状石組（S08）が伴うものと考えた。整備報告書ではS08を中心としてその周囲に石組みされている施設とし、H03の存在は否定した。さらにH03の範囲内に含まれると考えていた東南隅の石群を、新たにK13として石棺状石組の存在を想定した。S08を中心とした石組という考え方では、2ブロックS03の広がりに共通するものであり、納得できる解釈といえる。

H04については特に新知見はないが、積極的にその存在を認める成果もみられていない。

[第4ブロック]（第5図）

東西に走る石列から南に張り出しかのように、中央に立石をもつ5m×4.5m石積みがみられた。整備報告書ではこれを円形石組とした（K15）。

以上、整備報告書の概要を整理してみたが、その報告の中で伊藤氏は、特に円形石組について次のように分類している。

1類 全面に平石が敷かれるもの。H02に関わる施設として想定されたK10が該当。

2類 人頭大の石を主体に円形に配列したもの。4つに細分される。

a類 中央に空間を持たず、全体に石が投入されるものの。K03、K11、K12、K15。

表面観察に限られることから、伊藤氏も疑問を残す。

b類 中央に空間を持ち、下部に敷石を伴わないもの。K07、E01、K14。

c類 中央に空間を持ち、下部に敷石を伴うものの。K08、K09、E02～E04。

d類 中央に土坑を伴うもの。K01。

2ブロックを除く下部の調査は実施されておらず、全体に表面観察からの見解であり、中央に石が充填されているものについては想定の域を出ないことから、調査者の伊藤氏も特にa類については疑問の余地を残している。また伊藤氏もまとめているように、円形石組については、やはりb類とc類とが主体となることは確かであろう。円形に囲まれた中央空間が、この種の遺構の機能に関わる場であったと考えてよからう。

石棺状石組については、概ね次のように分類されている。

○下部構造が生活面と同レベルに構築されるもの～S

08。これは床に敷石されていることも特徴である。

○埋葬施設であるものの、ある種の領域を持つもの～S03、S08。ある種の領域とは、石棺状をした埋葬施設を中心として、これを取り巻くかのように周囲に石が配される形態を差すものと理解できる。

○大型のもの～S11、S12

○小型のもの～S04、S09、S10、K13

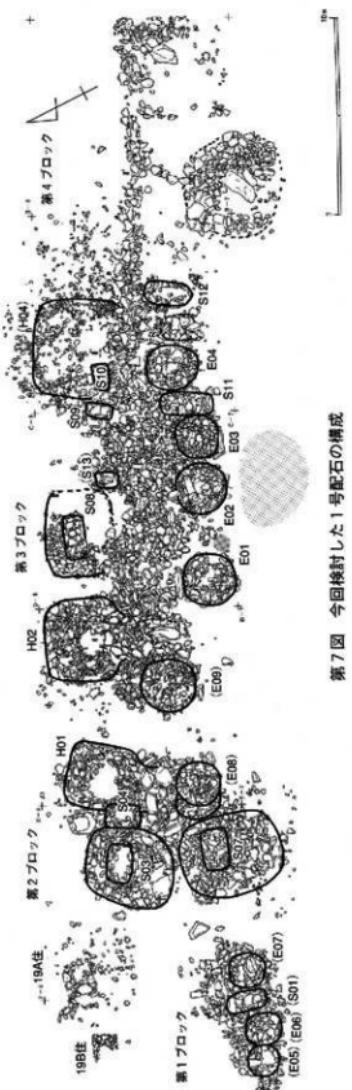
これらは、従来の配石墓の一種に共通するものであり、やはり埋葬施設としてとらえてよからう。しかし伊藤氏も指摘するように、機能的な差異を考える必要があり、同時に時期差も考慮しなければならない。これらについても後の項で検討したい。なお、S11の蓋石について伊藤氏は、周囲に石を積み重ねて円形石組みと同様の機能が付与されたと考えている。

(3) 1号配石構成の再検討

1号配石の構成については、表面観察が中心となるものの本調査と整備調査との2度にわたる観察によりいくつかの可能性が見えてきた。ここでは2度の調査成果をもとに、再度1号配石を構成する施設について再度検討を試みる。本調査による第2図、整備調査による第5図に加えて、ここでは新しい認識として第7図により説明を試みていく。なお、第7図に示した新しい遺構番号については、表1に整理した(2度の調査による遺構認定の内容や遺構番号も整理してある)。

第1ブロック

最も西端に位置する東西8m、南北4mの配石。他のブロックと異なり南北方向が短い。このことは配石の北側部分に、他のブロックにみられるような方形の配石が無いことに起因する。本来あったものが破壊されてしまったものなのか、あるいは形成されなかったのかは不明であるが、この箇所は表土からは深いところであることから、後世の擾乱により無くなってしまったということは考えにくく。やはり当初からこのような形状であったと思われる。あるいは形成途上ということとも考えられる。なお本ブロックの北側には4m程の空間を隔てて19A号と19B号という2軒の住居が発見されている。報告書では2軒とともに後期後葉から晩期前葉の住居としたが、後の検討では石引いがの形態からみて19A号は掘之内式期、19B号は後期終末の後VI期と考えた(新津1992)ものである。敷石住居および周囲に石が巡る周石住居であったと思われるが、炉しか残っていない。後世の擾乱により破壊されたというよりか、1号配石構築の際に、住居を形成していた多くの石が取り外されてしまったのではなかろうか。さらに推測すると、この2軒と第1ブロックとの間にある空白部は、さらに第1ブロックがさらに延びていくための空間ということも考えられる。このことは1号配石の構成や形成順序を考える上で



第7図 今回検討した1号配石の構成

重要であり、後からもふれることにしたい。

さて第1ブロックを構成する要素についてであるが、第2図にみると報告書では少なくとも2ヶ所の石棺状石組の存在を推定した(S01, S02)。これは平石が並ぶ様子から、石棺の蓋と考えたものである。これについては、整備調査時は下部調査は実施していないものの伊藤氏が詳しく表面観察を行なっており、円形石組み4基の重なり合いを推定した(第5図K06~K09)。但し石棺状造構の蓋石については、第2ブロックのS11に認められており、さらには後ほどふれるが北社市高根町青木遺跡で確認されている(第11図)。石の大きさや形状からすると青木遺跡に類似する。従って、報告書でのS01については石棺状石組の可能性は残るものと考えている。しかしS02については円形石組の可能性は十分に考えられることも含め、K06・K07・K09は伊藤氏の観察を重視したい。特に本ブロック西端前面にある空間部は、直径2m程の円形石組(K06)の中心部であることは確かであろう。

以上のことから、この第1ブロックは石棺状造構と円形石組等から構成されている可能性がある(第7図)。但し他のブロックにみられるような北側の方形状の石囲み施設や石棺状造構は形成されていない。本ブロックがこれで完結するのかあるいはさらに北側に増設されていくのかといった重要な問題は残る。なおここからは大形の石棒や丸石は発見されていない。

第2ブロック

第1ブロックとは2mの間隔があり、東西8m、南北10mという斜面の傾斜に沿ってやや長い不整形をなす。複数の施設から構成されるためこのような形状をなしているものと思われる。まずこのブロックの最も特徴的な構造は北西部分を構成する石棺状の石組みである(S03)。内部からは焼けた人骨破片が出土している。これらは小破片ではあるものの頭蓋骨、橈骨、寛骨・座骨、大腿骨の一部と鑑定されている。この石組みが埋葬に関わる施設であることは確かであり、特に東西の両短辺にたてられた平石の様子からは正に石棺という表現で呼ぶことができる形態もある。出土した人骨から考えると、焼かれた人骨が1個体納められていたものが後に別の場所に移され、その一部が残った結果なのか、あるいは焼かれた人骨の一部がここに納められたのか、疑問は残る。

この第2ブロックを構成する重要な要素として埋葬施設としての石棺状石組が含まれることは、1号配石の役割を考える上で重要である。なお、この周囲には多くの石がみられるが、それらは石棺状石組を中心にして直径3.5m程の範囲で取り巻いており、一体となった施設と考えられる。

この石棺状の施設およびそれを取り巻く石群(S03)と対になるかのように、東側には方形石組H01がある。この中央部には石で取り囲まれた2m×1.5m程の隅丸方形状

かとも思われる空間部がある。このスペースが、当時も空間であることに意味があったのか、あるいは何らかの構造物があったのかは問題となるところであり、後の項でふれてみたい。

なおH01の南に接して整備報告書ではK01という半石と土坑からなる遺構が想定されている(第3図)。この一部の平石についてはあたかも敷かれているようでもあり、後から述べるH02とその前面の敷石と類似した様相もあることから、K01を含めた平石群はH01と一緒に施設と考えてみた(第7図)。

このH01と先ほどの石棺状石組みS01との間に小規模な石棺状石組(S01)がある。このような石組の施設複数から構成される可能性から、本報告書ではS04からS07までの存在を推定した(第2図)。その後整備調査により、いくつかの新知見が報告されたことは前述のとおりである(第3図、第5図)。

以上、本調査と整備事業にかかる調査の成果を合わせた結果から、この第2ブロックの構成は次のように考えられる。

①新旧関係のある複数の遺構(施設)から構成されている。

②複数の遺構(施設)には、石棺状石組とそれを取り巻く石群(S03)、中央に空間がある方形の石組(H01)、中央に空間がある円形の石組あるいは大形石棒ないし立石を伴う円形石組(E08等)などがある。

③H01・S03とは北側、S07・E08等は南側に位置しており、その二つのグループの間には大きめの石が並ぶ傾向にある。この大きめの石列については第三ブロックから第四ブロックに連なる箇所にも認められており、各ブロックを南北に区分する行列あるいは各ブロックの基礎となる石列の可能性がある。

なお、H01の前面の平石は、H01と一緒にした敷石と考えている。南北の高低差は90cmほどあり、配石が斜面に築かれたことがわかる。この高低差は第3ブロックではさらに顕著となり、南北での遺構の種類にも違いがあり、斜面に構築されての高低差というものがこの配石の機能を考える上でポイントとなる。これについては、次の第3ブロックのところでふれることとする。

以上であるが、各施設の分類や機能については後ほど検討していくこととした。

第3ブロック

本ブロックは、第1や第2と異なり厳密な区分はできないものの、石列しか確認できなかった部分から東側を第4ブロックとし、複雑な施設(遺構)が密集する南北10m、東西25mの範囲を第3ブロックと報告したものである。第2ブロックでは、中央の石列を境として南北に遺構群として区分される傾向を窺うことができたが、本ブロックでは遺構の種類にさらに顕著な差が認められる。

[方形配石]

まず北側隅にはH02とした4.5×3.5mの範囲に石群が取り巻く施設がある。この内側は直径1.3mの円形空間となっており、多くの土器片が出土している。この空間の南辺には偏平な石が置かれているが、この石の空間側の一辺は、円形空間の内弧と合致するような山面をなしていることから、意図的にこの位置に置かれたものと考えられる(写真1)。この偏平な石に統いて7個程の平石が並べられ、2m×1m程の平場が形成されている。この平場のはば中央部に30cm四方の空間があり、付近に倒れていた細長い石をこの穴に立てたところびったりと納まった(写真2)。この細長い石が立石であったことは確かと思われるが、写真的位置はあくまで推測である(註2)。この敷石状の平場は伊藤氏がK10と呼んだ円形状のまとまりをなす傾向がある。H02と合わせてみると、あたかも敷石住居の張出し部のような感じである。ここから先は傾斜しながら配石の南面に至っており、南端付近には安山岩の大石が倒れかかったような状態にある。この大石はH02の中軸線の延長上にもあたる。もちろんH02からこの大石までは高低差(不規則な段差)があり、出入り口のような「体」となった施設となるには無理があるものの、配石全体の配置からみると、大石→平石テラス→H02という中軸線が意識された可能性はある。

H02の東側には1m程の空間を隔ててH03とした、やはり全体として方形状をなす遺構がある。この中心をなす施設は石棺状石組S08である。S08は第2ブロックのS03と規模は類似するものの底に石が敷かれているという違いがある。側石を始めとして上部が搅乱を受けており残存状況が悪いことから詳細はよく分からず。西隅に石棒が倒れ、また丸石も置かれているがこれらは石組の外側であろう。このS08を中心とした西側及び北側の石群の配列から本報告書では方形石組H03としたが、再度検討してみると第2ブロックS03とそれを取り巻く石群と同様な性格の施設となることも可能であろう。伊藤氏が整備報告書において「ある種の領域」と呼んだ石棺状石組と、それを取り巻く配石の範囲である。

伊藤氏も主張するように、ここはS08とそれを取り巻く配石という理解は正しいと思われることから、今回はH03の名称は使わずにS08を用いておきたい。いずれにしても2ブロックのS03とH01の組み合わせと同様に、3ブロックではH02とS08との組み合わせがあったものと考えたい。

本報告書ではこのH03の東側約2mの空間を経て、H04があるとした。散在するものの5.5m×3mの範囲で方形状に石が並ぶ傾向が見られたからである。ここにもS09及びS10とした石棺状石組がみられる。いずれも小規模の遺構であるが、組み合わせからみると第2ブロックS03とS04の関係と同様に、S10が横方向、S09が縱方向という組み合



写真1 H02中央空間と南側平石（写真上方）



写真2 H02の立石復元



写真3 E01の平置積（右側）と斜置積（左側）



写真4 E02の側面置



写真5 E04の縦面置（奥壁）、
奥外側の横型立石と東西の縦型立石



写真6 E03の横型立石と東西の立石

わせになる。特にS09には平石の蓋が伴っている。この二つの石棺状石組が中心となった施設であり、これを取り巻いて石群が構築されていた可能性が高い。これが報告書で記述したH04の範囲になるかは検討を要する。少なくともこの第3ブロックについては、北側には3群の方形ないし石棺状施設から成る群があったと考えたい。

[円形石組]

方形石組に対応して南側には、さらに特徴的な遺構群がある。報告書でE01～E04とした施設である。これは直径2.5m～2.7mの円形状に石が並べられたもので、この石に

より開まれた空間部は直径1.3～1.6mをなすことが基本となっている。つまり円形状に並べられた石はこの施設の「壁」をなすものであり、この石の壁により区画された中央の円形空間が、この石組みの機能を果たす「場」であったと解釈できよう。このような基本的な構造は共通するものの、細部についてE01～E04をみるといくつかの違いがある。まず「壁」をなす石の置き方については、①平らな面をそのまま並べて積み上げる「平置積」（第2図及び写真3）、②平置積の内側に、外側が高くなるように傾斜して並べる「斜め置積」（写真3）、③石の側面を立てて小口

表1 金生遺跡1号配石構成施設一覧

種類	今回使用した名称	位置	認定された本調査、整備調査の別、及び関連する番号
方形石組	H0 1	2ブロック	本調査認定
	H0 2	3ブロック	タ
	H0 3		整備調査により非認定
(H0 4)	3ブロック		本調査認定だが不確実
円形石組	E0 1	タ	本調査認定
	E0 2	タ	タ
	E0 3	タ	タ
	E0 4	タ	タ
(E0 5)	1ブロック	整備調査K0 6	
(E0 6)	タ	K0 7	
(E0 7)	タ	K0 9	
(E0 8)	2ブロック	K0 2, 0 3	
(E0 9)	3ブロック	K1 1, 1 2	
石棺状石組	S0 1	1ブロック	整備調査では円形石組
	S0 2		整備調査によりK0 9→今回(E0 7)とする
	S0 3	2ブロック	本調査認定
	S0 4	タ	タ
	S0 5		整備調査によりK0 1→今回はH0 1と一体と考える
	S0 6		整備調査によりK0 2, 0 3→今回(E0 8)とする
	S0 7	2ブロック	整備調査により周開拡大
	S0 8	3ブロック	整備調査により範囲確定
	S0 9	タ	本調査認定
	S1 0	タ	タ
	S1 1	タ	整備調査により蓋石下調査
	S1 2	タ	本調査認定

*本調査とは昭和55年度調査、整備調査とは昭和63年度の調査を指す。

*名称につく()は、さらに妥検討の施設

を内側に向けて並べる「側面置」(写真4)、④右の平坦面(広口)が内側を向くように立てて並べる「縦面置」(写真5)などが認められ、これらのいくつかの組み合わせから円形石組が構成される。但しこれらの石の置き方を含めた構造については、詳細な観察や解体調査を実施する必要があるが、そのまま埋め戻したことから正確なことについてでは推測の域を出ない。

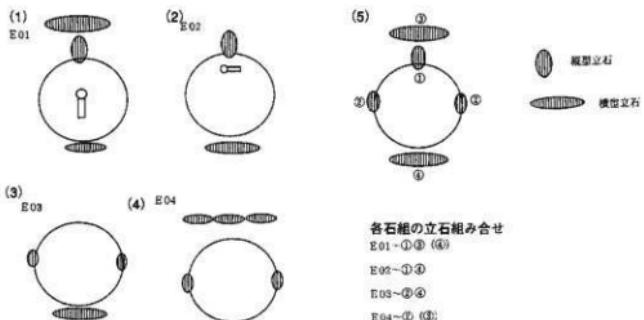
まずE01は①と②の組み合わせが観察できる。特に基本形として2段の平置積の内側に斜め置の石が加わり、全体として内側に傾斜する石組みという感がある。3段の石積みが崩れた可能性や、2段平置積が2列程通っていたものが崩れた可能性もあるが、平置積が基本であったことは確かであろう。なお北側に立石があることには注意したい。このE01では石組みの一部に安山岩の立石が加わるほか、その外側に花崗閃緑岩の大石が配されている。円形状に取り巻かれた石組の内側は、土の面がそのまま床となっておりそこに長さ50cm、茎の太さ20cmという大形の石棒が頭部を南にして倒れていた。当時は立てられていたものと考えられる。北側に立石、中央空間部に大形石棒を置く円形状の

石組という構成が確認できる。

E02はいくつかの構成においてE01と異なる点がある。まず中央空間部に大きな半石が置かれており、敷石の床となっていることがある(写真4)。後から述べるE03、E04にも共通しており、あたかも石膏の蓋のような平石でもあるが、この下部の調査を行っていないためその実情は不明である。しかし円形石組みの中央空間の石とすれば床と考えてよいであろう。但し空間部全体に石が敷かれているのではなく、壁際の一部は地面のままである。敷石上からは長さ15.5cm、太さ6.5cmの石棒が横倒しで出土したほか、台付土器の大破片が置かれていた(写真4)。円形に巡る石壁については、③の「側面置」を主体として石が積まれている。特に西側壁は石が積まれる幅が大きいことから数

段積まれていた可能性もある。南壁には一部平置きもみられる。奥壁には白色をした石英閃緑岩の立石がある。斜めに倒れかかっているが、本来は石塔のように屹立していたものと思われる。

E02の東隣にあるE03も敷石の床である。壁の石は、①の平置積と④の縦面置とがみられる。平置積は2~3段に積まれ、縦面置も大きめの石を立てていることから、全体に深めの感がある。これまでみた円形石組みのE01、E02では、いずれも奥壁あるいはその外側に立石が置かれていたが、このE03では西壁と南壁外側に立石がある。特に南壁側の立石は幅約1.4m、厚さ20~30cmの平石を横にして立ててある。これは南壁の石の外側地面に埋めて立てられているもので、地上に出ている部分でも70cmを測る。大石の長軸を横にして立ててある方法は、E01の北側にある花崗閃緑岩の立石と同様であるが、E03のものは安山岩でありしかも石組の南側にあるという違いはある。このような長軸を横にする立石は横型立石と呼ぶことができ、長軸を縱方向にする縦型立石とは区別することができよう。西壁の立石も際だっており、意図的にその箇所に立てられたとみて



第8図 円形石組の立石バターン模式図

よい。その立石の反対側である東壁をみると、そこには広口面を内側に向けて長軸方向に立てた石が2個設置されている。これを立石とすると、壁の東西に相対して立石が置かれたことになる。

E03から約1.5m離れてE04がある。これも平石が敷かれるもので、周囲の石組みは、南側は①の平石置、北側は④に類した広口を縱に並べていくという方法である。E03と同様に、東西両側に一個ずつ立石がみられる（写真5）。E01～E03については、石組みの前か後に大きめの立石（縦型・横型は別として）が設置されていたが、E04では直接に接する立石は東西2ヶ所のものだけである。しかし、奥壁側のさらに北側にはやや離れるものの大形の平石3枚ほどが横型立石の状態で配されている（写真5）。これらの平石は本ブロックの中央を東西に走っている骨組み的な石列でもあるが、これが立石としての意味合いがあった可能性もある。以上が本報告書にて記載された円形石組みであるが、整備調査ではさらに3ヶ所が推定されている（第5図）。特にK11,12という、本ブロック西端の遺構については、2基の重なりかどうかは別として、円形石組として良いであろう。K14は疑問が残る。

以上からみると、やはり本ブロックの南側構成は、円形石組が重要な要素となることは確かであろう。これらをまとめると次のようになる。

(1) 石が巡る範囲は直径2.5～2.7mで、この石壁に取り巻かれた内部は直径1.3～1.6mの円形空間となる。

(2) 内部の空間は、石が敷かれるもの（E02～04）と、土床のもの（E01）がある。整備調査により確認された1種として伊藤氏が2類aとした円形配列ではあるものの中央に空間を持たず全体に石が投入されるもの（K03, 11, 12, 15）や2類C（敷石を持つもの）としたもののうちK08, 09等は表面観察にとどまっていることから、詳細は不明である。石で囲まれた中の空間の有無は、この種の石組にあって大変重要な属性である。つまりこの空間には

「使われる目的」が存在するからである。従って2類aの投入された石を取り外して始めて空間の有無が確認できるのではないか。仮に石を詰めることができると目的であるとしたならば、それは空間を持つ石組とは機能が異なることになる。下部調査が行なわれていない現状では、「円形石組」とは空間を有するものに対する名称であることを確認しておきたい。整備調査で確認あるいは推測された石組みのうち、少なくともK02, 03, 06, 07, 09, 11, 12の8基は、ここでいう円形石組みの可能性はある。これらには新たに「S」番後を付しておいた（第7図、表1）。

(3) 立石を伴う場合が多いが、その位置や形状にはバラエティがある。まず位置については次の3種があり、そのいくつかの組み合わせが認められる。本調査にて確認された明確な4基E01～04をまとめると次のようになる。

- ①北側（奥壁）に立石～E01, 02,
- ②東西両側に立石～E03, 04
- ③奥壁外側に立石～E01, (E04)
- ④南壁外側（前面）に立石～(E01), 03

これを模式図に表わすと第8図のようになる。第8図は全ての立石を持った場合の図である。このような事例は実際には確認できていないが、実に対称的な構造となる。実情としては、E01～①・③・(④)、E02～①・④、E03～②・④、E04～②・(③)という組み合わせになる。それぞれの立石にはやはりそれぞれ意味があったものとみられる。特に縦型立石と横型立石があり、南壁外側及び奥壁外側には横型立石、奥壁と東西両壁には縦型立石が配される傾向がある。やはりこの配石遺構が南側を正面とする意識～南側から見られるという意識も含め～が働いていたことも意味しよう。このことは、E02とE03の南側平坦地から多くの土器が出土する場所があったことにも共通する（第2図の網かけ部分）。配石の南側にて何らかの祭祀行為が行なわれた可能性が考えられるからである。

以上みた立石のパターンは、E01～E04以外の円形石組

とみられる遺構にも当てはまるケースがある。1ブロックE05は奥壁の縦型立石、3ブロックE09は南壁外側の横型立石の可能性が見い出せる。今後の検討によりさらに円形石組の存在や切り合い関係にも応用できるかもしれない。

【石棺状石組】

6基が確認されているが、このうちS08、09、10、13はすでに方形石組のところで述べたように、配石の北側を構成する要素として考えられたものである。特にS08は、2ブロックのS03と同じく周囲を取り巻く石群と一緒になった施設ととらえたものである。

S11、12はこれらとは対称的に、配石の南側を構成する要素の一つとなっている。伊藤氏が大型と述べたように、いずれも外径の長軸は2mを越え、短軸も1m程度はある。石棺状をなす内径は詳細不明であるが、この種の遺構が20基ほど群集する高根町青木遺跡の例では、内径長軸180cm、内径短軸90cmという例もある（兩宮・山下・櫛原1988）。青木遺跡の「石棺」と呼ばれる遺構は加曾利B式期であり、都留市尾秩原遺跡でも同様であることから山梨県内にあってはこの時期にいわゆる石棺墓が盛行することが理解できる（第11図）。金生遺跡1号配石のS11、12も、詳細な構造は不明ながら形状はこれらと類似している。加えて蓋石のあるS11の内部からは、整備調査にて羽状沈線の上器片が出土している。加曾利B3式より新しく後期後業の土器と思われる事から、この1号配石では最も古い段階に位置付けられるものと思われる。さきに見たE01～04などの円形石組や同じ石棺状石組のS03は晚期前葉期とみられる事から、1号配石を構成する各施設の時期の幅を考える上では、大変重要な点であり、後から詳しく検討したい。

以上3ブロックは、方形石組（H02～04）が構築される北側と円形石組（E01～04、09）が並ぶ南側とから構成されているという点においても重要である。1号配石全体に共通することであるが、これらは斜面を東西に横切る形で構築されていることとも合わせて考えることが必要である。この斜面にあるといふことで、特に3ブロックのE01～E03付近においては、北側部分とは1mから1m30cmの高低差がある。段差が強い部分については斜面をさらにカットして石が積まれた可能性も考えられる。これは高低差が意識されたものであり、高い箇所（北側）と低い箇所（南側）との遺構の種類にかかわる区分とも思われる。このことはさらに配石を見る人の位置関係にもかかわるものと思われ。先にも述べたように、1号配石遺構は南が正面となっていて、この方面から見る、さらに言えば見上げることが意識されて構築された可能性を考えたい。そうした時、円形石組の南側に横型立石が配される意味もわかつてくる。つまり見る人との障壁とでもいうような役割である。

南側が正面となることはII02の構造にも関わってくる。この遺構は中央空間を方形に石が取り巻くものであるが、

特に南辺には平石が敷かれ、先にも述べたように敷石住居の張出し部のようでもある。この中軸線上に大石があることもすでに述べたが、南側からみて大石→平石テラス→H02という配列はやはり南側を正面とした意識のもとに構築された可能性はある。H02のような形状は1号配石の北側に並ぶ同時期の「方形周石住居」と呼ぶ住居形態にも共通することから、ここに建物に類似した施設の存在を考えたことがある（新津1992）。これはH02だけでなくH01にもあてはまることであり、形状がだいぶ乱れているもののH04もその可能性はある。さらに推測すると、石棺状石組S08も方形配石で取り囲まれていることから、埋葬施設を覆う建物があったことも考えられる。

以上、3ブロックの構成からは南側を正面とする意識のもと、この配石が構築されたものと考えられた。その要素として円形石組とその背後の方形石組とが大きな意味を持っていた状況がとらえられる。これは1号配石全体に共通するものである。

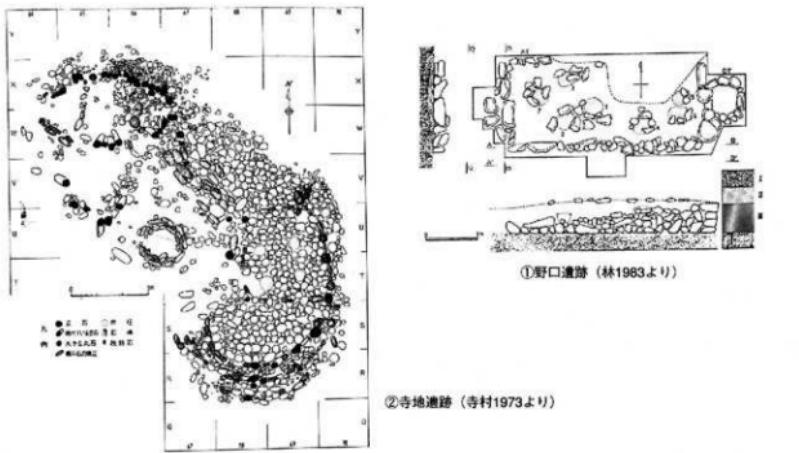
第4ブロック

1号配石を東西に貫く中央の石列から構成されるブロックである。3ブロックのE04奥壁外側の立石部分から連なる石列であることから、本来は切り離せないものである。ただここには、整備調査ではK15と名付けられた大石（おそらく地山の安山岩）を中心とした5m×4mの石群（本報告書では集石）が繋がっており、1～3ブロックとは性格が異なる施設も伴っている。中央石列が1号配石の骨組みであるのか、時期差があるもののかは全体を解体しなければ確認はできないであろう。しかし、1号配石の構築方法や構築順序を考える上で重要である。これについても後の項で検討を試みたい。

2 1号配石の機能

1号配石はいくつかの単位にわかることともに、それぞれが複数の施設から構成されることは前項で確認した。次にこれらの各施設がどのような目的を持っていたのか、そしてそれらが集合した1号配石とは金生集落にとってどのような役割を果たしていたのか、考えてみよう。

まず、構成する要素の中でも一定の規則をもってまとまる施設としては、方形石組、円形石組、石棺状石組という3種類が認められた。これらの石組と関わって平石、立石、石棒、丸石等が設置される場合もある。さらに各施設をつなぐかのように膨大な量の石が配され、1号配石全体がかたちづくられている。特に東西に走る配石の中央には大きな石が連なり、第3ブロック東側から4ブロックにかけては石列あるいは石垣状の配列を示している。大量の石の群下にはさらなる遺構が埋っている可能性はあるものの、表面から観察できた施設構成は以上のとおりであった。このような施設のまとめのうち、コンパクトに配置されて



第9図 野口遺跡、寺地遺跡の配石

いる第2ブロックから検討してみよう。

【第2ブロックの機能】

本ブロックの構成は、北側に方形石組H01と石棺状石組S03、その間のS04という主に三つの施設があり、南側には石棺状石組S07と円形石組E08がある。そして南北施設群の間には大きめの石や平石が置かれている。言わば東西につながる大石・平石の列を境に、北と南、あるいは斜面上方と下方とに対比されるかのように遺構が配置されているとも解釈できる。まず北側ではH01とS03という一定の広がりをもった二つの施設が並んでおり、その間に後から小型の石棺状石組S04がつくられている。S03の石棺状石組内からは焼けた人骨が出土しており、これらは小破片ではあるものの頭骨・焼骨・寛骨・坐骨・大腿骨の一部と鑑定されている。この石組が埋葬に関わる施設であることは確かであり、この中央の石組を中心として直径4mの範囲に石の群が取り巻いているその様子は、まさに古墳とその石室のようでもある。この状況は単独の石棺墓といったものではなく、一定の領域・聖なる空間を持った施設を意味するようでもあり、単なる埋葬で終わるのではなく、儀式と関わって何度も反復使用されるような役割を果たす場であったようにも思われる。出土した人骨から考えると、まず焼かれていたといことがポイントとなる。焼かれた人骨のまとまった例について県内では中期の蘿崎市山影遺跡例（蘿崎教育委員会1997）がある程度だが、全国的には岡山県彦根貝塚の前期例を最古として晚期終末までみられ、また地域としても北海道から九州まで類例があり、時期や地域を越えてその例は知られている。縄文時代から弥生時

代にかけての焼人骨については石川日出志氏が全国32事例をまとめており、北海道と東北北部の3例が墓坑内火葬であるほかは、「一種の再葬」が主流であるという葬法まで考察している（石川1988）。この中で縄文時代の例は20例程あるが、弥生も含めて東北南部から近畿地方に至る中部日本に類例が多いことがとらえられている。この地域においては縄文中期・後期から弥生後期まで連続と認められること、多数遺骸同時処理を特徴とするこの2点により相互に関連ある葬法とみられている。中でも新潟・長野・山梨を含めた中部山岳地域に一つの集中区域が認められるとともに、埋葬の場所・方法からみて5群に分類できることで、配石遺構に伴う一群の存在が確認されている。ここに含まれる新潟県寺地遺跡や長野県野口遺跡の事例は金生遺跡の1号配石を考える上で大変参考になる。

まず長野県伊那市野口遺跡では4.6m×2.5mの石積堅穴式墳墓と称される遺構から焼けた人骨7個体以上が出土している（林・本田1962）が、後に下顎骨31個体分と報告され、加えて林茂樹氏により「石榔合葬」とも呼ばれている（林1983）。この遺構は石壁に囲まれた堅穴の内部に、焼人骨の一括が7群程納められ、その上に個々の小配石が置かれるといった状況であることから、石室の床に人骨が埋葬されているのではなく、石で囲まれた区画内に埋設されその上に表示の配石が置かれるというように理解できる。つまり石積堅穴式は焼人骨を納める施設の一種であろう（9図1）。時期は晩期前半の大洞B～C1式が中心とみなされる。なおこの焼人骨について林茂樹氏は、二次埋葬にあたるもので「一次埋葬→洗骨→焼骨→石櫛内合葬」という過

程を想定した。

新潟県青海町寺地遺跡は径2mを測る炉としての機能をもつ円形石組内からの出土例であり、少なくとも11個体分の人骨が確認されている（寺村、青木、岡1987）。石組内には焼土が広がっており、その一隅の穴内に焼かれた人骨の大小破片や骨粉、さらには熱を受けた硯玉原石等も出土していることから、人骨はこの場で焼かれそして穴内に納められたものと考えられている。この遺構の検討を行なった岡 雅之氏は、「一次葬後に集骨（拾骨）されたものの「骨焼き」の施設と考えられ、ビットは二次葬のための仮収納用のもの」という可能性を考えるとともに、「特殊な葬法の墳墓」という見方も紹介している（岡1987）。この人骨が出土した円形石組はそれ単独にあるのではなく、複数の施設を持つ配石内の各施設と一体となった遺構である。これについても岡氏は、「墳墓・葬礼と関係深い遺構」（北西グループ内配石）と「聖域・祭場・斎場としての意味を持つ場」の組み合わせを考えている。特に正方形配置の四本木柱を持った配石については、直径60cmという太さや0.9~1mという柱間の内法寸法などを根拠として、上屋施設や高床式建築の可能性は否定しながらも、祖靈の宿り祭るところとしての「象徴的な祭壇状のもの、または高床の建物（床面積9m²程度）」を想定し、生や性をめぐる地母神的信仰の場と考えている。同時に四本木柱については「諏訪人社の御柱に対比され、神の依代としての意義」と主張する寺村光晴氏の主張も紹介している。寺村氏は方形配石自体を「神靈の依るべき座としての神の座の聖城を意味している」と考えている（寺村1973）。寺地遺跡の焼人骨出土遺構は、それ自体が希有な遺構・遺物ではあるもののその背景には葬送の儀式にかかる極めて祭祀性の強い行為が伴っていたことは想像に難くない。その儀式・祭祀にかかる複数の場が配石遺構全体であり、さらには配石北側に広がる環状木柱列や縄石墓群も包括して考える必要があろう。この点に申し先の論文中にて石川日出志氏は、焼人骨埋納円形石組を中心とした配石構成を復元し、墳墓区域、儀式スペース、そして再葬施設としての円形石組といった一連の配石機能を想定した。これは人骨を納める施設とそれに関わる祭祀・儀式を执行する場との関連から配石全体をとらえた点で評価できる。

以上の例を参考に考えると、金生遺跡1号配石第2ブロックの石棺状石組（S03）から焼人骨が出土したことは、この施設が二次埋葬として焼かれた人骨を納める施設であった可能性は極めて高いことになる。このS03が石棺状石組だけではなく周囲を取り巻くような石積からも構成されることも、焼骨を納めることも含めた特定の場としての区域が意図されていたからであろう。ではS03をこのような焼人骨を納めるための施設と結論づけてよいのであろうか。

再度S03における焼人骨の出土状況を振り返ってみよ

う。本報告書の記載及び写真図版にも記載してあるとおり、焼人骨はS03の石棺状石組南西辺の南壁際近くからまとまって出土したものである。まとまつたとは言っても量はわずかである。但し注意すべきは、すでに述べたように頭蓋骨の一部、骨盤の一部そして下肢の一部といった全身にかかる部分が存在することである。この石組中には焼土を始めとしてこの中で火葬された痕跡は認められていないことから、ここが火葬を行なった場所ではないことは明らかであるとともに、発見された焼人骨自体はここで的一次埋葬ではないことも確かである。そしてこの焼人骨に関しては、再葬人骨が1個体分納められていたものが後に別の場所に移され、その一部が残った結果なのか、あるいは焼かれた人骨の一部がここに納められたのかどちらかである。寺地遺跡や野口遺跡の例では複数の個体が納められていたとともに1個体分もさらに揃っていたようでもあり、この点が金生遺跡とは異なっている。

このような点に注目すると、野口遺跡や寺地遺跡では焼人骨の最終的な、あるいは一括した埋葬場所であったに對して、金生遺跡S03はそのような場所ではなかった可能性がある。S03が焼人骨を納める最終施設とすれば、より多くの人骨や1個体分ももっと多く残っていてもよさそうである。加えて焼人骨が置かれていた場所も、石組内の隅に寄った所ということとも問題となる。つまり、石組内に遺骨が置かれたとしても十分にスペースが与えられる位置に、焼人骨が置かれているからであり、言い換れば別の個体を収納するために、これまで置かれてあった焼人骨を石棺の隅に追いやったとも考えられる。これらのことを考えると、焼人骨の出土したことからこのS03が二次埋葬の場として使われたことは確かではあるが、このことが一次埋葬を完全に否定することとはならない。後で述べるが石棺墓を、二次埋葬のための一次埋葬の施設とみるとえ方もある。S03の壁際から出土した十製耳飾りの解釈も問題となる。残っていないことの証明というむずかしい問題もあるが、ここではS03の機能を次のように推測しておきたい。

- ① 焼かれた人骨が納められたことから、再葬の場として使われたことは確かではあるが、二次葬を目的とした一次葬としての遺骸を納める施設、という可能性もある。但しこのような一次葬が主体であったとは言い切れない。
- ② 一次葬・二次葬に関わらず、葬送に関わる祭祀・儀式を行なう際の遺体や焼人骨を納めた施設という可能性も考えたい。
- ③ 葬送や埋葬に関わる施設としても、最終的な埋葬箇所ではない可能性がある。一次埋葬としての場や焼人骨等の最終的な埋葬施設は他の場所に存在する可能性もある。

ではこの廣の方形石組H01とはどのような役割をもつ施設であったのだろうか。この中央空間は石棺のような形態でもなく、人骨も発見されていないし焼土の出土もない。上器破片は多く出土していることから、当初からここが空間を呈していたことは確かであろう。整備調査の際には跳状土製品の完形品が出土している（第6図）。これらのことからここが埋葬施設であったことよりも、S03と関連ある場、さらに推測するならば儀式にかかる施設であった可能性はある。

またS03の南面にはS07を中心とした石組みの一群がある。この石組中からは特に人骨は発見されていない。しかし形態上からはS03と同様の機能を考えたい。S07の東隣にはE08とした円形石組がある。円形石組の機能については次の第3ブロックのところでふれることとする。但しこのE08については、E01～04とはやや異質の感もあり、S07と関連した儀式の場ということとも有りえよう。

以上いくつかの疑問点は残るもの、第2ブロックについては焼骨を含めた二次葬の場であるとともに、葬送に関わって遺体や再葬人骨を一時的に納める施設と、それにかかる祭祀儀式を執り行う施設とから構成された可能性も想定できる。この場合には、二次葬としての最終的な埋葬場所はさらに別の場所であったことを考える必要がある。

なお、このように金生遺跡の例からも晩期前半には焼人骨と再葬という葬法が行なわれていたことがわかる。ただし火葬が一般的であった訳ではなく、貝塚地帯からは焼かれていなくて多くの埋葬人骨が出土することは周知のとおりであり、内陸部でも北村遺跡の例や宮遺跡の配石墓のように焼かれていなくて人骨がよく残っていた事例も知られている。やはり火を受けた人骨についてはその意味を考えていく必要がある。同時に配石墓の出現と役割とがどのように関連していたかも解明していく必要がある。これについては後の項で考えて見たい。

以上、S03という焼人骨が残っていた施設を中心に、第2ブロックの様子からまず1号配石の機能を考えてきた。では同様な見方が第3ブロック他でもできるであろうか。
[第3ブロックの機能]

本ブロックにあって、第2ブロックS03と類似した遺構にはS08がある。形態的には石棺状石組内部に敷石されていること、それを囲む石群は方形状をなすこと等いくつかの違いはある。しかし配石の北側に位置する一定の範囲を持った石棺状石組という点では共通する。特に焼人骨は出土していないものの、S03と同様の役割をもっていた可能性は高いと考えたい。さらに共通することはH02である。S08と隣接するH02の存在は、第2ブロックのS03とH01の関係と類似する。第2ブロックと第3ブロックとでは配石される位置こそ逆であるものの、石棺状石組と方形配石とのセット関係は共通する。先にH01については、儀式に

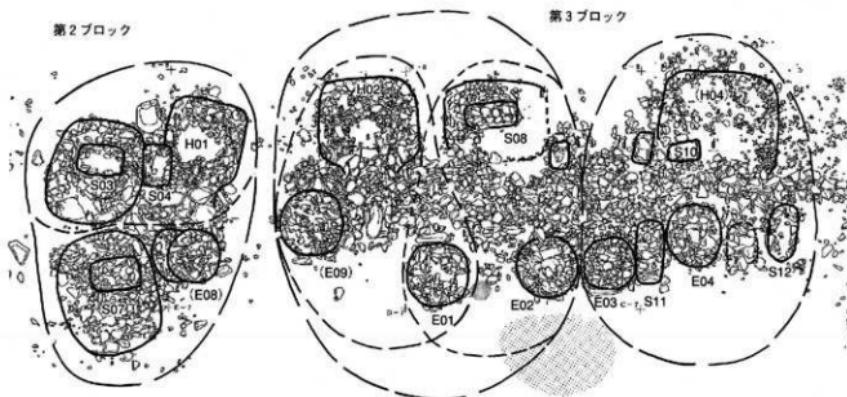
かかる施設の可能性を考えたが、H02の形態からはさらにつきることが主張できる。方形状に巡る配石とその中央の円形空間、そして前面の平石による敷石部分、さらには斜面下にも及び大石と立石。これらは一体となった場としてとらえられるものである。さきにも述べたように特に円形空間を囲む方形の配石は、この時期に特徴的な「方形周石住居」の形態にも共通していることから、これまでにもここに建物施設の存在を考えたことがある（新津1992）。寺地遺跡の正方形四本柱を伴う配石について、神の依代とその座とする寺村氏、祭壇あるいは高床建物を伴う祭りの場とする閔氏、墳墓に対する儀式の場と考える石川氏それぞれの考え方があるが、いずれも焼人骨を出土した炉状配石ともかかる祭祀・儀式の場ととらえていることになる。金生遺跡1号配石にあってもH01やH02が、焼骨を含む遺骸収納にかかる施設である石棺状石組に対応した、儀式を執り行う場であった可能性を考えたい。ここでの建物施設の存在について現状では全く推測の域を出ないが、配石下部や空間部の調査により解明できるかもしれない。さらには木柱の存在も可能性としてはありえよう。

H04及びS09、10については残存状況がよくなく確定はできないが、第2ブロックS04と同様の小規模な石棺状石組と方形石組の組み合わせという可能性はあるろう。

次に第3ブロックを構成する重要な施設として、南側の円形石組がある。特にE01～04であるが、これらについては前項で述べたように円形に巡る石壁状況、床への敷石の有無、立石の位置等によりいくつかに分類できる。しかし基本的には、直径2m程の円形に石壁が巡り、内部が空間をなす構造である。この空間部からは特に人骨は発見されてはいない。01では大型石棒、02ではそれよりも小形の石棒が置かれていた。これらのことからS03のような埋葬に関わるような機能を積極的に認めることは難しい。しかし人骨の有無については、石棺状石組にしてもS03以外の施設からはその痕跡さえも出土していない。

これは他の遺跡においても、埋葬施設の可能性が極めて高い石棺墓とされる遺構から人骨が発見されない事例が多いことにも共通する。

石棺墓の用途については、坪原に問わりながらもいくつかの考え方がなされている。葛西勉氏は青森県県立I遺跡のI類石棺墓（160～200cm）を改葬における第1次埋葬施設、II類石棺墓（長さ90cm以下）及びIII類（平面円形）を斎棺に入れなかった人骨改装施設とした（葛西1981）。全国的に配石墓を集めた鈴木保彦氏は、葛西氏の考え方を引用しながらも、二次埋葬と、二次埋葬を前提とした一次埋葬の例が認められると指摘した（鈴木1986）。焼人骨の多い長野県南部の例も含め配石墓を検討した馬場保之氏はさらに具体的に、再葬墓のための一次埋葬施設と、焼骨埋葬施設（再葬）との2種類の機能を配石墓に与えている



第10図 第2・3ブロックの各施設組み合せのパターン試案

(馬場1994)。以上の先例の研究にあるように、石棺墓を含めた配石墓については通常の埋葬施設とともに、再葬のための骨を取り出す必要から構築された施設とする考えも一定の評価を得ている。この再葬の一つとして焼人骨という葬法が広まったのが、時期的には後期から晩期であり地域的には中部山岳地域を中心とした東日本ということになろうか。

以上のような機能が石棺状石組を含む配石墓の実態とすれば、円形石組としたE01～E04タイプの施設はどのように考えたらよいのであろうか。人骨の出土例はなく、大形石棒が中央に立っていた可能性あるE01からすると埋葬施設とするよりも、祭祀・儀式に関わる場とすることの方が考え易い。しかも直径2mを超す規模であるものの、中央空間部は大きくとも径1.5m程の広さしかなく、収納する深さもさほどない。のことから北側の方形配石（H02やH04）・石棺状石組（S08）と一緒にとなった儀式用の施設というとらえ方が、まず想定できる。

しかし石棺墓のところでみたように、人骨は伴わなくとも二次葬のための一次葬施設であるという考え方もある。また斎藤忠氏は再葬の場合、下に土坑がなくともよいという見解を述べている（斎藤1985）。金生遺跡発掘調査の際、石敷のなされた浅い円形石組についてこのようなご指導を賜ったことがある。斎藤氏の主張に類して、渡辺清志氏も土坑の有無とはかわりなく、北日本系とした上部配石を、埋葬施設と墓にかかわる儀礼という範囲で一括し分類している（渡辺1997）。このような見解を参考にすると、金生遺跡の円形石組についても無条件で埋葬施設ではないと断定することはできない。石壁高20～30cm、直径1m余程度の小空間でも、遺骸の大きさや体形を考えると1体分を納

めることは可能であろう。さらに再葬となれば、十分に収納は可能である。さらにこの晩期という時期にあっての大形石棒は、屋外での祭礼にともなって用いられる他、墓に関わって立てられる事例もある（新津2008）。では埋葬に関わった施設とした場合、どのような状況での使用が考えられようか。まず再葬のための一次葬施設とした場合、深さを伴わないこと、蓋石が置かれる状況にもないことから、遺体腐朽の間の保持という点では不適切であろう。やはり斎藤氏が指摘された再葬の場という考え方へ至る。これについては細片も含め骨頭は全く認められなかったことから、実証はできないが可能性としては高い。しかしここでは、先にS03で考えたような、一時的な遺骸の安置の場、あるいは焼かれた人骨を含む再葬に至る過程での一次的な収納の場所と考えられないであろうか。つまり葬儀にかかる一連の祭祀・儀式の流れの中に位置づけられる、遺骸あるいはその一部が置かれる場ではなかったか。その意味からも、円形石組も埋葬・葬送に関わる施設の一種と考えたい。では石棺状石組との違いは何であったのか。配石北側にあるS03やS08は、周囲の石群とともに一定の広がりを持っておりしかも方形石組と一緒になる可能性があることから、これらは1号配石のやはり中心となる埋葬・葬送関連施設である。これに対して円形石組は小規模であり、配石の前面に位置するものである。先にも検討したように、1号配石は北側を奥とし、南側を前面とみなすことができた。この位置関係は重要であり、奥に位置する施設はこの配石の最も重要な機能を果たす場所といえる。このような位置関係が反映された埋葬・葬送にかかわる施設として、奥と前面の遺構差を考えたい。例えば、階層・性別・年齢等の違いによることもあり得ようが、これについても現状

では証明の方法はない。

次に組み合わせの問題もある。E01～E04の4基は、E01とE02、E03とE04という二つの組み合わせでみると対称的な配置にある。全体からみるとS08・E01・E02の位置関係は、図上からみて実に整った組み合わせになる（第10図）。このように考えるとH04とE03およびE04、H02とE01というセット関係も成り立つ。しかし先にも述べたように、第2ブロックS03とH01という組み合わせが成り立つしたら、第3ブロックH02とS08の組み合わせも成り立つこととなり、その前面に展開する円形石組のうち、E01とE02、さらにはE09も含めこの組み合わせの一部として加わる可能性は高いものと思われる。他にもH04に加わる円形石組もあり得ることとなりこれにE03やE04が加わることも考えられる。

第3ブロックの東端から第4ブロックにかけては石列を中心となっているが、時期の異なる遺構との関係もあることから、次の項で考えたい。

第1ブロックについては、詳細不明ながら円形石組に類する遺構3基と石棺状石組の可能性ある遺構1基が想定できる。第3ブロックでみた円形石組と同様の性格を有するとしたら、ここでは元に配置されるべき主要な施設を欠くこととなる。この第1ブロックが、配石構築途上にあるとしたら、まず円形石組が先に構築され、後に主要施設が設置されることになる。E05～E07とE01～E04とは目的が異なった円形石組であったのか、あるいは時期の経過によって埋葬祭祀の方法に変化が生じてきたのか、問題は残る。

以上、1号配石を各ブロックに分けて検討してきたが、このブロックに分けることができる「一體」どのような意味があったのかも問題となるところである。金牛集落内での使い分けであったのか、あるいは広域を対象とした集落ごとに関わる遺構であったのかという問題にまで展開する。出土した土器からは後期後半から晩期前半までは全体から出土するとともに、やはり晩期前半が多いことも確かである。第2ブロックや第3ブロックを構成する石柱も大型であり、この点も晩期前半のものとみてよい。さらに配石のレベルからみると、少なくとも第2ブロックと第3ブロックとは同じ面にあり、これらは配石遺構の北側に並ぶ晩期前半の住居11号、12号、13号、14号、18号等が機能していた頃は、やはり地表に表れており機能していたものと理解できる。すなわち、1号配石の主要部分の多くは同時に機能していた可能性は高いものと考えたい。このような金牛集落内における1号配石の位置づけ、あるいは広域集落との関係といった問題については後の項で検討したい。

1号配石形成の時間差については、遺構下部から上部という展開があったことは確かである。これについては1号配石の形成や系譜に関わる問題であることから、次の項で考えてみよう。

3 1号配石の形成と集落

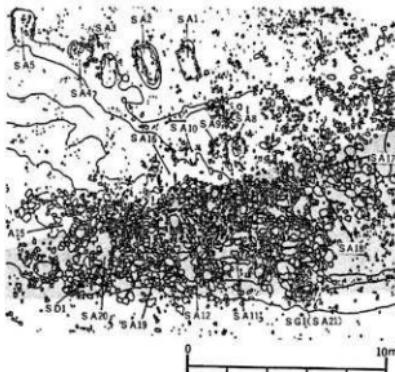
(1) 1号配石の形成時期

1号配石は晩期前半を中心とするものの、その形成については後期後半から始まったものと考えられる。出土上器からすると加曾利B式段階を含むものの、多くは後期後半（曾谷式、安行1・2式併行期）から晩期前半が多いことは本報告書のとおりである。従って1号配石を構成する各種の施設の中には時間差が認められるものも含まれていることになり、特に積み重なった配石の下部には古い段階の施設が存在する可能性はある。これは配石の解体調査により明らかになる問題でもあるが、現時点でのデータからもわかるものがある。具体的には石棺状石組S11にその可能性がある（第7図）。第2項で紹介したように、整備調査の際に石棺内部が発掘され、1点ではあるが剥離状況の付いた後期後半とみられる土器片が出土している。またS11は蓋石を伴うもので、このような蓋石も含めた形態の石棺状の遺構は、隣接する高根町青木遺跡や石室遺跡にも類例がある。都留市尾塙原遺跡の事例も含め、山梨県下では加曾利B1式期からこのような形態の石棺墓が出現する（第11図）。青木遺跡では18基程の石棺墓が調査されており、内部から時期がわかる遺物が出土していないことから明確な時期は不明であるものの、配石全体では加曾利B1式以降後期後半までの上器が出土している。中心となるのは加曾利B1式が多く、加曾利B2式、B3式も含め曾谷・安行1式併行期も目だっている（雨宮・山下・鶴原1988）。この概要報告書によると石棺墓は加曾利B式期の所産とされるが、住居には後期後半から始まる形態である方形周石住居もみられることも含め、この時期の石棺墓も存在したものと考えられる。金牛遺跡1号配石のS11もこのような後期後半の石棺墓とみて良いのではないか。加曾利B式期も含め後期段階の石棺墓規模は、青木遺跡の例からよく理解できる。平均的には内法長軸150～180cm、内法短軸30～60cmであり、平面形は縦身の長方形、横円形が一般的である。金牛遺跡S11やS12はこのような形態に類似することから、やはり後期の遺構としてよいと思う（第12図）。これに対して、焼人骨が出土したS03は石組の四辺が四角く直角をなし、しかも幅が広いという形態差がある。特に側壁は偏平な石を立てるものの、その上に青木遺跡のような平積みを重ねるといった構造ではない。これを晩期の特徴とすると、S09やS10も晩期の遺構とみなされる。

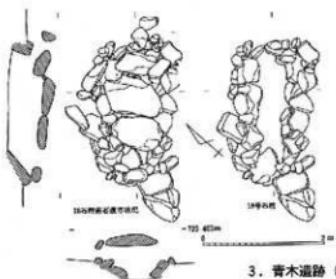
以上のように、石棺状石組からみた時、1号配石には後期後半と晩期のものが含まれることになる。このことは1号配石の形成が後期後半には始まっていたことを意味するものであり、配石全体から出土する土器の時期からもこのことが裏づけられる。但し、まず1号配石が形成され始めた時、晩期配石の機能と同様であったのかどうかは検討を要する。このことについて考える上で、石板茂氏の論考



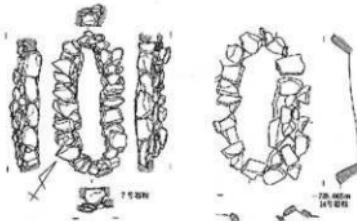
1. 尾咲原遺跡（都留市史編纂委員会1986）



2. 石堂遺跡（高根町教育委員会1987）



3. 音木遺跡（南宮・山下・柳原1988）

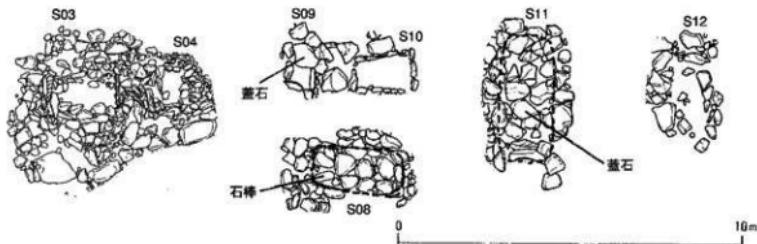


第11図 山梨県内の石棺墓事例

が大変参考になる（石坂2004）。石坂氏は関東・中部地方の環状列石を整理検討する中で、金生遺跡1号配石の形成に関して重要な見解を示している。それは長野県北村遺跡E区の柄鏡形敷石住居や墓坑と配石造構の関係と同じく、「特定住居が列石や石棺墓を隨伴しつつ数段階にわたって建て替えを繰り返し、それらが廃絶された段階で住居や石棺墓群を被覆するように、その上面に配石行為が行われた」という解釈である。1号配石の重層性を説明するには大変興味深いとえかたである。しかし石坂氏が4軒の住居の可能性とした方形石組（H01～04）が果たして住居であるかどうかは疑問とするところである。前項で説明したように、これらは後期後半以降にこの地域で発達する「方形周石住居」に似ていることは確かであり、特に配石の北側に並ぶ11号住居を始めとした晩期住居に輪郭は類する感はある（図3）。但し、細部も含めた形態からすると、例えばH02では中央空間が直径1.5mの円形、それを取り巻く配石の幅が1.5m～2mというように住居空間とは大変な違いがある。さらにH02は前面に敷石があり、さらにその前方の段差下に位置する立石に至るまで、円形空間からの軸が一致

していることも、廃棄住居の上に時期を異にして配石が築かれたということにはならないと思われる。なによりも、前項ではH01とS03という二つの施設もセットとなる可能性をとられたとおりであり、このことはH02とS08との組み合わせにも共通するものである。なお、住居形態との類似性も含めた上で、方形石組にはなんらかの建物施設が構築された可能性を考えたことも前項のとおりであり、埋葬あるいは再葬といった葬送にかかる祭祀・儀式の場として一体となった施設と考えたところである。

但し、石坂氏が考えた1号配石の東端に位置する加曾利B2式の23号住居と1号配石との関係は大変重要である。1号配石第4ブロックとした石列と23号住居との関連の可能性については、石坂氏に指摘されてはじめて気付いた。これまで単に、1号配石を東西に貫く背骨のような石列と考えていたものである。この石列は表面での観察ではあるが、第1図や7図からみると第3ブロックE04の背後まで延びそうである。但しE04の背後については、これに伴う立石にもなっている。石坂氏は柄鏡形敷石住居とそこから展開する配石造構の集成を行っており、神奈川県曾谷吹



第12図 金生遺跡の石棺状石組（山梨県教育委員会1989より抽出）

上遺跡を始めとして、特に住居出入り口部と張状配石との連続関係をとらえている。山梨の例では青木遺跡の例が分析されており、石棺墓群として弧状配列をする2号配石と、張り出し部の両側に弧状列石が連結する敷石住居である12号住居とが有機的関係をもつ可能性を説いている（第15図）。時期的には12号住居が掘之内2式、2号配石が加曾利B1式から後期後半であり、住居と配石とが同時に機能したとするにははずがある。しかし住居廃絶後も、住居の張り出し部と配石が連なる意識は働いていたものと理解すればよい。

このような観点からみると、金生遺跡23号住居は相当擾乱を受けているものの張り出し部を有する敷石住居の可能性があり、その張り出し部に連結する列石が1号配石の第3ブロック中央付近にまで延びている可能性もでてきた。従って第4ブロックとした石列は、晚期というよりも23号住居の加曾利B2式期に近い時期ということにもなりうる。この石列の性格については、やはり青木遺跡の2号配石が参考になる（第15図）。この配石は長さ25mの弧状に延びるもので、下部からは9基の石棺墓が規則的に並んで発見されている。石棺墓からは上器は出土しておらず時期は不明であるが、配石からの遺物及び形態からは加曾利B式とされている。基本的には石棺墓群が主体であり、埋葬区域と考えられるが先にも述べたように二次葬のための一次埋葬施設という考え方もあるが、土器からみた時間幅があることから石板氏は、「墓域→祭祀域」への展開を考えている。しかし金生遺跡1号配石の方形配石（H 01・02等）のような祭祀・儀式にかかる定型的な施設は伴っていないことから、後期段階での石棺墓群としての特徴を物語るものと理解できる。

このような青木遺跡の配石を参考にすると、金生遺跡23号と連結する可能性ある石列にも石棺墓が伴っても良さそうである。それが第3ブロックにあるS11やS12の可能性がある。形態的にもこの2基は青木遺跡のものに共通するともに、S11からは後期後半の上器が出土している。青木遺跡と同様に考えると、時期にずれがあるものの23号住

居の張り出し部が意識された上で、石列や石棺墓が集中する配石がつくられた可能性も生じてきた。その後期の配石が基礎となって、後期後半の終わり頃には埋葬や再葬にかかる施設及び儀式の場として発達をとげたという可能性も考えられる。この変遷については、後期後葉でも後半の時期（安行Ⅱ式段階）が両期になるものと考えたい。というもの、住居群と1号配石との位置関係を考えたとき、後V期（曾谷・安行Ⅰ段階）の住居は1号配石の南側（5～7号住居）に並ぶのに対して、後VI期以降晩期の住居は1号配石の北側に並んでいる（第13図参照）。このことは1号配石の主要施設は南側を前面として配置されることと大きな関係がある。1号配石が南側から見上げることを意識されてつくられたことについては、すでに述べてきた。これに対して、石棺墓と列石とから構成される古い段階の1号配石は、住居群の北側に位置することになり、晩期段階での祭祀性・儀式性はまだ発達していないものと思われる。このような東築構成から考えると、後期段階では金生遺跡のみに伴う石棺墓群であったものが、やがて広域集落を対象とした祭祀性・儀式性の強い埋葬に関わる折りの場へと展開していったと考えることもできよう。

以上のように石板氏の考え方をヒントに、金生遺跡1号配石の形成と展開を考えてみた。23号住居が意識されつつ、あるいは23号住居廃絶後に始まる列石と石棺墓がこの基底にあるとすれば、後期後半の石棺墓も1号配石下にさらに存在する可能性はある。但しその古い段階の配石がどこまで延びていたのかは現状では把握できない。S11の位置までは少なくとも統くことは確実であろう。この古い配石上に後の施設が形成されることになるが、E04の奥壁の立石は古い列石の上に築かれたものであり、S11の両側にはE03やE04が構築されることになる。

なお第4ブロックとして東西に走る石列の性格については、まだいくつかの解決すべき問題が残っている。
まず本報告書では次のように記述してある。

- ① 尾根の高い箇所にあたることから、耕作等による擾乱により、大半の石が除去され、最下部だけが残っ

第13図 全生還跡住居時期別分布図（新津1992より）



- たものと考えられる
- ② この石列には大きめの石が用いられており、長軸を東西方向にそろえ並べられる傾向がある
- ③ 1号配石の「背骨」とでもいいく、基礎の石列に該当するものであろう
- このような石列が配石の基礎となって、第2、第3ブロックが形成される可能性も考えたが、23号住居との関わりについては全く想定はしなかった。但し、23号住居と石列とに関連性があったと断定するには、さらに石列の詳細な観察が必要となることも確かである。特に東西に走るこの石列がどちらの方向から築かれていたのかということについても、23号との関わりや1号配石そのものの構築順序にも及ぶ問題である。
- 次の課題として石列に伴う造構の問題がある。第4ブロックとした石列について、その南北両側には後から方形石組や円形石組は形成されなかったのであろうか。後の攪乱によりなくなってしまったのか、あるいはこれから築かれようとしていたのかといった問題が残る。本報告書にもあるように、後世の開発により石が除去されてしまった可能性はある。しかしここからは石棺墓の痕跡は発見されていない。このことから、1号配石としてその後發達する部分は、後期の石棺墓がつくられた場所が意識されたということも考えられ、そうした場合にはS12の位置辺りから再利用が開始され、1号配石の主要箇所が形成され始めたと考えることもできる。その場合には、石列の南北両側には施設が存在しなかったことも有り得よう。
- これらの問題が解決することにより、第4ブロック石列の性格が明らかになるものと思われる。
- 以上1号配石の形成については、石棺墓としてつくられた時点にまで遡る可能性がでてきた。この時期については、23号住居の存在を重要視したとき、後期加曾利B2式期が上限となるが、石棺状石組S11内出土土器（第6図2）からみて、23号の廃棄後ということになろう。この石棺墓が機能した配石を基盤として、後期終末に近い時期を画期に、単なる埋葬施設にとどまらず再葬や葬送の祭祀・儀礼が伴う場としての要素が加わり、晚期前葉期に最も発達、中葉期まで続くという展開を想定することができる。但し、あくまでも配石の表面観察からの推測であり、時期による造構の重なりや明確な施設の構成については配石の解体調査を待つことになる。
- ## (2) 集落と配石
- 前項では1号配石の形成については後期に始まり、晚期前葉に発達、そして晚期中葉頃まで機能したものとみなした。この配石の形成や機能については、やはり集落内での位置付けを考える必要があることから、ここでは住居や他の造構との関わりについて検討してみたい。住居の時期については報告書でも考察しているがその後の検討結果を用いた（第13図）（新津1992）。
- ① 後Ⅰ期（堀之内式）
- 6軒とみられるが、全て1号配石の北側に位置している。9号と12号とは1号配石にあまりにも近接していることから、これとの同時性は考えられない。出土土器からみても、この時期に1号配石は形成されていないとみてよからう。なお中央空間部の南北両側に住居が配列する傾向が認められることから、環状あるいは列状の集落形態が考えられる。このような住居配置は、晩期にまで共通する。
- ② 後Ⅱ期（加曾利B1式）期～後Ⅳ期（加曾利B2新段階）
- 加曾利B1式の住居は37号1軒のみであり、1号配石の北約50mに位置している。15号と23号とが加曾利B2式期、4号が加曾利B2式新段階の住居である。先にも述べたように23号は1号配石第4ブロックに連結するかのようにこの配石の東端に位置している。15号は1号配石の南約35m、4号は南側20mに位置する。
- 以上のことから1号配石と住居の関係については、加曾利B1式期の段階では、直接関連は認められない。加曾利B2式期では23号についてはすでに述べたとおりであるが、1号配石下部にこの時期の石棺墓が存在する可能性は有り得る。石板氏が推測したように、23号住居の存在が意識された上で、その張出し部の石列に石棺墓配石が連結して作られたかどうかといった問題は残る。4号住居については、次の後期後葉1期の住居とともに考えよう。
- ③ 後Ⅴ期（後期後葉前半）の住居
- 曾谷式から安行1式と併行する時期とみなしたもので、5軒の可能性がある。このうち明らかにこの時期に属するものとしては5号～7号の3軒があり、これらは1号配石の南側約15mのところに等間隔で並んでいる。しかもこれらは方形周石住居という点でも共通する。加曾利B2式新段階とした4号住居も堅穴式ではあるものの横周間に石が方形に巡る傾向があり、方形周石住居の萌芽段階とも言える。石棺墓をともなった配石の南側に住居の多くが配列する傾向は、青木遺跡でもみたとおりである（第15図）。青木遺跡の住居の時期は詳細不明なれど、後期中葉～後期後葉と考えられており、方形周石住居が含まれていることから金生5号等と同じ時期である可能性は高い。このような点からして、この時期には1号配石とその南側にある3軒には関連があったものとみてよい。先に検討した1号配石S11やS12はこの時期に機能していたものと考えてきたところでもある。1号配石の北側にも24、27号の2軒もあるが、住居の北側に石棺墓群が作られるという関係を考えたい。その始まりは4号住居の加曾利B式段階にまで遡る可能性はある。
- ④ 後Ⅵ期（後期後葉後半）
- 3軒の存在が推測された。いずれも炉石が残るものでそ

の形態から推測したものである。19B号、20号、33号という3軒とも1号配石の北側に位置しており、南側には1軒も見られない。特に19B号と20号とは1号配石の最も西側にある第1ブロックの北側に接近しており、33号は更に40m程離れた北側にある。1号配石の南側に並んでいた後V期とは、ここで大きな転換が生じたようでもある。このような住居配置は次の晩I期にも引き継がれている。

⑤晩I期（晩期初頭）

やや不確定な38号を含め3軒が推測できている。39号が1号配石第1ブロックの近く、28号と38号とが北側に離れるという位置関係は後VI期と共通する。この時期に4号配石が形成され始めた可能性がある。

⑥晩II期（晩期前葉）

9軒がみられ、最も住居数の多い時期である。特に、1号配石の北側に隣接し等間隔にて5軒がゆるやかな弧を描きながら配列している。このような配置関係及び出土土器からみて、最も1号配石と関わりのある時期の住居群と考えられる。前の時期と同じく、北側に離れた箇所にも住居がある。4号配石と共に、この時期から5号配石が機能していた可能性はある。4号配石からは後期から晩期までの上器類が出土し、主体となる時期を決定する要素に欠けるが、出土した人形石棒は1号配石出土品に類するものであることから、この時期には機能していたものと考えた。なお、1号配石の南側には16号住居とした遺構がある。他が方形圓石住居であるのに対して、これには石は伴わずまた炉も発見されていない。上器と共に焼けた獸骨も出土しており、通常の住居ではないだろう。

⑦晩III期（晩期中葉）

住居数は再び4軒と減少する。しかも20m近く離れた21、22号を始め、全体に1号配石とは空間を隔てている。21、22号住居の位置が後V期や晩I期と同じく1号配石第1ブロック寄りという位置にあることや、出土土器からみてこ

の時期までは1号配石が機能していた可能性はある。5号配石は石劍を副葬する墓域と考えられる施設であるが、この時期に機能していたものとみられる。

⑧晩IV期（晩期後半）

金生集落の最終時期にあたる晩期後半の時期である。17号、26号、29号の3軒がみられるが、17号は水1式段階、29号は大洞C2段階の可能性があり新旧もある。3軒とも1号配石から離れるとともに、2号配石及び3号配石と共に離れる傾向がみられる。出土土器からみても、この時期には1号配石を用いる機能はすでになかったと思われる。そのかわりに2号配石というこれもまた祭祀性の強い、また埋葬にも関わるような施設が使われている。

以上時期ごとに遺構の構成を概観してみた。発掘された範囲におけるこれらの遺構配置については、1号配石を軸にしてみるとその南側区、北側隣接区、さらにその北側区とに区分できる。これを南側からA区、B区、C区として整理してみると（第13図）、時期によりそれぞれの区に位置する遺構の変化がよく分かる。これが表2である。堀之内式の段階では中央空間を境に南北に住居が開闢する傾向が認められるものの、1号配石遺構との関連性は認められていない。やはり関わりがでてくるのが、1号配石の南側に住居が作られるようになる加曾利B2式期以降であろう。特に加曾利B2式新段階から後V期とした後期後葉前半段階にて1号配石の南側に整然と住居が配列することは、この配石との関連性が生じてきたことを意味するものではなかろうか。これに対応した配列にあるのが、1号配石の北側に住居が並ぶ晩II期とした晩期前葉期である。つまり後V期と晩II期とにあっては、それそれが1号配石と大きな関連性が認められるものの、しかしその関連性の意味は大きく異なっていたものと考えられる。関連する住居が1号配石の南面（前面）から北面（後面）に移っていくという違いに、1号配石の果たした機能の差が表われているので

はなかろうか。すなわち前項でみたような石棺墓から構成される埋葬域と、埋葬・再葬の場であるとともにその葬送祭祀・儀式に関わる施設という機能の差である。この転換期が後V期と晩II期の間にあると思われるが、それは住居が1号配石の北側をなすB区に移った時期、後V期（後期後葉後半）にあったものと考えたい。この時期の住居は1号配石の西側、第1ブロックに近い箇所に位置しているが、これはどのように考えたらよいのであろうか。この配置状況は次の晩I期にも共通するが、第1ブロックに近いということから、このブロックと住居の関連を求める考え方もある。しかし、

表2 金生集落の構成

時期	A区	1号配石	B区	C区	2号配石	3号配石	4号配石	5号配石
後I			3軒	3軒				
後II				1軒				
後III	1軒	△	1軒				△	
後IV	1軒	△					△	
後V	3軒	○	2軒				△	
後VI		○	2軒	1軒			△	
晩I		○	1軒	2軒			△	
晩II（1軒）		○	5軒	3軒			○	△
晩III		○	2軒	2軒			△	○
晩IV			1軒	2軒	○	○		

*数字は住居件数

*配石の列にある○は機能していたことを意味し、△は不確実ながらその可能性があることを意味する

後期の石棺墓群の場所が活用されて 1 号配石が形成され始めたとするならば、石棺墓が形成されていたであろう第 3 ブロックから、新たな配石の構築が始まつたとみた方が妥当であろう。このような、住居と 1 号配石構築順序の問題は残るが、1 号配石が南側に正面があるという活用の仕方を考えると、住居がその北側に展開するといった現象がこの配石の形成を考える上で、大きな画期になるとと考えたい。そのことが次の晩Ⅱ期における、1 号配石とその北側住居群の発達に繋がったものと思われる。

なお、表 2 からも分かるように、後期前葉から晩期終末期までとおして、金生集落と配石遺構との関連という点では大きく三つの二期が確認できる。一つ目は、石棺墓群としての配石が形成されたであろう加曾利 B 2 式（後Ⅲ期）あるいはその直後の段階、二つ目はその配石の場の機能がさらに葬送儀式の場として展開する後期終末の段階（後Ⅵ期）、そして三つ目は 1 号配石から 2 号配石へと機能が移っていく晩期後半段階（晩Ⅳ期）である。

次に考えねばならない問題は、1 号配石の機能が大きく展開していく意味である。住居群が北側に移り、配石の南側が正面として意識され、そして葬送儀式も加わって大きく発達した 1 号配石の背景にある問題である。1 号配石が発達したのが後期終末から晩期前半であり、就中晩期前葉期にもっとも盛んだった可能性については、すでに考えてきたところである。この時期に 1 号配石の大部分が同時に機能していたとすれば、その大量のそして重量のある石材の運搬・配置・維持という作業を考えると、果たして金生集落の住人だけで構築し得たかという問題がでてくる。ちなみに晩Ⅱ期の住居は 9 軒である。この点からすると複数の集落を対象とした、埋葬及び葬送儀式の場ということにもなり、1 号配石にみられる各ブロックもそのような集落あるいは地域単位での保存ということが考えられる。焼人骨や再葬での人骨が、1 号配石の施設には少量しか残されていなかったことも、祭祀・儀式後に各集落に持ち帰ったものとすれば説明はつく。一方長さ 60m にも及ぶ複数の施設から成るこの 1 号配石が、後期終末から晩期前半までの時期に形成されたことも考えねばならない。この場合、配石の下部から上部へという形成順とともに、60m という長さのある一部から形成され始め、最終的にこの規模になったということもある。としたら、一時期に一つの単位しか活用されていなかったという可能性もあり、この場合は金生集落のみでの構築ということも有り得る。

これらの問題の解決にあたっては、先に考えた 1 号配石の機能と大きく関わる。すなわち再葬を含めた埋葬の場とした場合、反復使用しないとすれば、石棺状石組にしても円形石組にしても時期を経るにつれて徐々に施設は増えてくることになる。これに対して反復使用するとしたら、ある程度の期間は増設する必要はない。先に考えたように、

方形石組・石棺状石組・円形石組がセットとなるような第 3 ブロックなどは、反復使用が可能な構造・形態にあるのではないかろうか。特に方形石組 H02について、一定の期間は建物施設が存在してもよいような構造である。このことは第 2 ブロック H01にも共通し、同時に存在したと思われる石棺状石組 S03 のような古墳の石室にも共通するような構造からは、一過性の施設以上の機能が考えられる。以上のことから、複数の集落にわたった役割を考えたいが、さらに注意したいのは 1 号配石の正面という問題である。この配石は斜面を利用して作られていると共に一部はさらには地面がカットされ、傾斜が強くなるようにして石が積まれているような感もある。このことが北側と南側とでは 1 m 以上の段差を生みだすことになる。すでに述べたように南側から北側を見上げることに、この施設の効果をもたらすような演出がなされているようにも思われる。後期終末の時期を境に、1 号配石の南側には通常の住居が見られなくなることも、ここが配石前面の空間として重要な役割を果たすようになったからではなかろうか。この空間に立つことにより、石怖が立つ円形石組等を間近に見ながら、徐々に立ち上がる配石中の立石や丸石に目が移り、やがてその奥にあったかもしれない祭壇のような建物あるいは木柱や標柱のような構造物が視界に入り、さらにそれらの背景には金生集落の住居が立ち並ぶといった、そんな景観が広がっていたとも思われる。そうした時、1 号配石のすぐ後ろに並ぶ晩期前葉の住居 5 軒は、特に配石の機能とかかわりの強い住居施設ということにも考えが及んでくる。全く推測の域を出ない発想であるが、配石前面には硬玉製垂飾品や大型石棒等を伴って土器が集中する部分もあることから、少なくともこの前面空間が配石と一緒に広場としての機能を果たした可能性は高いものと思われる。このような空間は 1 号配石での祭りあるいは儀式を執り行うのに必要な場であり、それは金生集落だけでなく複数の集落の住民が集まる場所であったということにもつながるのではないかろうか。

なお、1 号配石の北側にも住居群の間に広場のような空間があり、これは金生集落の日常に関わる生活空間ということで、配石前面の空間とは機能差があった可能性が考えられる。

ところで、特に晩期の住居群と 1 号から 5 号配石との関連性および性格について、出土遺物から考察を試みた佐野隆氏等の成果がある（佐野 2001）。まず上隅と耳飾りの出土量から 1 号配石の卓越性を導き出すとともに、5 号配石がこれに次ぐ一方、4 号配石での耳飾りの多さにも注目しそれぞれの配石と住居の関連性を求めるようとした。さらに石鏨・打製石斧・磨石の石器組成の検討からも、それぞれの配石といくつかの住居に共通の組成があるといいう注目すべきデータが提供された。これによると 1 号配石とその北

側に隣接する18号住居が石斧型、5号配石と10号住居、30号住居等が打製石斧・磨石型、4号配石と31号住居が磨石型ということになり、配石を墓域および祭祀の場とした時、墓域と住居とがセットとなる複数の組み合わせが導き出されている。このことは各住居の生業の差ということにもなる。この分析については、石器がその住居に伴うものという条件がある。また、1号配石の北側に並ぶ5軒の住居のうち、この配石と関わるのは18号住居に限られるということについても、組成が異なるからといってその住居と関連する配石に差があったという点も説明が必要である。もともと1号配石と4号、5号配石の機能を同格で考えてよいのかといった問題がある。今回的小論でもふれたように、周辺遺跡での石棺墓群との関連の中から金生1号配石が形成されてきたという見方ができるとしたら、4号・5号配石と1号とは大きな違いが生じてこよう。

今回1号配石の構成要素を検討した結果からは、1号配石を単なる埋葬の場としてとらえることはできず、金生集落はもちろん、さらに広範囲における機能を考えていく必要が見いだせた。佐野氏が想定したように「生業や季節性を反映した内容」の祭祀についても、葬送に関わる祭祀・儀式に伴ってもよいと思われる。そもそも祖先崇拜に通ずる埋葬祭祀には、そのような願いも当然に含まれていたであろう。

なお、石器組成の異なる住居が同一集落の同一時期に存在していたとしても、それらが1号配石を支えた住居であってもよいかと思われる。金生集落全体を対象にした石器組成について、筆者も時期ごとの変化をグラフ化したことのある(新津1992)。これによると後V期から打製石斧と磨石が増加し始めるとともに、石器は晚期後半に急増するという傾向をみるとことができ、1号配石が後期終末から発達する時期とは一致する傾向をとらえたことがある。

今回金生1号配石の機能について推測の域を広げ、周辺集落とのかかわりにまで及んでしまったが、そこには詳しい遺構・遺物の分析は伴っていない。金生遺跡を始めた周辺遺跡のデータについて、佐野氏が行った考古学的手法を駆使することにより、さらなる確実な成果がえられるものと思う。先にふれた近畿遺跡間での集落の繼続性や集中性にまで踏み込むことも期待できる。金生集落が後期初頭以降晩期終末まで継続した意味とともに、1号配石のような施設の形成と機能にも関わるからである。

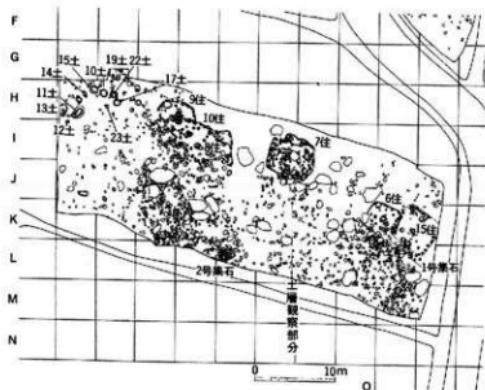
4 成果と課題～八ヶ岳南麓からみた1号配石の系譜にむけて～

小論では金生遺跡の1号配石について、本調査及び整備調査の成果を踏まえその構成や機能について考えてきた。この配石の形成については後期中頃から後葉にかけてこの地域にも発達した石棺墓をも含む配石遺構を基盤として、

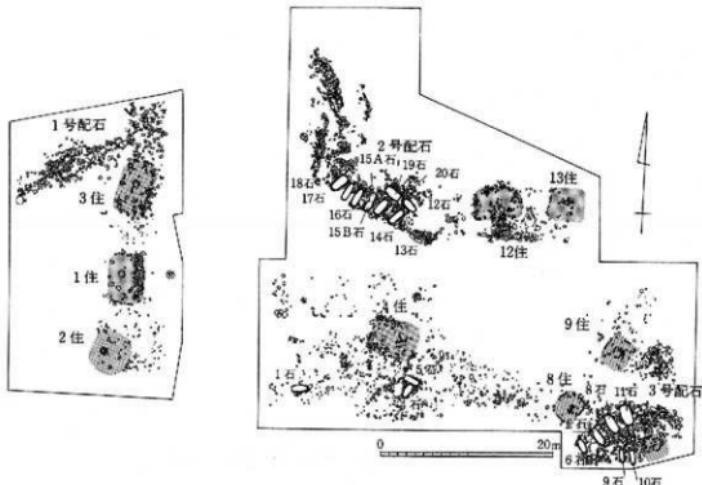
後期終末から晩期へとさらなる葬送に関わる祭祀・儀式という機能も加わる中で展開してきた可能性を考えてみた。さらには、長野県南部に類例を多くしながらも東北南部から近畿まで広く行われた火葬という方式を取り込んだ冉葬という埋葬の一形態も浮かび上がってきた。埋葬に関わる施設という点では、さらに石棺墓の機能の検討、特に一次葬と二次葬という見地からの解決も残っている。このような問題の中から、金生遺跡の1号配石の機能を各施設の位置づけから検討することが必要であり、特に配石を兼ねそしてその機能を享受する集団の在り方まで考えていかねばならない。その意味においても1号配石の機能が及ぶ範囲を、金生集落内で限るのか、あるいはより広い広域圏にまで想定するのかという課題も、完全には解決していない。小論では、配石の規模・各施設のセット性・前面広場からの正面性等の点から、複数集落に及ぶ広域性を想定した。このことは金生集落の拠点性にも通じよう。今後、金生集落の立地や生産性にも焦点を合わせ、検討していかねばならない(註4)。

これらの課題の中で、1号配石が形成され発達したという背景をさらに考える必要がある。この八ヶ岳南麓には後期以降の配石遺構の事例があり、当然それらの存在を基盤として、それに中部山岳地域さらには東日本という広域内にての変動の波が加わる中で、1号配石という極めて象徴的な施設が生み出されたものであろう。この地域での金生遺跡に先行する配石を伴う集落としては、同じ大泉町蛭神遺跡、高根町青木遺跡、高根町石堂遺跡などがある。金生遺跡の1号配石の形成については、周辺集落の配石の変遷上に位置づけられる可能性があることから、これらの遺跡の調査事例を概観してみよう。

蛭神遺跡では、中期の環状集落の中央部を中心に後期の住居群と配石遺構が形成されている(櫛原1987)。住居は堀之内1式期から加曾利B2式であり、残存はよくないが敷石も部分的に残っている。配石はこの住居群の南側に長さ40mの範囲に広がっており、調査者の櫛原氏は半径約20mの環状ないし方形の可能性も考えている(第14図)。この配石は地山にある自然の巨石を利用しながら行が配されており、石棒を伴う径3m程の環状配石や、立石とか丸石を伴う集石等からも構成されていることが、観察されている。この一帯からは丸石や石棒の他にも土偶やミニチュア土器などが出土していることから、櫛原氏は加曾利B式期の祭祀遺構と考えている。ここからは背木遺跡にみられたような石棺墓は発見されていない。同じ加曾利B段階でも配石の構成には違いがあることは注目したい。なおこの配石が住居群の前面にあることは、金生遺跡の加曾利B段階での在り方とは異なっている。但し、例えば7号住居は張り出し部を持つ敷石住居であり、6号も含め他の住居もこのような形態であった可能性は高い。石坂氏が指摘した



第14図 姥神遺跡（後期住居と配石部分）（櫛原1987より）



第15図 青木遺跡全体図（雨宮・山下、昭和13年より）

ように住居入り口部の張り出しが列石と結びつき弧状配石となる事例の一つなのか、環状ないし方形配石なのかといった問題はある。石棺墓や墓坑は確認されていないこと、弧状配石と一緒にとなった中心的な住居がよくわからないという点も確かにある。自然石の大石が目立つ場所に、しかもその方向に入り口を向けて敷き住居が構築されたという点からして、祭祀性の強さが伺われると共に、住居廻廊などにその張り出し部の石が活用され、さらなる祭祀の場となった可能性はある。石棺墓が伴わない、すなわち墓城とは

別の意味を持った配石も同時期に存在した事例としてよいのかもしれない。石棒や丸石を用いる配石という点は、金生遺跡にも繋がっていく。

高根町青木遺跡については、石坂論文にて考察されている資料でありこれまでも引用してきた（第15図）。但し青木遺跡では石棺墓が列状に並んで発見された2号配石以外にも、石棺墓が確認されていない1号配石、2号とは石棺墓の輪が90度ずれて並ぶ3号配石が調査されており、これらと住居の関連性や時間の点も含め検討すべき事柄は多くある。

い。時期の上では、堀之内式から後期後業までの住居が存在しており、石棺墓や配石との組み合わせが重要となる。特に石棺墓の機能であるが、調査では一次葬にせよ再葬にせよ人骨片も含め全く出土していない。これらの施設が一回の使用で終わるのか、あるいは反復使用されるのかといった使い方によっても、この集落の性格が違ってくるのではないか。というのも、青木遺跡が一般的なムラであったのかあるいは葬送にかかる特殊なムラであったのかといったことも考えねばならないからである。資料に目を広げれば、山梨県内では都留市尾咲原遺跡では後期中頃の石棺墓が集中しているし、長野県飯山市宮中遺跡でも類例はある。本文中に引用した青森県堀之内遺跡を始め、この種の石棺墓は関東甲信越地域と東北北部とに分布図が知られていることは研究史にも見るとおりである(新津1999b)。八ヶ岳南麓にあってもこのような石棺墓が作られたことは確かではあるが、この時期の集落ではかららず石棺墓が伴うのか、あるいは特定の集落に限られるのかといった課題が残る。今後の調査に期待される問題はあるが、後期中業に限った場合、金生集落よりも青木集落の方が配石墓からみた時には、より撲点性が強いようにも思われる。但し、青木遺跡は後期後業前半で集落が閉じたのに対して、金生遺跡はむしろ後期後業以降で発達するという違いがある。この差は何に起因するのであろうか。立地、環境、生産性と結びつくものと思われるが、これについては別の機会にゆずりたい。

高根町石堂遺跡は、金生遺跡の成立を考える上でさらに重要な遺跡である。特に配石という点では金生遺跡よりも広い範囲に広がっており、それらを構成する要素も複雑ともいえる。やはり北から南に傾斜する斜面を東西に横切るかのように、大型の配石遺構が2基確認されており、その間に小規模な集石状の配石が複数みられる(第16図)。配石の規模は東西約30mが確認されているものの、さらに延びる可能性はある。斜面上方の配石遺構は南北幅が5~10m、長さ30mの範囲で帯状の石が集中しており、下部からは石棺状遺構が7基程発見され、周辺の11基を加えると20基近い数の石棺墓が並びながら集中することになる。青木遺跡の石棺墓群がさらに発達するところのような状況になるのかもしれない。この石棺墓群の斜面下方約20mには「大型方形環状遺構」と報告された配石がある。隅丸方形状に巡っている可能性があるが調査区域外に延びていて全貌はつかまれていない。それでも東西30m、南北25m程の範囲は確認できる。



第16図 石堂遺跡全体図 (雨宮、山下、櫛原1988より)

下部からは石棺状遺構が4基発見されていることから、墓域としてさらにこの種の施設が存在しているのかかもしれない。そうした場合、青木遺跡での2号配石と3号配石という石棺墓群がみられたことを参考にすると、石堂遺跡の2カ所の配石についても全体の形態は異なるものの、基本的には石棺墓を中心とした墓域であった可能性はある。青木遺跡の二つの石棺墓群は、石棺の主軸の向きが異なる二群であり埋葬集團の違い等が推測されるが、石堂遺跡についても同様のことが言えるのであろうか。しかし下部の調査や整理・検討作業がまだ行なわれていないことから、詳細は不明である。なお、「大型方形環状遺構」については、隅丸方形状という平面形をなすと共に、石群が取り囲む中央空間部に径5m程の円形状の集石があることも含め、全体の形態は極めて特異であり、単なる石棺墓群から別の機能を加えながら展開していった配石という可能性はある。

表3 集落の継続時期と確認された石棺墓数

	後期前葉	後期中葉	後葉前半	後葉後半	晩期前半	晩期後半	石棺墓
純神遺跡							0
青木遺跡							18+α
石堂遺跡							27+α
金生遺跡							1号配石中は8+α 配石外は15

しかし金生遺跡1号配石を構成する方形石組、円形石組、周囲を石群で取り囲む石棺状石組等のような、整然とした施設群は確認できていない。

この二つの大規模な配石の中間部には、「祭壇状遺構」と報告される1m~2m範囲の小規模な集石状の配石が10箇所程度点在している。これには石碑が伴う例もある。

石堂遺跡からは、中期終末から晩期初頭までの土器が出土しているが、中心となるのは後期中葉以降と思われる。報告書によると渋車形上製耳刃り320点、上偶40点等も出土しており特に十偶からみても加曾利B式以降後期後葉に伴うものも含まれている。石棺墓には青木遺跡と同様な形態もあり、さらに方形周石住居も確認されている。このような成果からすると、中期終末ないし遡り之内式期に始まり、加曾利B式期から後期後葉に発達し、晩期初頭にまで続いた集落遺跡とみることができようか。これだけの規模の配石および石棺墓群でありながら、発見されている住居は8軒と少ないことは、住居域にまで調査が及んでいないのか、あるいは複数集落を対象とした墓域・祭祀域であったのかといった問題にまで展開する。このような課題はあるものの、青木遺跡が後期中葉を中心にしながらも後期後葉で終了しているのに対して、石堂遺跡はさらに後期後葉から晩期初頭まで継続しており、この時間の長さが墓域としての配石の大規模化および祭祀化をもたらした第一の原因かと思われる。このような時期的な継続性という観点からみると、青木遺跡→石堂遺跡→金生遺跡という展開が見えてくる。しかし、それぞれの遺跡は重なり合う時期もあり、集落間移動という問題はあるものの、時期によっては同時存在した可能性は極めて高いと言える。このことから石棺墓群配石から葬送祭祀・儀式機能が加わる配石への展開にあたっては、金生遺跡のところでみたように、後期終末が一つの両期にあたっていることに注目したい。これにより次のような段階が想定できる。

石棺墓の出現は後期前葉に遡る可能性があるものの、この地域では後期中葉頃に特定の遺跡に集中して発見される。純神遺跡では祭祀的な配石はみられるものの、石棺墓は発見されていない。集落内の別の箇所に存在する可能性はあるものの、石棺墓を持つ集落と持たない集落があつた

可能性を考えてみたい。後期後葉前半期の集落は現状での発見例は少ないとから確実なことは言えないが、石堂遺跡の例からはさらに石棺墓の集中化が進んだものと考えられる。ところが後期終末には、その石棺墓の場に大きな転換期が訪れる。すなわち新たな葬送儀式が行なわれる集落への包括であり、晩期への展開である。これを集約するところのようにならうか。

- ・後期中葉頃一石棺墓の集中化
- ・後期後葉一集中化の促進
- ・後期終末一石棺墓群機能の変質→葬送祭祀・儀式への転換・機能増加と集中化
- ・晩期初頭一葬送祭祀・儀式の一極化

金生遺跡における後期終末から晩期集落への展開、そして1号配石の形成はこのような変遷の中に位置付けることがききないのである。

以上の4遺跡については表3のようにまとめることができる。未整理の遺跡もあり詳細不明の中での単純な比較はあるが、人まかた特徴は把握できよう。これらの検討については、別の機会にゆずることとしたい。

おわりに

金生遺跡の調査報告書を刊行してから20年の時が流れた。この間、史跡金生遺跡として整備が進み、今は八ヶ岳南麓に広がる田園の中にその姿を残している。しかし、この遺跡の研究については、後晩期集落の構成や地についての論考は若干なりとも進めてきたことはあるが、遺跡の評価や集落を支えた内容の検証について、踏み込んだ検討を行なうまでにはいたらなかった。特に1号配石については、祭祀性の強い這樣という1面のみが先行しその内容の分析をおこなうことは、なかなかできなかった。今回の小論は、整備調査での新しい知見を加えながら1号配石の構成とその形成経過を探ろうと試みたものである。これまで多くの方々が、さまざまな切り口をもとにこの金生遺跡のデータを活用されているが、文中でも述べたようにこの小論を考えるにあたっても、石坂氏を始め多くの方々の配石遺構や埋葬に対する考え方を参照・引用させていただいた。しかしこれまでと同じく、多くの課題を残してしまった。

たことも確かであり、今後の資料の整理や検討に待つ点も多い。

小論をまとめるにあたり、金生遺跡の史跡整備に尽力され現在もその管理や資料保管・活用等にあたっている北社市教育委員会の広瀬公明氏（旧姓伊藤氏）には、整備調査のデータ提供や意見交換にて大変お世話になった。文末ではあるが記して感謝いたします。

註

- 1 本報告書では遺構の名称について、「中央に空間を持ち一辺3m程度で石が方形状に並べられた施設」を方形石組とした。円形石組、石積石組と比較して石組であるに過ぎないが、適切に欠けるものの、中央空間とそれを取り巻く配石から構成される施設という意味で、今回も用いた。石積状石組については従来の石積や配石石組の概念にはあてはまるものである。
- 2 本遺構を埋め戻した際にこの立石は元の状態に倒し、原位置に戻しておいた。
- 3 方形周石住居は加曾利B式期に萌芽があり、次の後期後半から発現し晚期前半を経て晚期後半にまで続くものである。構造上、住居を取り囲むように石列が方形に並ぶものであり、後期段階では1列の石列が基本となるが、晚期に入ると11分住居のように石が置かれる軸が広くなる例が出てくる。特に11号では浅い掘り込みの軸に石を貼り付けていくような感がある。
- 4 金牛遺跡の拠点性を実証するためには、周辺遺跡の分布状況とその実態をつかむことが必要であるが、現状ではハケ岳南麓の晚期前半遺跡は非常に少ない。分布調査の成果も含めたデータからは、後期前半以降遺跡数は減少し、晚期前半では最少となり、晚期後半から強・初頭にかけて増加するという傾向が把握できている（新津1992）。このことが金牛集落の形成に関連するとしたら、1号配石を含む晚期前半という金牛集落の成立については、遺跡減少に伴う集中化の結果とみるべきであるのか、あるいはハケ岳南麓に限らずさらに広い範囲を対象とした集落構造の広がりを考えねばならないのか、といった問題が残る。周辺に遺跡がないとすれば、1号配石は金牛集落内での機能發揮に限られる。一方、晚期後半は小規模遺跡がさまざまな立地に分散する時期でもある（新津1999a）。このような時期には拠点性が主張できるのだが、金牛集落も縮小し、配石も2号・3号という規模の小さいものから構成されることになる。このような無落間関係の中で、金牛集落の位置づけを考えることも今後の課題である。

引用・参考文献

- ・宮正樹・山下孝司・鶴原功一 1988「山梨県高根町青木遺跡調査概報」「山梨県考古学協会誌」2号 山梨県考古学協会
- ・石川日出志 1988「縄文・弥生時代の焼人骨」「駿台史学」74号 明治大学
- ・石坂茂 2004「関東・中部地方の環状列石」—中期から後期への変容と地域的様相を探る、「研究紀要」22 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- ・大泉村 1991 「史跡金牛遺跡 保存整備事業報告書」
- ・豊島 勉 1981「縄文時代の石棺墓」「縦合1遺跡」青森県平賀町教育委員会
- ・鈴原功一 1987「能神遺跡」大泉村埋蔵文化財調査報告第5集 大泉村教育委員会他
- ・荒井 忠 1985「配石遺構—特に環状列石について—」「月刊考古学ジャーナル」N°275 特集 配石遺構 ニューサイエンス社
- ・佐野 隆 2001「金牛遺跡と陪属性」「山梨県考古学協会誌」12号 山梨県考古学協会
- ・鈴木保彦 1986「統 配石墓の研究」「神奈川考古」22号 神奈川考古

古河人会10周年記念論集 神奈川考古同人会

- ・間雅之 1987「第2章 配石遺構と本柱碑の考察」「史跡寺地遺跡」新潟県青海町
- ・高根町教育委員会 1987 「石堂B遺跡」第二次調査 高根町埋蔵文化財第5集
- ・寺村光晴 1973「新潟縣寺地硬玉遺跡」「月刊文化財」121号 文化庁
- ・寺村光晴・青木幸孝・間雅之 1987「史跡寺地遺跡」新潟県青海町
- ・新津 健 1983「金牛遺跡発見の中空土偶と2号配石」「研究紀要」2 山梨県立考古博物館・山梨県埋蔵文化財センター
- 1984「石劍者」「研究紀要」2 山梨県立考古博物館・山梨県埋蔵文化財センター
- 1992「縄文晚期朱落の構成と動態」「縄文時代」3号 縄文時代文化研究
- 1999a「縄文晚期後半遺跡分布の意味と課題」「研究紀要」15 山梨県立考古博物館・山梨県埋蔵文化財センター
- 1999b「笄墓制研究 配石墓」「縄文時代」10号・縄文時代文化研究の100年・縄文時代文化研究会
- 2008「山梨の石碑」～出土状態の整理と課題～「研究紀要」24 山梨県立考古博物館・山梨県埋蔵文化財センター
- ・佐崎市教育委員会 1997「山形遺跡」
- ・林茂樹・本田秀明 1962「野口塙墓遺跡調査概況」「伊那路」6-10 上伊那郡土研会会
- ・林茂樹 1983「野口塙跡」「長野県史」考古資料全一巻三 主要遺跡(南信) 長野県史刊行会
- ・鳥場保之 1994「縄文時代晚期墓制に関する考察」—長野県南部を中心として—「中部高地の考古学」4 長野県考古学会
- ・山梨県教育委員会 1989「金牛遺跡II」「縄文時代編」山梨県埋蔵文化財センター調査報告書41集
- ・渡辺清志 1997「東北地方北半における配石墓の成立と展開(上、下)」「古代文化」49-2, 3

「布施莊」小井川遺跡をめぐって

末木 健

はじめに

- 1 小井川遺跡調査の概要
- 2 中世初期の文字資料
- 3 文字資料の検討

4 大型建物の存続年代と堤防

- 5 大型建物の由来
- まとめ

はじめに

小井川遺跡は山梨県教育委員会（県埋蔵文化財センター）が平成15年度より18年度までの4年に亘り調査した遺跡である。遺跡の範囲は山梨県中央市小井川に、その大部分が属することから、この遺跡名称が付けられた。（第1図）

発掘調査は、山梨県が行っている新山梨環状道路南都区間の建設事業に先立って行われた。当初、この遺跡は「周知の遺跡」ではなく、平成14年の出玉町遺跡分布調査でも把握されておらず、道路建設に先行する遺跡確認調査（平成15～18年度に山梨県教育委員会・県埋蔵文化財センター）によって発見された。

旧田富町・玉穂町の遺跡分布調査では弥生時代の遺物が採取されているが、本遺跡範囲から出土した遺物で最も古いものは、小井川遺跡の東側（旧玉穂町内）の包含層から発見された古墳時代後期（6世紀頃）の遺物で、坏・高坏・甕瓶の破片である。これらはトンネル調査で遺構を作わない土層中から出土したことから、上流側から流されて堆積した可能性が指摘されて発掘調査には至らなかった。なお、平成18年度調査地区の平安時代遺物包含層から、5世紀後半代の遺物も出土しているというから、鎌無川や御勤使川の形成した自然堤防上には、少なくとも古墳時代中頃から人々の進出があったことが窺える。

次の時代は平安時代で、上部器の編年や放射性炭素年代測定の結果から9世紀に属するものである。これは、県道市川大門線に接する東側の調査区最下層から住居跡3軒のカマドとともに土師器が発見されたので、少なくとも9世紀には集落が営まれていたことが明らかとなった。この時代には旧玉穂町の山梨大学医学部・附属病院南側において発見されている平出宮第2遺跡（第1図1 NO20）の年代と近く、甲府盆地底部に9世紀頃からの平安時代集落が展開していたことが確実となった。

また、中央市教育委員会の平成20年度調査等では、隣接の上森遺跡（第1図1 NO19）から平安時代住居群や平安時代の墓坑が検出されている。

なお、平安時代の有形文化財として、国重要文化財に指定されている仏像2躯が注目される。旧玉穂町下三条の富山田歓盛院（第4図1）にある木造薬師如来坐像（平安中期）と、下河東の豊田山永源寺の木造聖観音菩薩立像である。これらの仏像が平安時代の作であり、この地域の寺院に伝来していることに、注意をしておく必要があろう。

続く時代では、小井川遺跡第3次調査（平成17年度）の鎌倉時代の石造物があり、これに墨書き・刻書された紀年銘が注目されるであろう。発掘調査による鎌倉時代の遺構は明確ではなく、石造物が16世紀頃の区画溝の縁に、護岸用施設の一部として転用されていたことから、近隣に石造物を造立した施設が存在し、その廃絶後に石造物を転用したとの思われる。

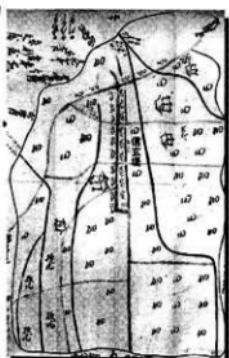
中世の遺跡としては、中央市（旧玉穂町）の上庄遺跡（第1図1 NO19）があり、建物の周囲をめぐる堀が検出され、その堀から多くの木製品などの遺物が出土している。こうした堀（あるいは溝）を巡らす施設は、小井川遺跡の大型建物跡にも見られるので、盆地低地部の大型施設の一般的な構造の可能性もある。

もちろん、中世の豪族屋敷においてはこうした水路や溝（堀・濠）を巡らすことが、八ヶ岳山麓などの丘陵地でも見られ、本地域の特徴とばかりはないいないが、乾燥地帯である台地や丘陵上の館などの施設が、防衛や水田への水利管理を主眼としたのに対して、本地域は防衛と排水を主眼としていた可能性がある点で、異なると思われる。

また、この地域には堤防遺跡がある。県指定文化財となっている中央市（旧田富町）西花輪の内藤幹彦家所蔵の『甲斐国志草稿資料』中の「布施村絵図」（文化十一年～1814以前）（第1図4）では、現県道市川大門線の東で、遺跡の西端部に堤防の記述「信玄堤」が見られる。この絵図に記された堤防の成立年代は明らかではないが、少なくとも文化十一年頃は堤防としての役割が機能しておらず、その痕跡や伝承があったのであろう。『国志』「山川部鎌無川」の項にも、「布施村ノ東 東花輪村西ノ宅地岡ニ堤



3 中村正賛著「武田信玄と治水」より



4 布施村絵図の信玄堤
甲斐国志草稿資料(内藤家)



第1図

2 調査区位置図 (報告書IV)

形間々存ス」とある事からも、こうした状況が推定できる。

しかし、その築堤年代は江戸時代前期以前の可能性を指摘するに止まるのかもしれない。この堤防遺跡は、平成18年度の調査において、平安時代住居群を包蔵する土層の上に、川表側の護岸施設（自然樹木の植樹状況）が観察（第2図4）される。川表側は深くえぐられ、堤防の内側は砂層に厚く覆われており、植栽された護岸施設が一時は堤防としての役割を果たしていたことを物語っている。

今回の検討は、平成17年度に調査され、平成19年度に報告された小井川遺跡の「大型建物地城」や石造物について（『小井川遺跡Ⅲ』）と、18年度に調査された堤防遺跡（『小井川IV』）についての報告書成果を踏まえ、再確認の意味をこめて遺跡の成り立ちと廃絶を検証し、布施地域の中世～近世史の一端を把握しようとするものである。

なお、関係の報告書は平成16年度に『小井川・小河原遺跡』、17年度に『小井川遺跡Ⅱ』、19年度に『小井川Ⅲ』『小井川IV』が刊行されている。また、『田富町誌』（1981）と『玉穂町誌』（1997）の記述に多くのを依拠している。

1 小井川遺跡調査の概要（第1～3回）

①平成17年度調査

平成17年度の発掘調査範囲は、山梨県中央市小井川1836,1849,1850,1854～1857、1868番地等（布施地内）に位置する。この地は笠無川が形成した扇状地末端にある氾濫原にあり、標高は260m前後の緩やかな南東傾斜地に立地する。現地は県道市川大門線が南北に貫き、その両側に中世～近代・現代の宅地が造成されていることから、微地形の観察はできないが、恐らく自然堤防上に布施の集落も形成されてきたものと思われる。

当地域は平成16年3月に山梨県埋蔵文化財センターによって、山梨環状道路南部区間に内の遺跡確認の試掘調査が実施され、トレンチから中世の五輪塔跡が発見されるに至った。このため、県土木部と協議の上、平成17年度に本発掘調査が実施されることになり、平成17年度の6月2日～平成18年3月16日の間調査が行われた。

調査区の地層は現地表から1.5～2.0mの掘削深度があり、この中は砂層やシルト層、砂礫層の互層となっている。砂層や砂礫層は基本的に花崗岩の崩壊土であり、笠無川起源の土質である。シルト層は微粒な砂質土が土壤化したもので、灰色・暗灰色・黒灰色・暗褐色・黒褐色などの色調を示す。灰色から黒褐色になるに従って、洪水砂を含まない安定期と考えられるため、人間の活動が残されている時期の地層である。

報告書（Ⅲ）の地層関係の挿図2図東地区断面図（第2図3）では2～8層が遺物包含層とあり、厚さ約30cmの中を7層に分けられるのは、版築が行われた結果だという報告でもあるが、4層以上は、頻繁に微粒砂を運ぶような、緩やかな水位上昇型の洪水が繰り返されたことを物語っていると思われる。

なお、報告書の挿図1図（第2図2）では表土からの土層説明が記述されていないので明言できないが、現地での

観察では挿図2の更に上層には洪流水が厚く堆積している層も数枚あったことを付け加えておきたい。

さて、検出された遺構は、報告者によって大きくⅠ～Ⅲ期に分けられているが、最下層の第Ⅰ期の遺構は明らかではなく、出土遺物によってその時代設定がなされている。

Ⅰ期の遺物は6点の五輪塔の部材である。これらはⅡ期以降の遺構に再利用されていたものであり、創建当時の原位置を保ったものではないが、その形態や銘文などによって鎌倉時代のものである。

この鎌倉時代の6点の五輪塔部材のうち、池状遺構南西岸の木橋基礎に据えられていた地輪NO6と7には銘文が刻まれている。地輪NO7（第3図2）は「正和四年（1315）六月廿五日死亡日也 日勵仏為[]亡仏」と陰刻され、地輪NO7（第3図1）には「戊辰二藤布施共口忠光 法名真願 六十[]口誠」とある。

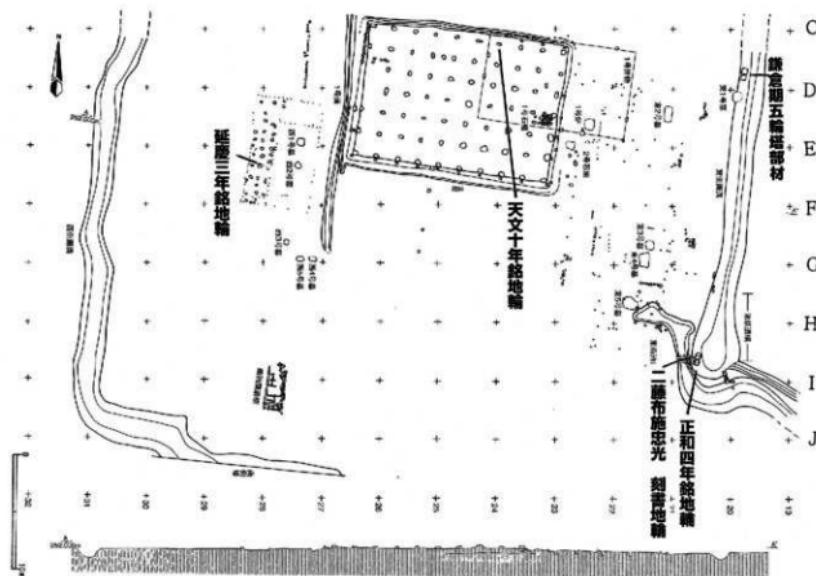
また、東側濠・木橋基礎に使用されていた火輪NO1と梵字を3面に持つ地輪NO2、池状遺構の底から出土した火輪で、正面に円に開まれた梵字が刻まれるNO5があり、この他、西側付属屋の礎石に使用された地輪NO3（第3図3）は、在銘石造物としては木県最古の例で、陰刻漆書金箔貼で「延慶三年（1310）銘を有する。

これらの五輪塔石材は大型のものもあり、遠方からの運搬というよりは近在の石造物を護岸材として転用したと考えられている。

Ⅱ期の遺構であるが、礎石建物1棟、溝1条、墓5基が検出されている。溝は建物西側で南北方向に検出され、巾65cm、南北方向の長さ20mのV字溝である。1号礎石建物は1号溝の東方10mにあり、現在する礎石から東西7間、南北4間の規模が想定されている。但し、次のⅢ期の建物造成により多くの礎石が抜かれたと判断されている。

残存する礎石には焼失した丸柱の痕跡が見られるという。なお、この時期の出土遺物は墨書きによる「天文十年」銘の五輪塔地輪を始め、多数の地輪、木炭化した宝珠状具、連子窓枠などの寺院関係建築部材、硯片、墨書き土器、墨書き川原石などがあるとされる。第Ⅲ期の建物礎石は第Ⅱ期の建物礎石の転用材であるというが、抜き穴など、その根拠については具体的な記述が報告書にはない。なお、建物の廃絶年代については、わからずや輸入磁器及び国内陶器の年代から15世紀後半から16世紀前半とされ、Ⅲ期建物礎石に使用された「天文十年」（1541）銘のある地輪からも下限は16世紀中葉～後半と考えられる。

第Ⅲ期の遺構は、東西約56m、南北36mの方形の濠により区画された中に、南に開くコの字状配置をした建物群が発見されている。これを寺院あるいは寺院関連遺跡としている。中心建物は主屋で東西9間×南北6間の大型建物となり、南側前面と東西及び北側の一部に縁束受け礎石が廻る。このほかに西附翼屋、東附翼屋と東南の池端の遺構、南東隅の遺構が存在する。この建物礎石は主として自然石を用い、整然と残されており、その床束も9箇所が礎石上に直立したまま残っている。使用礎石は火熱を受けた痕跡が認められることから、第Ⅱ期の建物礎石を転用したと



1 小井川流域第3次造査記録図(全体図) (報告書III)



3 H 17 東地区断面図

1. 10cm以下砂質土層
2. 10cm以上砂質土層
3. 10cm以上砂質土層
4. 10cm以上砂質土層
5. 10cm以上砂質土層
6. 10cm以上砂質土層
7. 10cm以上砂質土層
8. 10cm以上砂質土層
9. 10cm以上砂質土層
10. 10cm以上砂質土層
11. 10cm以上砂質土層
12. 10cm以上砂質土層
13. 10cm以上砂質土層
14. 10cm以上砂質土層
15. 10cm以上砂質土層
16. 10cm以上砂質土層
17. 10cm以上砂質土層
18. 10cm以上砂質土層
19. 10cm以上砂質土層
20. 10cm以上砂質土層
21. 10cm以上砂質土層
22. 10cm以上砂質土層
23. 10cm以上砂質土層
24. 10cm以上砂質土層
25. 10cm以上砂質土層
26. 10cm以上砂質土層
27. 10cm以上砂質土層
28. 10cm以上砂質土層
29. 10cm以上砂質土層
30. 10cm以上砂質土層

2 H 17 C 23 柱状図

(報告書III)

第2圖



判断されている。また、縁東柱の礎石は20cm方形の切石が使用されている。この建物の上限年代が、天文十年（1541）年以後であることは、礎石として使用された地輪の存在で明らかであるが、廃絶年代は武田氏滅亡（武田信玄死亡の1573年）の頃とされている。

このほかに南北に長い西附属屋と、東北附属屋、東附属屋、南西池の端造構、南西隅造構がある。詳細は報告書を参照していただきたい。

更にIV期の墓坑があり、これらはIII期の建物遺構が冠水し細砂層が堆積した後に掘られたもので、下限の年代が14C年代測定により17世紀初頭となるという。

②平成18年度調査

平成18年度には県道市川大門線の東側部分の発掘調査が行われた。ここでは上層に近世～近代の溝・土坑跡や水溜造構が検出され、更にこの下層には厚く砂礫層が堆積しており、これを取り除くと、堤防状遺構の断面観察の過程で、表土下2.5メートルから平安時代の住居跡の一部が検出された。また、調査区東側では、堤防状の高まりとその脇に護岸用の植栽と考えられる自然木列が発見された（第2図4）。

この自然木の年代は、放射性炭素年代測定により室町時代後半から江戸時代初期の年代が得られていること、また、江戸期の村絵図に堤防跡の記述があることから、先の年代頃に洪水によって埋没、または廃絶した堤防跡と考えられている。

なお、この自然木列は第3層の灰白色砂層を支持層に根張りをしていると観察されており、堤防状の高まりはこの東側に向かい弧を描きながら低くなる様子が断面から観察される。

2 中世初期の文字資料（第3図）

すでに述べたように、平成17年度調査地域から中世初期の文字資料が検出されている。これを年代順に示すと、次のようになる。

- ① 延慶三年銘墨書きの五輪塔地輪（第3図3） 第Ⅲ期 西側附属建物の礎石として転用されたものである。延慶三年は西暦1310年であり、鎌倉時代末頃。
- ② 正和四年銘刻書五輪塔地輪（第3図2） 第Ⅲ期の濠の脇に置かれた五輪塔の地輪の一部である。墓石として使用されたのか、「正和四年六月 拾五日死亡の日なり 云々」とあり、正和四年は鎌倉時代終末の西暦1315年である。
- ③ （第3図1） 年号は刻まれていないが、Ⅲ期の濠の脇に置かれた五輪塔地輪の側面に、「戊刻 二藤布施兵」 忠光 法名真頼 六十□□滅」とあり、五輪塔材質や文字から鎌倉末のものである。
- ④ 「天文十年」墨書き五輪塔地輪（第3図4） 第Ⅱ期の建物礎石として使用された後に、第Ⅲ期の建物礎石として転用されたといわれるもので、火熱を受けたためにぼろぼろとなり、取り上げ後に崩壊している。天文十年は西暦1541年で、戦国時代にあたる。

これらの資料は、①が境内で最も古い紀年銘のある石造物という価値とともに、③の「二藤布施兵□（衛か）忠光」という人物の存在が明らかになったこと、また、大型建物が建設された上限が天文十年であること、が明確になったことに高い意義がある。

①と②は紀年銘の年代が近く、恐らく石材やその規模から③も同時期であることが窺える。

したがって、「二藤布施兵□（衛か）忠光」が鎌倉時代末にこの地域に在住したことが明らかになり、その姓に「二藤布施」があり、旧来知られていなかった新しい姓名の人物が明らかになった。

また、この場所がその文字資料の出土から古代～中世の布施庄園にわたる場所で、しかも莊園の中心地の一画を占める可能性が高まった。

3 文字資料の検討

文字資料発見に伴い、県埋蔵文化財センターから古代・中世の甲斐国莊園研究者である秋山敬氏に資料の解説や関連資料の調査を依頼したところ次ののような資料提供と意見を受けた。

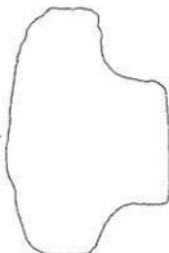
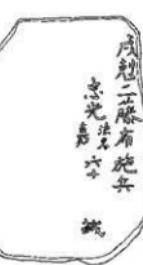
「二藤」は『姓氏家系大辞典』「二藤」の項に、「東鑑文治六年（1190）条に大河兼任の第二藤次忠季あり、二井田の藤原次郎の意かと云う。又東鑑卷二十五に「二藤太三郎」を載せたり。」とあり、藤原氏の系統の可能性を指摘している。また、県内の「二藤」の例では、やや時代が下るが、応永十九年（1412）照葉者藏王權現台座銘に「坂本二藤森久の名があり、天正二年（1574）日光社本殿建立棟札にも「甲州鶴都那松原之内照沢村神主内二藤森久」、また、貞享四年（1687）照葉社様札に「神主坂本勘之丞二藤森久」とあり、都留郡上野原村桐原に二藤姓の神主が存在したという。

更に秋山氏は、「布施」については『姓氏家系大辞典』「布施」の項で、「布勢 甲斐の豪族にして、中部布施村より起る。安部氏の族布勢氏の後と云う。後武田信成の男布施彦六満春・道跡を襲う、その子賴武、弟右馬頭満頼、其の子安芸守信清等名あり」の資料と、「承久記（古活字本）」（承久3年～1221年の軍記物語）にある「東山道に懸けて上ける人将、武田五郎父子八人、小笠原次郎親子七人、（略）、浅利太郎・平井三郎・同五郎・秋山太郎兄弟三人、二宮太郎・星名四郎親子四人、（略）南部太郎・逸見入道・嘉次郎・布施中務丞・妻中三・望月小四郎・（略）、是等を始めとして五万余騎」云々などに「布施」の氏名が見えることを示していただいた。後者については「甲斐国志（人物部）」に、「承久記、甲斐源氏ノ中ニ布施中務丞アリ 旧キ国人武田氏ヨリ家名ヲ継グ類ナルベシ 同氏信州ニデル藤原姓ノ者ト不同」とあり、武田氏との関係にも言及している。

このような資料提供を基に、「二藤」については上野原市桐原の神主の系統が今回の「二藤」氏に関係するかは確かではないが、秋山氏の指摘するように「布施」姓は居住した地名を冠したものと思われ、前述の阿部氏の一族布勢

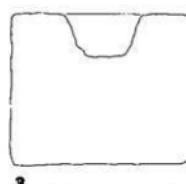
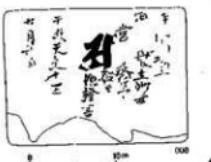
戊辰二藤布施兵
忠光 法名
真顕 六十
六

戌の刻、
一ノ藤布施の兵
忠光 法名真顕
六十ノ内滅。



正和四 六月
十五日死一曰也
日助佛也
七佛

正和四〇六月 殉五日死亡日也 □日助佛為 □ □ 詣佛
正和四〇六月、十五日死「」の日なり。□日仏の為に勧む。
南無阿彌陀佛。



未之時
延慶三年三月廿九日
持生

延慶三年三月廿九日 未之時 御往生
延慶三年三月廿九日未の時 御往生

第3図 出土文字資料 (報告書III)

の後風はあまりに漠然としているので除くとして、「二藤布施」氏や「承久記」の「布施中務系」は甲斐郡の布施、即ち現在の中央市布施一帯の地に拠っていたことは間違いないと考えられる。

さて、この「布施」であるが、初見は元永二年（1119）二月二十三日の『中右記』に見える「莊名大井本名布施」で、これは布施荘の新莊として大井莊が成立したことを示していると言われている。また、『勘仲記』正応二年（1289）四月二十九日条に「東北院領甲斐布施庄」と見え、更に、嘉元三年（1305）年四月撰據渡賀目録には「東北院領 甲斐國 布施荘 五辻中将忠氏朝臣証所八丈賄百七十四疋」〔「九条家文書〕とある。なお、「公卿補任」治承三年（1308）条では「従三位 五辻 藤忠氏 二月七日叙。元左中將。」とあるので、この頃東北院領布施荘の管理を藤原忠氏が行っており、現地の莊園管理は忠氏の関係者である二藤布施兵衛忠光が預所代官として行っていた可能性もあることを、秋山氏は指摘している。その根拠として、二藤が本姓藤原氏であり、名前に「忠氏」の一字「忠」が付けられていることなどもあげている。なお、この年代と出土石造物の年代の近似していることも注目したい。

次に、暦応五年（1342）の目録には「一音院供僧」の注記があることから、この莊園預所が忠氏から一音院へ移されたことが想定されている。秋山氏は「一音院領だった志摩荘が近接することから、同じ摂関家領として一音院に附属させたか、年貢徵収等の便宜のため、当荘の預所職を志摩荘に下向する一音院供僧が代務したことを意味すると解し得る」という（秋山敬、2003）。

東北院は藤原道長の娘、彰子が長元三年（1030）に上東門院と称したために法成寺の東北隅に造られた寺で、布施荘はこの守院維持のために正応二年（1289）以前より置かれていたと思われる莊園の一つである。摂関家から上東門院へ伝領され、これが嘉元三年（1305）年には五辻中将藤忠氏の請所となっており、この頃には、忠氏の縁者である二藤布施兵衛忠光が代官として莊園管理を行っていたことになる。

次に、「布施」を姓とする人物「布施中務丞」が承久三年（1221）の戦に現れている（『承久記』）。この人物は、後鳥羽上皇が斬朝亡き後の鎌倉幕府を崩壊させるために、北条義時の追捕宣旨を発したことに対して、鎌倉方が京に攻め上って封印し、政治の実権を握ることになった戦で、東山道を甲斐源氏の一族とともに押し上った武士である。

しかし、布施中務丞は今回発見された「二藤布施兵衛忠光」より90~100年ほど古い人物で相当な年代差があるため、二藤布施兵衛忠光が布施中務丞とどのような関係かは明らかではないが、東北院の莊園管理者とは別に、承久の戦に参戦した甲斐武田氏の一族・縁者が「布施中務丞」を名乗り、布施荘の一角かその周辺に、勢力を構えていたことになる。

のことから、布施荘内あるいはその周辺に、鎌倉幕府が配置した「地頭」クラスの武士が存在し、「布施」を名乗

り、承久の戦には甲斐源氏の一族とともに参戦し、鎌倉方勝利の後は更にこの地域で勢力を高め広げたのであろう。13世紀前半以来、布施荘内では東国武士団（甲斐武田氏一族）との緊張関係を内在させつつ、東北院の莊園支配も維続したことになる。

承久の戦は、貴族の莊園支配から武家の支配へと大きく転換した契機となった事件である。西国と同様に、東国でも莊園に対して鎌倉政権の地頭支配が次第に強まり、摂関家や寺社の莊園は地頭などにその莊園支配権を侵されていったものと思われる。

承久の戦以降、甲斐源氏の一党が布施の地に拠点を広げ、莊園を蚕食していった結果、こうした流れが「二藤布施氏」の源流に繋がり、14世紀初頭まで持ちこたえた莊園支配の勢力も、暦応五年（1342）頃には莊園の預所が藤原忠氏の手元から離れることになり、その直接の引き金が現地管理者の「二藤布施兵衛忠光」の死亡にあったかも知れない。没後、莊園の現地管理が一音院供僧へと移転した理由が、そのあたりにあるのではないかろうか。

南北朝期に入るとともに鎌倉幕府滅亡と抱き合合うように、かつての莊園現地管理者一族も昔日の権威が失墜し、また、その職や土地を離れたために、墓地や石造物が忘却のかなたへ押しやられ荒廃したのであろう。それが、延慶や止和牛銘の石造物の遺棄の原因とも思われる。

なお、南北朝期に布施の莊園勢力あるいは在地布施氏から、その地盤や名跡を大きく継いだのが甲斐守護武田信成の子満春で、当荘により布施彦六を称した。また、その子頼朝も布施に依拠している。なお、信成の孫の信久は布施七郎を名乗っているという。承久三年の戦で活躍した「布施中務丞」の血筋が繋がっているかは不明であるが、武田氏一族の武士団としては南北朝に至り開花したわけで、『尊卑分脈』の「武田源氏一統系図」では、信成の子満春は「此の末 大津ノ祖」とあるから、布施から更に甲府市南部の大津にも勢力を広げていたことが窺える。

4 大型建物の存続年代と堤防

次に、大型建物の存在と廃絶年代である。

第Ⅱ期～第Ⅲ期の主屋の存続年代については、報告書でも検討され終末年代も推定されていることはすでに述べた。しかし、遺跡からは第Ⅲ期建物の床東が九本直立したままで出土したことから、その終焉は洪水の冠水による床下・床上浸水や土砂堆積など、建物の一部が理屈により使用できなくなつたための解体と考えられるので、示されたデーターを参考にして、もう一度整理をしておきたい。

まず創建年代であるが、礎石に使用されていた五輪塔地輪に天文十年（1541）の墨書き年銘があることが大きい。これにより、建築年代が16世紀中ごろより上ることは無い。報告書にあるように、この墨書きの地輪が第Ⅱ期建物の礎石に最初に使用され、次に第Ⅲ期の礎石に転用された可能性はあるものの、火熱を受けて軟弱化したものであれば、第Ⅲ期建物礎石に再利用したかどうか、大いに疑問ものとなる。また、火災を受け地輪が相当なダメージを受けた場合、墨

1 昭和町・中央市堤防分布図

- 堤防遺跡
- 堤防遺跡推定地（明治21年測量地図による）
- 堤防遺跡推定地（湖、土地区画、伝承などによる）
- 潜め池遺跡推定地
- 河岸、橋、渡し指定地（駿河川河岸はおおよその範囲を示した）



2 慶長・宝曆石高比較分布図

(安達 1998)

★ 小井川遺跡

(県堤防・河岸遺跡分布調査報告書 1998)

第4図

書は酸化して消失しないのかも検証しておく必要があるだろう。第Ⅱ期の転用材ではないとした場合、この紀年銘は第Ⅲ期の建物の創建時期の上限を示す資料としての意味が極めて高くなる。

次に廃絶の年代である。廃絶を示す資料は皆無である。冠水による建物基礎の埋没土中に含まれる遺物が、この下限年代を示す場合もあるが、それも明確ではない。報告書による標準土層と東地区断面土層では、2~8層に含まれ

る遺物は16世紀後半代の遺物を中心としているという。第Ⅲ期の主建物基礎は標高251.68～252.28mの間に位置するから、3～8層の上に建てられ、やがて倒壊したと思われる。床下の東柱9本が礎石の上に直立して残っていたことは、洪水などで床下・床上冠水が頻繁に起り、この洪水砂がやがて建物機能を失わせた結果、建物が放棄され、次に解体へと進んだと考えて良い。

14C年代測定による年代検討が報告書でなされているが、これらは年代幅があり、直接、延跡施設年代の測定とは結びつかないため、遺構の切り合いを重複から類推する方法がとられているが、資料数が少なく十分とはいえない。

さて、そうは言つても報告書では放射性炭素年代測定による14C年代や、16世紀後半の政治・社会的動向を参照し、主建物の終焉年代を16世紀終末に推定している。この年代は、先にも述べられているように、周辺からの出土遺物の年代からも、大方の理解は得られるものであろう。

しかし、廃絶年代の絞込みについて、更に当時の社会状況や洪水履歴なども参考にしておく必要があるかも知れない。特に、天正十年（1582）の甲斐武田氏の滅亡は、国内の治世の乱れにつながり、国人層の流動化は堤防管理にも大きな支障をきたしたことであろう。天正二年（1574）には武田勝頼が山神郷に対して、また、天正八年（1580）には穴山信君より山之神郷の人々に普請免許が出来るなど、堤防苦請についての諸役免許が行なわれていたが、武田氏滅亡後は洪水による被害の記事が多くなり、慶長六年（1601）には、この年流出した山神郷などに対して、徳川氏より「先國主何も役等免許候様从前々可有御免候者也」という通知が見え、武田氏に着ての諸役免許を約束している。「甲斐国志」でも、釜無川本流を東から南へと曲げたために、山之神村や浅原村が再三の水害に会い移転し、諸役免許されたものが信州の治水の結果として「山神、浅原、大田和等流亡ニ係り村内建二因テ諸役免許セラレシモ此際ニ有シナラン」と記されている。

今回作成した年表（第1表）を見ると、天文十年以前の洪水の古記録はほとんど残っていないが、翌天文十一年（1542）頃から釜無川・富士川の出水や田舎地域の水害の記録は多くなる。天文十三年（1544）・同二十四年（1554）・元亀元年（1570）・天正七年（1579）・天正中（1673～1592）・文禄二年（1593）などが中世の洪水で、17世紀には慶長六年（1601）・同十四年（1609）・同十九年（1614）・寛永五年（1628）・同十九年（1642）・正保年中（1644～1648）・承応三年（1654）と次々に水害が襲っている。

武田氏滅亡以後の洪水記録を拾うと、天正年間（1573～1592）には大豆生田村が流出し、文禄二年（1593）には中巨摩郡下の田畠が流出し、三町村源寺が貰衰、慶長六年（1601）には、山神郷が流出し、慶長十四年（1609）には冉び山之神郷が流出、同十九年（1614）、寛永五年（1628）などに続いて大洪水があり、山之神村、大田和村、馬籠村などが相当な被害を受けている。この時期の洪水については第1表に示したが、こうした洪水による小井川遺跡の第

Ⅲ期大型建物の埋没状況を照合しておく必要があるだろう。武田氏や穴山氏滅亡に伴い、広域的な堤防管理が行われなくなると、たちまち霞堤防は荒廃し下流域の集落はたびたび冠水することになった。それが、大型建物の床下・床上浸水や冠水であり床東の埋没に関係したこととも想定できよう。

ちなみに、寛永十三年（1636）には延福山妙泉寺伝記に「今般於布施河原新地は開住居之儀奇特存候屋敷南北三十六間東西四十八間年貢用者也」（『甲斐国甲斐郡社記・寺記』）とあり、妙泉寺がこの頃現在地の県道市川大門線西側に造出したようだ。古い堤防の西側に新しい堤防（第1図3の5・6）が築かれ、このために布施河原に新地が開かれたものと想定できる。従って、この頃までには第1図3の7、第4図1の7）に位置する小井川遺跡の堤防（H18番柵）は用済みとなってその形を変えていったであろう。『小井川遺跡Ⅳ』の報告者である依田幸浩氏によれば、発掘調査成果や出土土木の年代測定により、護岸に植樹を備えた堤防施設が存在した可能性が想定できる、としている。

この護岸施設の杭、あるいは樹木の14C放射性炭素年代測定は、資料1（NO7） -360 ± 40 yrBP、資料2（NO14） -320 ± 40 yrBP、資料3（NO28） -270 ± 40 yrBP、資料4（NO33） -420 ± 30 yrBPである。これらをAD年代に直すと資料1は西暦1590年±、資料2は西暦1630年±、資料3は西暦1680年±、資料4は西暦1530年±であるから、室町時代末～江戸時代初期において堤防の役割が次第に終焉をして、堤防の樹木が切り倒されたか枯死したものであろう。

次に、洪水と地域の安定化についてである。先に見たように山之神郷が大きな洪水被害を受け、新居に移転したのが慶長六年（1601）のことであるが、安達満氏の江戸時代慶長・宝曆高稟較（第4図2）によれば、慶長横地高より安曆横地高が50パーセント以上、または100石以上増加した村は、河西・山之神・布施・臼井阿原・西花輪・大田和・馬籠・今福などであり、これらの集落の東側の村である上河東・上三条・下三条・東花輪とその東では、わずか10パーセント以下の増加を示すに過ぎない（安達満 1998）。

このことからも、釜無川流路が西側に封じ込まれる時期、すなむち慶長以前には多くの水害を受けた地域が、江戸時代に入りて堤防が整備されたことにより宝曆年間（1751～1763）までには耕地が開発され米の増産が行われるようになった。これは、慶長六年以降の川除け普請が次第に成果を生んでいたことが窺えるので、本遺跡の堤防の役割停止が、この頃と考えてよいだろう。なお、このことからも大型建物は慶長以前に移転したことを想定でき、移転先も慶長期には土地が安定していた上三条や下三条村以東が考えられよう。

5 大型建物の由来

このⅢ期の大型建物を報告書では寺院であったと結論付

けているが、ではどのような寺院であったのだろうか。

『甲斐国志』仏寺部に布施寺村として記載されているのは、受福山妙泉寺、万寿山法星院、万松山大安寺、湧泉山慶昌院の四ヶ寺である。それぞれの寺については次のように記述されている。(第4図1)

- ・受福山妙泉寺 日蓮宗身延ノ末除地五段七畝十八歩穂坂 弥右衛門光好正保中開基、位牌アリ
- ・万寿山法星院 曹洞宗下三条村歓盛院ノ末黑印千八坪宝永寺記ニ布施頼武ノ開基、法名ハ宗山超公年月ヲ失ト云。
- ・万松山大安寺 同宗同末除地古跡九段三畝十步、開基ハ順茂首座文祿中冉立スト云。
- ・湧泉山慶昌院 同宗同末見捨地廿四間廿二間地蔵院ハ當寺ノ見捨地六間似三間

これらの寺のうち妙泉寺は「妙泉寺由緒書」によってもその開闢は天正四年(1576)であり、「甲斐国社記・寺記」では寛永十三年(1636)、「国志」では正保中(1644~1648)穂坂弥右衛門光好開基の記述等があるから、時代的にやや新しいと思われる。法星院は武田頼貢を開基としているが、年月は定かではない。武田頼貢の生没年代は明らかではないが、様々な資料からは応永年間(1398~1428)のころの人と思われる。地理的にも現在の寺院と近接していることが注目されるが、鎌倉期の石造物との関係は不明である。

すでに述べたように、武田頼貢は武田満春の息子で、満春は布施彦六とも名乗り、頼貢も布施頼貢と名乗ることから布施の地を本拠としていたと思われる。満春・頼親父子の生没年は不明で、満春の長兄である甲斐国守護武田信春が応永二十年(1413)十月に死去し、信春の嫡男信満が応永二十四年(1417)二月に上杉禪秀の乱に組して木賊山で没しているので、満春・頼親父子の動静は不明ながらも、この頃までは生存していたであろう。

次の大安寺は、文祿中(1592~1596)頃に再立されたと伝えられており、Ⅲ期大型複合寺院の施設・移転の想定年代には近いが、『甲斐国志』「古跡部」の「大安寺跡」の項では「布施村に大安寺あり無且那にして今衰敗し」と記載され、その寺院の地は布施地内の南西端の字「古寺家」ではなかろうかと想定されており、だとすれば所在地が異なる。古寺家の西側の白井阿原には海雲院があり、この寺は寛正年間(1460~1471)に大貞白円(歓盛院開基)により開創されたもので、現在まで存続しているが、釜無川流路変遷の影響は不明である。

慶昌院は調査地点の東側に接して存在した寺院であるが、明治時代にはすでに廃寺となり墓地が残るだけであった。また、その廃絶年代が明確ではなく、見捨地の面積が大型建物の面積よりも一回り小さい。これも移転して規模を縮小することがあるので、無縁とは言い切れない。なお、この寺の地蔵院は歓盛院の開山が布施村見捨地に建てたと伝承される地蔵菩薩堂の場所である可能性もある。

このほか、興味深いのは『甲斐国志』にある「富田山歓盛院」である。この寺は布施の隣村の旧玉穂町下三条地内に現在あるが、その記述に「慶長八年(1603)四奉行ノ黒

印ニハ内七百廿坪寺内ト記セリ除地三十間二廿四間布施村ニアリ」とある。偶然かも知れないが、布施村にある除地は発掘調査された第Ⅲ期建物とそれを囲う濠の範囲(北側は不明ながらも)とほぼ合致する。

なお、県指定文化財『甲斐国志草稿本及び縦幕諸資料』中の巨摩郡布施村「新占青物諸色書上帳 文化四年卯二月」(1807)の中に、「一 布施村河原畠御見捨地四拾間・武拾間 桂宗歓盛院 是ハ下三条村歓盛院開山安芸仕別地蔵菩薩堂中候从其來松林ニ面御庭候矣正保元年(1646)烟開發仕具節布施村領主町野長門守様御候地節右之由緒を以申達候得共御百姓地ニ被成下置候」とあり、これが先の除地であれば、この頃に農地となつたのであろう。面積はほぼ一致する。

なお、この除地が大型建物の跡地であれば、慶長八年以前には第Ⅲ期建物は廢棄され、寺院は下三条村の歓盛院へ移転していたことになる。ちなみに、歓盛院の前身は金華山光照寺といい、貞吉宗の光照律師により鎌倉時代初期の建久五年(1194)に開かれたと伝えられている。同寺所有の重要文化財木本造業師如来坐像は平安時代中頃の作であるが、布施荘成立以降、撰聞家の関係者により都から運ばれて、当寺院で崇拝されていたことも十分考えられよう。

なお、歓盛院は上曾根村草薙院から出た大處自円により開かれた寺で、自円はそれまでの貞吉宗光照寺を曹洞宗に改宗させて入山し、延暦元年(1489)示寂まで住持していた。この後の経過は不明であるが、甲斐国志編纂時の江戸時代後期には現在の下三条にあり、梁間九間、桁行十一間の大きな本堂が建てられている。ちなみに大型建物跡のある遺跡と現在の歓盛院との距離は、直線にして700m余である。

これらの寺院が小井川遺跡第Ⅲ期の大型建物にどのように関係しているか明確な証拠はない。いずれも篠岡の城を出ないのが現状であるが、寺の古さや規模、寺伝、所蔵の仏像、所在地などからすると、歓盛院とのかかわりが極めて重要な要素である。

まとめ

以上、中央市布施地内の小井川遺跡から検出された大型建物について、年代やどのような寺院であったか、布施地城の歴史を含めての検討を行ったので、これを要約してまとめたい。

小井川遺跡は平安時代頃には集落が営まれるようになり、鎌倉時代には撰聞家莊園「布施荘」の現地管理者である「二藤布施兵衛忠光」の居所あるいは墓所として遺跡周辺が利用され、嘉元三年(1305)の撰聞渡荘目録には、その莊園から「八丈絹百七十四疋」の織物が撰聞家に貢納されていた。元正德町平田宮第2遺跡出土の機織機の部材は平安時代の出土品であるが、この莊園は平安時代にまで遡るから、撰聞家への貢納綿織物を織るための機械であったのだろう。

鎌倉時代の五輪塔部材に「二藤布施兵衛忠光」の名前が刻まれていたことは、莊園管理を撰聞家から請所としてい

た五辻中村藤原忠氏の代官として、この人物が莊園の現地管理を行っていた可能性や忠氏との主従関係も想定されることになった。

なお、鎌倉期の石造物の焼棄が、布施莊の管理者の変更、すなわち五辻中村藤原忠氏の手元から志摩莊の管理をしていた・音院へ移ったこととも関係し、その原因が現地管理者の死亡や血縁者の転出による荒廃を想定した。

また、Ⅲ期の大型建物が天文十年（1541）銘の五輪塔水輪を礎石として使用していたことからも、十六世紀中葉以降の建築であることが想定でき、報告書の説くように第Ⅱ期建物の礎石を使用しているとしたら、更に建築時期は下ることになる。

なお、天文十年銘の五輪塔水輪の墨書の存在から、この石材が火災にあったⅡ期建物に使われたものではないとする、Ⅲ期大型建物は16世紀中葉から後半でも第3四半期頃に建造されたものと考えてよいことになろう。

この建物の性格であるが、間口9間奥行き6間の建物は通常の建物というよりは寺院の本堂などに使用されたものと考えられると報告書で述べている。そこで、この寺院がどのような経歴の寺院であるのか、地域の寺院を調べたところ、布施地内ではないが近隣の旧玉穗町下三条にある歓盛院の寺歴などに興味深い記録があった。第Ⅲ期建物は水害のために移転したと思われるでの、近隣地域への移転が想定され、とりわけ歓盛院との関係が注目される。その理由は、歓盛寺の前身寺院に関する可能性がある平安時代の木造阿弥陀如来坐像（国指定重要文化財）を所蔵すること、寺院開創期の鎌倉時代石造物が遺跡から出土していること、江戸期には所有した布施村の除地面積が、大型建物とそれを囲む濠の範囲とほぼ等しいこと、その布施村除地は地蔵菩薩を祭った伝承が残り、建物跡に接した歓盛院本寺の慶慶院には地蔵院があったこと、下三条・上三条郷は慶長以前から水害の被害が少ないと、などをあげることが出来る。

陸地の所在については、文化四年（1807）の「布施村新古書物諸書上帳」に「布施村河原畠」とあり、これが寛永十三年（1636）に移転した妙泉寺の「布施河原新地」に近いところである可能性がある。字きり図、古絵図や伝承などで、その場所が特定されないので、さらに推測して場所の確定する必要があろう。

また、大型建物の西側にある古い堤防跡は室町時代末～江戸時代初期まで堤防として機能しており、それ以降は堤防としての役割が終わっていたことが発掘調査で明らかになつた。これは甲斐国志編纂資料の布施村絵図（第1図4）に「信玄堤」と記された場所で（第1図3の7）、平成18年度の発掘調査により一部が確認され、しかも堤体の川表側に植えられた立木の14C年代が室町末から江戸時代初期の数値が出たので、この頃に堤防としての機能が失われたといえる。これは、大きな水害の後に、新たに川表側に堤防（第1図3の5）が築かれたためで、寛永十三年（1636）の妙泉寺の布施河原新地への居住が、その土地の安定化を示している。

現在の中央市旧田富・玉穂地域では、平安時代から16世紀ごろまでは比較的安定していた釜無川が、16世紀後半になると災害が頻発するのは、堤防構築にその原因があると言われる。釜無川の堤防（信玄堤）の構築が天文十一年（1542）頃に竜王から始められたと伝えられるが、甲府盆地に流れ込む釜無川の東流を、高岩（赤岩ともいう）より南下させたこと、更に甲府盆地中央部に流れた流路を、堤防を南に延長して西流路に一本化させたことにより、旧田富地域に本流が流れ込むようになった。

この釜無川の堤防構築と流域変遷と水害の関係については、「甲斐国志」以来すでに諸氏により検討・指摘されているところで、16世紀後半で、旧田富町布施・山之神集落などの頻繁な洪水被害の原因が、これによることが大きいと言われてきた。また、武田氏や穴山氏の滅亡や断絶により統一的な堤防メンテナンスが出来なかつたことも原因の一つとして、16世紀末～17世紀前半にこの地域の水害が多発した可能性は首肯できるだろう。

それらが小井川遺跡大型建物の衰退移転の背景にあると思われる。ただ、本流が西流路へ一本化された以前か以後かの詳細な時期については、更に検討を要する。

以上、平成17～18年度の小井川遺跡発掘調査成果から、中央市小井川・布施地域の中世～近世史について、様々な想定をめぐらしてきた。本論が地域史解明の糸口になれば幸いである。

なお、資料の収集や解説について、秋山敬・大木丈夫の両氏に協力いただいた。記して謝意を表したい。

参考引用文献

- 秋山 敬 2003 「甲斐の莊園」 平成新書刊行会
安達 滉 1994 「近世甲斐の治水と開発」 山梨日日新聞社
安達 滉 1990 「第三節 釜無川の治水と村の開発」『昭和町誌』
安達 滉 1998 「治水の発達と開発」『山梨県堤防・河岸遺跡分布 調査報告書』山梨県伊豆文化財センター
玉穂町 1997 「玉穂町誌」
昭和町 1996 「昭和町誌」
田富町 1981 「田富町誌」
第7回東日本埋蔵文化財研究会編 1998 「治水・利水を考える」
山梨県考古学協会編
山梨縣土器研究会・山梨県考古学協会・武田氏研究会 2004 「第一回合同シンポジウム 信玄堤の再評価 資料集」
山梨県教育委員会 1998 「山梨県堤防・河岸遺跡分布調査報告書」埋蔵文化財センター調査報告書152号
山梨県教育委員会 2008 「小井川遺跡III」
山梨県教育委員会 2008 「小井川遺跡IV」
中央市教育委員会 2008 「山梨県中央市 文化財ガイド」
山梨県 「山梨県史」「資料編4～6」

第1表 小井川遺跡関係資料略年表

西暦	日本暦	遺跡出土文字資料	「布施」関連文献資料	洪水などの出来事(川富町轟・他)	備考
1119	元永2.2.23		[在名人井本名も施]		[中古記]
1194	建久5		算「穴の體光圓鉢地により金華山(光照寺が開かれる。教燈院の前進寺院)」		
1221	承久3		承久記に「布施中務所」の名が武田五郎義らと共に見える。		
1289	正応2		東北院賓の布施任(藤原源氏の娘の東門院院守院一雄原氏伝領の莊園)	津水 大風呂	【承久風占活字本】 九条家文書
1290	延祐3				山梨県氣象災害表
1291	正応4				山梨県氣象災害表
1305~	嘉元3・貞応5		相間家算(北条家節) 五計中野中氏制印織 原忠氏(当在御所[庄内管理行])		九条家文書
1312	延慶3	延慶三年三月二十九日 未時 錄往生			出土品五輪塔地輪
1310		正和元年六月廿五日光亡日也 [1日勤勧口[尾備 戊戌一株布施氏][南ヶ]忠光法名真願六十 □才入カ滅]			出土品五輪塔地輪
1315	正和4				出土品五輪塔地輪
不明	この頃か				山梨県氣象災害表
1326	嘉祐3		「九条家文書」紙縁表(日経)の布施莊に「一 晉院供僧」の注記あり	津水	九条家文書
1342	貞応5				山梨県氣象災害表
1373	文中2.9			人風雨	
1331~	南北朝明		武田信成(明治5年(1872)の男 満春(い 藤茂六) なお滿春は貞家の孫で穴川修 大夫滿春(一葉寺過去帳に応永廿四年五月廿 五日逝く)といふ。)		国志
1391					
1394~	応永年間か		武田信本の男滿成、万寿山法皇院を開基佈 施村村名が治山郡、万寿山法皇院を開基佈		同志
1428					
1425	応永3.2		武田信本が武藏國広園寺の法光円惠禪師系 縁分として布施莊に30貫分の地を當選		向岳寺文書
1449	文安6.6		鷹坂小次郎允貞 古崎本村ノ地頭ナリ文安 六年己酉六月彦神 ソセ造ノ神社アリ今村 敷入其ノ風除石衛門丸町ト云ク者皆テ忠 長卿ニ仕フト云フ甲賀中妙泉寺ヲ創シ源子 ヲ西ケリ		國志 慈見八幡神社 (御御印押件社)
1449	宝應元年				國志
1460~66	寛政年間		応永年間に武田右馬助信長に授えた加藤丸 亥がこの年に死沒し、その位跡が水添寺であ る。此の寺城は加藤の所轄城となえられる。 『圓光』		歐院院山繪
			尊崇院前山の高弟大雲自圓が臼井阿原に毫 峰山海雲院を開く		

1469~ 1487	文明年間	富田村馬守施兵により歎歌院が創建された。	国志 教院山の神第大龜自國が光熙寺を嘗祠に改宗し人し。)
1471	文明 3		
1507	永勅 2 (天正 4)	当社人小池國事物が近江國石山寺に西園二十三所の勅願を残している。小池監物丞一日井町原村、天正 4 年(1576)印書の他にも見られる。因幡助の本名か?	石山寺藏頭札 円志士近部第 8 国志
1524	大永 4	富田村馬守施兵大永 4(1576)8 月 26 日没	出上品五輪塔地輪 国志
1541	天文 10(カ)	五輪塔地輪墨書き前「天文十年」が6間9間の遺物の巻石として使用される。	甲府盆地流砂の海と化し沃野1本の青葉を留めず人畜の被害甚だし、脚筋佐川・金無川氾濫れる(信玄の治水この年に始まるとの伝承あり)
1542	天文 11, 9		山梨県気象災害表 山梨県気象災害表 国志
1544	天文 13, 7		甲府盆地に亘り各河川出水甚し、人畜農作物の被害甚だし、特に上川流域に多し。
1554	天文 2, 3, 9		電土信玄堤工と伝える
1561	永禄 3	武川時臣新刷「御七番 ふせの瀬き」(御見神社カ)	風雨・洪水・官 川合流地蔵、継続付近被多し。
1561	永禄 4, 關 3		山神御冠てに天正 2 年から 4 年間の諸吉謹の役を免除する代わりに川除けを怠り無くすよう指示(應永時代の定書)
1570	元龜 9		田富町桂
1574	天正 2		
1576	天正 4		⇒「国志」では正保又は別稱中に懸板塚 社記・寺記 右側門元刻削基とある。
1579	天正 7, 2, 5	開闢天正園内子ヶ島「母神堂別當某」(坊口通古子集子母神地所)当時田地に相度前高之内ニ佛坐候当役年を天正 90 年(1572)相成り舟航(妙見堂由由船)	下正 7 ? (田富町)山之神村木根、 中野所普請役が命じられる。
1580	天正 8, 3, 9	武田勝頼新印判状では当地(勝頼)の附武田姓所普請役が命じられる。	下正 7 ? (田富町)山之神村木根、 勝史中世編 1 甲州竹义書 1 新編中州竹义書
1573~ 1592	天正中		先の水道に対する穴山僧君より河西五郎の前門跡・富田兵部右衛門跡・三井右近跡あてに普請役免許が开出される。 天正中港水・時大豆生田村一村秀ク流 出上品人民普請狀入(大豆生田村は今福と余波の間に在り)

1592~ 1596	文禄中	万松山人安寺(布施村)（歌院未）除地古寺 跡九條二敷一歩、附基ハ施前神文様中再立 スト云々	国志
1601	慶長 6		
1603	慶長 8	御朱印十六石瘦長八寸半行ノ黒印ニハ内七 百廿寺等内ト記セし）除地三十町ニ廿町布 施村ニアリ（富山山旅院 下三条村）	国志
1608	慶長 13		金無川出水 本郷山神皆宣出付前先居江引越矣開先 事何も供等免許無系御前々可有御免 候者也
1609	慶長 14 . 9		本郷山神皆宣出付前先居江引越矣開先 事何も供等免許無系御前々可有御免 候者也
1614	慶長 19 . 1 . 0		金無川出水 本郷山神皆宣出付前先居江引越矣開先 事何も供等免許無系御前々可有御免 候者也
1628	寛永 5	今般於布施河原新造境接開作事候特存候 事御無神北二六・潤西四八開年貢令用治者 也[延宝]山妙泉寺	大洪水 正保 2年 9月 御勤使川笛次川大山水 山製氣象災害表 社記・寺記
1636	寛永 13 . 1 . 2		正保 2年 9月 御勤使川笛次川大山水 山製氣象災害表 社記・寺記
1642	寛永 19	受福山妙泉寺守ら施村 烏坂乐右衛門光好止 保中園甚久 位牌アリ	正保 2年 9月 御勤使川笛次川大山水 山製氣象災害表 社記・寺記
1644~ 1648	正保中 正保中		丙未年九月水下細村四六ヶ村より入手之御普 請の命あり布施、川之神はか
1654	承応 3	應成小次郎光重ノ亂被右衛門光好ト云々若 シ御子ヲ賣ケリ	田當町跡 国志
1655~ 1658	明暦中		萬葉山法基院(布施村)嘗制宗下二条村敷 院ノ末出印十八疋宝永亂ニ布施領武ノ開五、 法名宗山延公年月ヲ失ト云々(承永4年の こと)
1658	元暦元年 9月		萬葉山法基院(布施村)嘗制宗下二条村敷 院ノ末出印十八疋宝永亂ニ布施領武ノ開五、 法名宗山延公年月ヲ失ト云々(承永4年の こと)
1704~ 1711	宝永年間	万葉山法基院(布施村)嘗制宗下二条村敷 院ノ末出印十八疋宝永亂ニ布施領武ノ開五、 法名宗山延公年月ヲ失ト云々(承永4年の こと)	万葉山法基院(布施村)嘗制宗下二条村敷 院ノ末出印十八疋宝永亂ニ布施領武ノ開五、 法名宗山延公年月ヲ失ト云々(承永4年の こと)
1817	文化 14 年 以降略		(堤防の一ハキ施村大安寺古寺家ノ邊 ニカリ西花輪城内ニ運ナル其下ハ今船 ノ内堤ナリ、又布施村ノ米井花輪村内ノ 宅地印聞ニ見影四マ仔ス(同山郡釜 無川))

県指定史跡甲府城跡出土の中世丸瓦について

野代幸和

- 1 はじめに
2 吊繩・吊紐圧痕のある丸瓦

- 3 吊繩・吊紐圧痕の特徴
4 考察とまとめ

1 はじめに

過去の発掘調査資料の中に、甲府城から出土した瓦の中に、丸瓦胴部凹面に吊繩圧痕が認められるものが存在することが確認できた。

これら製作工程に付く「吊紐」・「吊繩」といったものが圧痕という形で示されることは、瓦の研究史より中世から近世初期に属する丸瓦のメルクマールとして捉えられることが、浦林亮次氏⁽¹⁾や佐川正敏氏⁽²⁾の研究や、大脇潔氏⁽³⁾、山崎信二氏⁽⁴⁾らによって示されている。

今回取り扱う資料は、再整理の際に認められたものであるが、これらを詳細に観察していくと正痕の付きや繩の種類など差異のあるものが複数存在することが判明した。またこれらの瓦の整形方法や焼成など文様・慶長期にあたる甲府城築城期の段階に比定されるものに多く見ることができた。甲府城が築かれた16世紀後半は近世への過渡期であり、全国的に見ても繩巻期の城郭には比較的その存在が

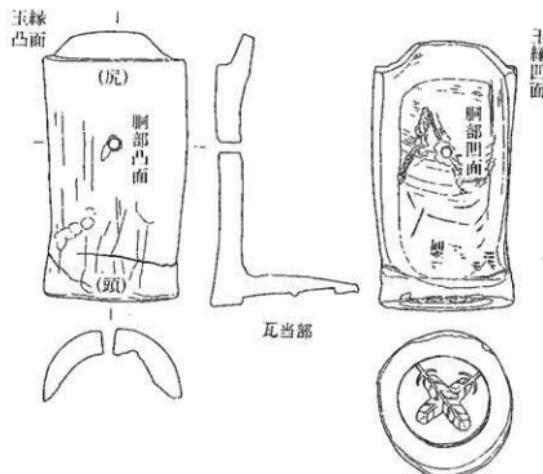
知られている。そうした特長や類似性から、同系統の戦闘団の係わり合いも垣間見えてくる。本紙面を利用して紹介すると共に若干の検討を試みたい。

第1図に玉縁丸瓦の各部名称を示した。本稿でいう丸瓦とは、本瓦葺の丸瓦であり、前述の胴部凹面とは平瓦への設置面側に位置していることがこの図で理解していただけると思う。

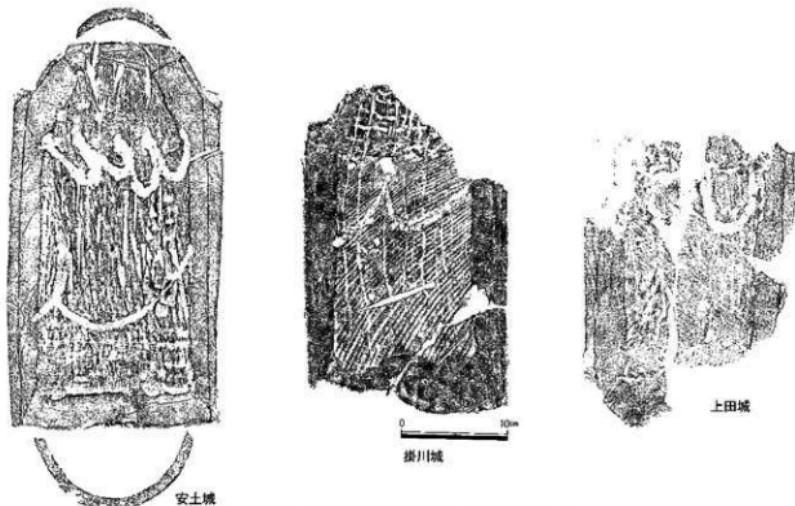
2 吊繩・吊紐圧痕のある丸瓦

ここでは、中世の丸瓦を特徴づける「吊紐」「吊繩」と呼ばれる痕跡を持つものについて具体的に触ることにする。

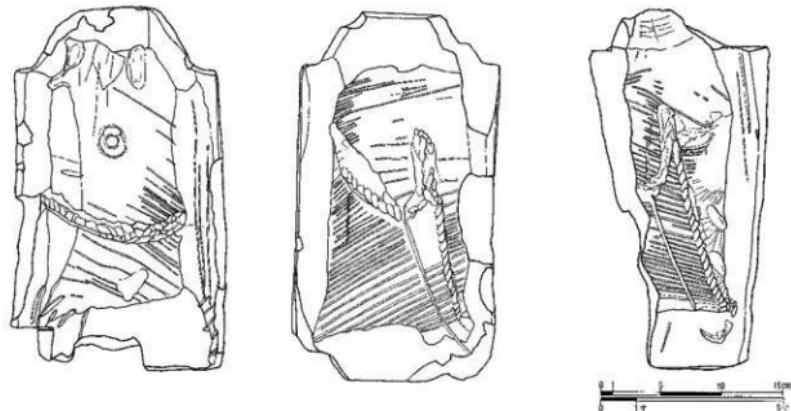
この紐ないし繩の痕跡が残された原因としては、その製作工程にあり、「粘土円筒を摸骨から抜き取る際に、布筒と粘土円筒の密着を図るとともに、逆に摸骨との間に少しでも隙間を作り、粘土円筒の離脱を容易にするための工夫



第1図 玉縁軒丸瓦の各部分名称



第2図 織豊城郭出土の吊繩（紐）圧痕丸瓦



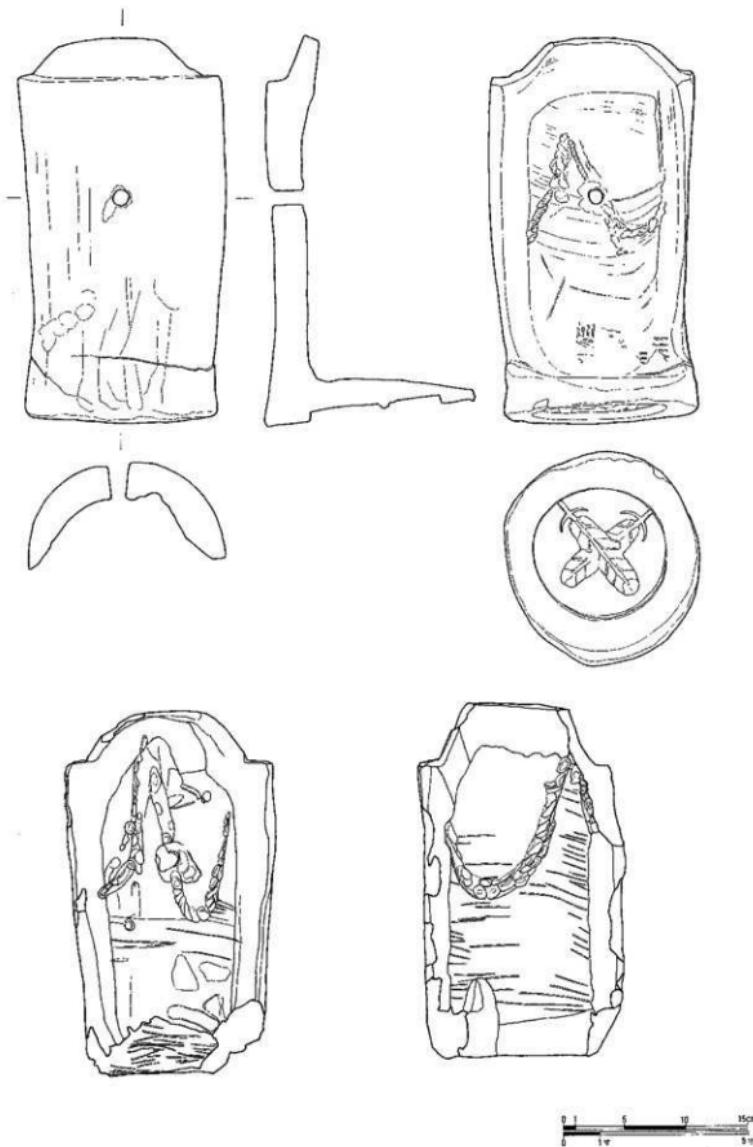
第3図 コビキ A の丸瓦に見られる吊繩圧痕

されたもの」^④とされている。

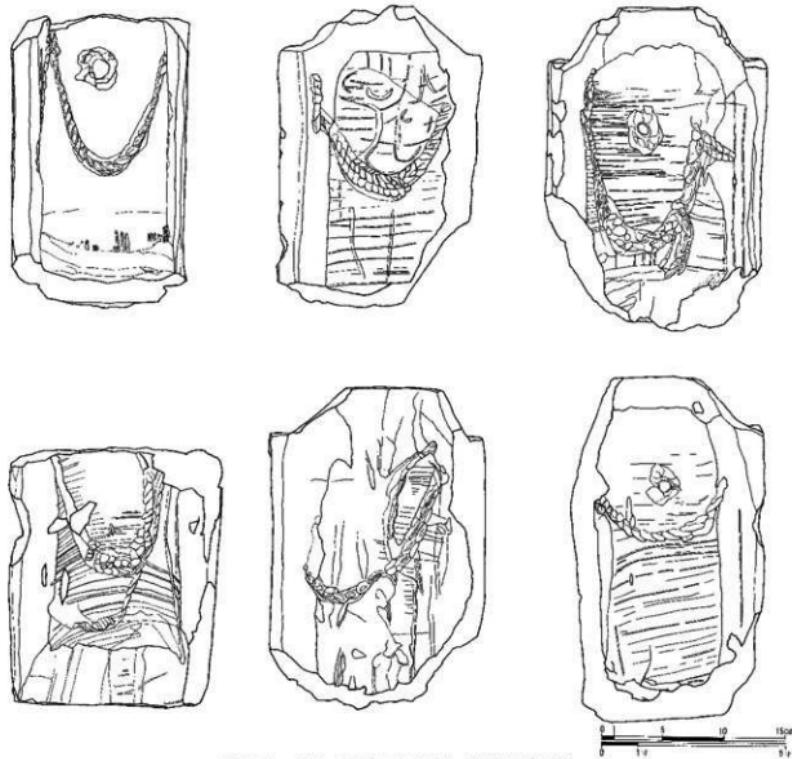
これらは時代と共に多少の変化は認められるようであるが、12世紀から16世紀末といった所謂中世の段階では一般的に用いられたようである。江戸時代に入り丸瓦の小型化・軽量化に至って姿を消しつつあるが、18世紀初頭まで一部残っていることも知られている。第2図は、安土城、挿川城、上田城からそれぞれ出土したものを事例として提示した。事例として取り上げたが、コビキ A のものにはほとんど残っている特徴がある。コビキ B ものについては、あ

るものと無いもののが認められ、技法の古いタイプのものには比較的伴う状況が把握できる。同様の技法が西日本地域を中心とした城郭建築等に広く影響を及ぼしていた状況が把握できる。

第3～6図は甲府城から出土したものである。第3図に示したものはもともと古い16世紀末に位置づけられ、築城初期に用いられたものと推定され、これらはコビキ A に太目の綱圧痕が残されている。これらの焼成はあまり良くないため、H:痕が残されていなくても中世瓦と近世瓦の判

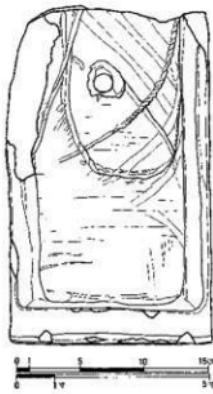


第4図 コキ B の丸瓦に見られる吊綱圧痕 (1)



第5図 コビキBの丸瓦に見られる吊繩圧痕(2)

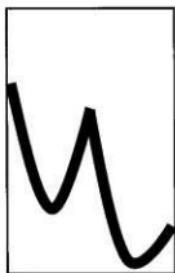
別は可能である。第4・5図はコビキBに吊繩圧痕が認められるものである。これらも前述の資料と同様に築城期に帰属するものであるが、段階的には第3図に示した技法的に古いコビキAの一群に対して、時間的には後続する一群に類するものと考えられる。帰属年代を示す特徴として第4図や第5図に見られるように、大名の家紋が施された軒丸瓦が含まれている。これらは達磨羽紋で、1593(文禄2)年に城主として入府し、1601(慶長6)年に和歌山に転封するまでの間に用いられたものであり、製作年代が概ね把握できる資料である。甲府城から出土した築城期に帰属する丸瓦の大部分はコビキBに属しており、甲府城は浅野氏の時代に完成を見たとする従来の解釈を裏付けるものと考えられる。焼成は第3図の一群と非常に類似しているが、整形において精製されたものと粗製のもの、青瓦と赤瓦といった焼成の異なるものが存在し用途等に応じて使い分けで使用されたものと推定され、ちなみに青瓦で精製されたものに金箔が施されたものも存在する。ただし、軒丸瓦については、瓦当面と脇部の装着部分に施されるキガ



第6図 17末～18世紀初頭に見られる吊繩圧痕

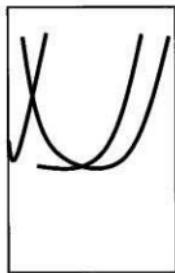


A類



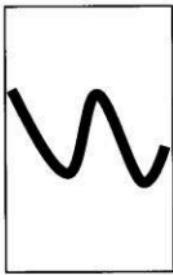
B類

第7図 コビキ A類吊繩痕パターン

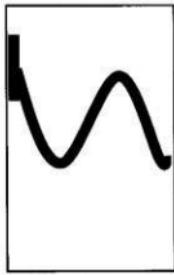


A類

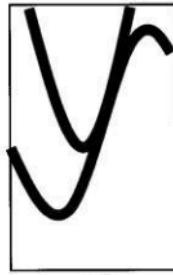
第9図 17世紀末～18世紀初頭段階吊紐痕パターン



A類



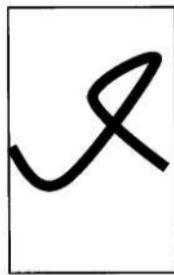
B類



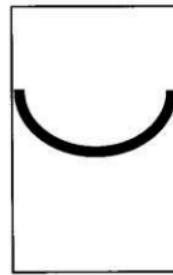
C類



D類



E類



F類

第8図 コビキ B類吊繩痕パターン

キの方法が、胴部に対して併行するものと、格子面状に入れるものがあり、それぞれ技法が異なることから、製作年代もしくは工人集団に若干の差異があるものと推定される。また刻印等に注視すると「巻紋」が見られるなど、西国鐵ある豊系城郭との繋がりを示すものがあり、築城に関わった職人集団が同一系統の可能性を示唆するものである。

第6図は17世紀末から18世紀初頭にみられる吊繩圧痕である。徳川綱豊、柳沢吉保が城主だった頃（1678年（延宝6年））

～1724年（享保9年）に帰属するものと推定される。該期まで吊紐圧痕が存在することは全国的な事例で知られていたが、甲府城においても数量は少ないが、その存在が認められる。第3～5図に示した16世紀末に見られる縦状の圧痕に比べて、第6図のものは細い縦状の圧痕で、押しが弱いのが特徴でありその違いは歴然としている。数量的な解釈から推定すると大改修が実施された柳沢吉保や徳川綱重の藩政時代とは考えにくいことから、徳川綱豊の藩政時代に帰属するものと考えられる。

3 吊繩・吊紐圧痕の特徴について

前項の事例から吊繩・吊紐圧痕のパターンを模式化したものについて第7～9図に示した。この圧痕は撚り繩・繩を布筋に刺し縫うように粗く縫い付けたことにより、粘土版を貼り付けた布筋側である胴部凹面に付いたものである。その全体量が少ないとその要因のひとつと考えられるが、築城初期に専属するものは第8図に示した、2系統しか認められない。つづく浅野時代に専属する段階となると6系統と増加する。第8図のB類と第9図のF類、第8図のB類と第9図のA類といったパターンの継続性が認められるものもある。第9図のA類とB類は基本的には同類であるが、縫い付け方の相違によって分化した。縫じ部を小さくすると紐の瘤程度の痕跡があるが、大きくすると直線的な圧痕が認められる。C類・D類は複数本見られるものであるが、B類とD類は類似する。

E類はループ化させているのが特徴である。第2図で示した甲府城以外の例で示したように、圧痕が玉緑部に近い尻部分付近に残されているものが割合に多いのに対して、甲府城に見られる同期期のものは胴中央部ないし広端面の頭付近にまで残されているものが多いようである。第10図は時期差があり異なるもののものである。複数方の紐が垂下する状況が把握できる。図化したものとは別のものを見てみると紐の撚りが判別できないようなものなどもあり、技法の類似性は窺えるものの、16世紀末の粗雑っぽく荒々しいタイプのものとは明らかに様子が異なるものである。

4 考察とまとめ

従来あまり知られていなかった中世的な瓦の製作技法を残すものが甲府城にも存在することがわかつてき。全体的にもその数量は少なく、築城以来400年の歴史の中で淘汰されてきた経過がそこにあらわれているものと思われる。羽柴秀勝・加藤光泰らによって築城開始された甲府城はおそらくコビキAの一派で形成されるものであり、つづく技術的に新しいコビキBの一派が浅野長政の城主就任に伴い、完成を見るに至る段階に出現したものと考えられ、築城初期において、既に瓦を葺いた建物が建築されていた状況が想定される。甲府城からは周辺の城郭から下賜されて使用が許された楕円の軒丸瓦が存在せず、その代わりに自家の造鷹羽紋の軒丸瓦が見られるという、極めて特殊な傾向を示しており、周辺諸大名とは異質で特別な豊臣家と浅野氏との関係を垣間見ることができる。瓦に残された刻印や線刻、鱗瓦の施紋方法などの状況証拠から見ていくと、安土城をはじめとする西国大名の城郭に見られる瓦と非常に類似するものがあり、信長公記に見られる奈良衆（南都系瓦工人）に関わる職人の関与が窺え、石垣構築に関わった職人と同様に西国地域からの本格的な技術導入があったことがわかる。

本稿では江戸式の近世瓦が一世風靡する以前の甲府城の姿を中世的な古いタイプの瓦の存在に着目し、簡単ではあるが事例の紹介と検討を試みた。築城期にはいろいろな色

調の瓦が葺かれていたことがわかっているが、焼しを入れて全体的にはやや暗めの色調で統一を図っていたものと推察される。そこに黄金に輝く金箔瓦が葺かれていた状況を推察すると往時の甲府城の姿は古写真に残る江戸期の様子を呈したがたとは全く異なっていたことが容易に想像される。たかが400年されど400年まだわからぬことばかりである。継続的な研究の必要性を感じさせられる今日この頃である。

註

- (1) 楠林亮次「瓦の歴史 法隆寺遣瓦群における技術史の一試論」『建築史研究』28建築史研究会(1960)
- (2) 小林謙一・佐川正敏「平安時代～近世の軒丸瓦」『伊河留我』法隆寺昭和資料叢書編第10(1989)
- (3) 大盛源「研究ノート丸瓦の製作技術」『研究論集IV』奈良国立文化財研究所学報 第49冊(1991)
- (4) 山崎信二「中世瓦の研究」奈良国立文化財研究所学報第59冊(2000)
- (5) (3)の「三丸瓦の歴史 9中世以降の丸瓦」より引用した。

引用・参考文献

- 袋井市教育委員会「久野城Ⅳ」(1993)
柏木秀俊「近世軒丸瓦の分類について－甲府城跡を例として－」『研究紀要11』山梨県立考古博物館 山梨県埋蔵文化財センター(1996)
上田市教育委員会「史跡上田城跡」(1997)
滋賀県教育委員会「特別史跡安土城跡発掘調査報告12」(2002)

旧宮崎造園所蔵の「かぐらさん」について

長田 隆志

1 はじめに**2 かぐらさんの使用事例****2 かぐらさんの構造について****4 まとめ****1 はじめに**

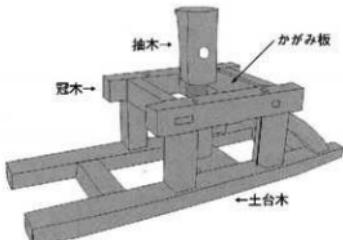
本稿で紹介する資料は（株）宮崎造園の「かぐらさん」で、山から植木の運搬に使用されていたもので、当センターにご寄贈いただいたものである。かぐらさんは、重いものを引いたり持ち上げたりするときに用いた巻上機で、「ろくろ」・「まきろくろ」などと呼ばれている。

実際にどのような際にかぐらさんが用いられていたのかを県内外の事例とともに紹介していく。

2 かぐらさんの構造について

かぐらさんは、台形型の木枠に太い円柱型の軸木をはめ込んだ形状をしており、軸木を回転させて繩を巻くことで重いものを引いたり、持ち上げたりすることができる道具である。

旧宮崎造園のかぐらさんは、全体が木材で組み合わされており、軸木を支える受けの部分が金属で、一部金属のボルトで補強されている。軸木を回す棒は欠失している。土台木の長さ2300mm、軸木の高さ1150mmを測る。ちなみに香川県牟礼・庵治の大ささは、土台木1782mm、軸木1100mmであり⁽¹⁾、鎌倉時代に滋賀県で鳥居作りに用いられたかぐらさんは、土台木4500mm、軸木2700mmで⁽²⁾、宮崎造園や牟礼・庵治のかぐらさんに比べて大型のものも知られている。



第1図 かぐらさんの構造

3 かぐらさんの使用事例

ここでは、いくつか事例を取り上げながら、かぐらさんの使用事例について触れてみることとする。

(1) 県内の事例

■ 甲府市 舞鶴公園の謝恩碑建設大正6～10年（1917～21）において、神金村（塩山市）の萩原山で切り出された原石を修羅と呼ばれる木製のソリに載せ、かぐらさんで引きながら運ばれた⁽³⁾。

■ 笛吹市一宮町 金川の森公園内に復元整備されている経塚古墳では、現代のクレーンなどの機械を使用せずにかぐらさんを用いた石室解体調査を平成6年（1994）に行なった⁽⁴⁾。

(2) 県外の事例

■ 新潟県西蒲原郡群馬町・北海道伊達市 操業を終えた船を浜に引き揚げるときにかぐらさんが用いられました。これは船が木造であったため、海中に浮かせておくと船が傷んでしまうための対策として用いられた。また、船の引揚げに馬の力を利用していた⁽⁵⁾。

■ 愛知県常滑市 地曳網の曳網を巻くためにかぐらさんが使われており、曳き網が擦れていたまないよう網を2重・3重に巻いてから使用していた⁽⁵⁾。

4 まとめ

本稿では、従来あまり知られていないかぐらさんについて紹介した。かぐらさんは、使用事例から石材の運搬や海沿いを中心に地曳網や船の引き揚げに使用されている事例が多いことが民俗事例として知られている。

しかし、かぐらさんは明治以降の近代化に伴って、機械化が進み、失われつつある。かぐらさん等の民俗資料は、当時の生活のようを知るために欠かせない道具であるので、先人たちが残した技術を次の世代に残していくために、今後はこうした近代化遺産の保存・活用等を通して資料の収集をしていく必要がある。

参考文献

- (1) 牟礼町教育委員会 牟礼町石の民俗資料館 1998『牟礼・庵治の石工用具』—重要有形民俗文化財—
- (2) 北垣聰一郎 1983『石積み技術』『古代日本の知恵と技術』大坂書籍 朝日カルチャーブックス8
- (3) 甲府市 1990『写真集 甲府物語』一市制100周年記念一
- (4) 山梨県教育委員会 1995『経塚古墳』山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第109集
- (5) 須藤功 1988『とる・はこぶ 写真で見る日本生活図引』(2)弘文堂



写真1 旧宮崎造船所蔵のかぐらさん



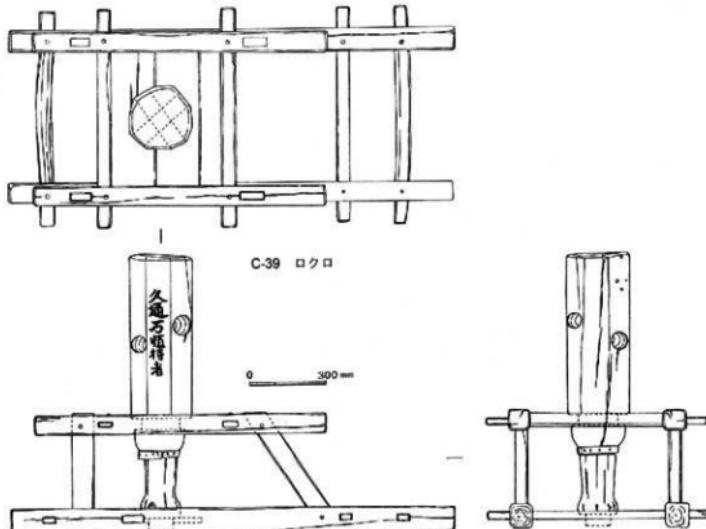
写真2 謝恩塔碑の石材運搬（山梨県）
(甲府市 1990 引用)



写真3 船の引揚げ作業（新潟県）
(写真3・4は、須藤功 1988 引用)



写真4 船の引揚げ作業2（北海道）
(写真3・4は、須藤功 1988 引用)



第2図 牟礼・庵治のロクロ
(牟礼町教育委員会 牟礼町石の民俗資料館 1998 引用)

研究紀要1号～24号執筆者一覧

1号	坂本美夫 新津 健 小野正文	甲斐の都（前）郷制 金生遺跡発見の中空土偶と2号配石 绳文時代早期・前期初頭の土器について	新津 健 高橋みゆき 高橋みゆき	金生遺跡出土の上器2（晚期） 山梨県東八代郡丹波町金沢出土の土器部屋
2号	保坂康夫 小野正文 新津 健	山梨県下の先土器時代資料の検討―1― 所謂凹輪形土偶に就て 石器考	11号 宮平 学 田代 孝 柄木秀俊 高野玄明	中世六十六都聚の奉納経尚について 近世半瓦の分類について―平府城を例にして― 高野玄明 県道塩平→南平線抜轍工事に先立つ牧山町曲田遺跡調査報告
3号	長沢宏昌	一中部、関東を中心とした出土状況から 甲斐における弥生文化の成立 板本美夫 石井秀考	12号 小野正文 坂本美夫 吉岡弘樹 柏木秀俊 佐野和規	小野正文 坂本美夫 吉岡弘樹 柏木秀俊 佐野和規
		鰐文時代前期末～中期初頭の土器底部にみられる 偏物痕について		甲府市大曾根神社採集の绳文土器 剣形杏葉素顔の階層制とその背景 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化
	田代 孝	山梨の三角形地形土器		学校現場へのアンケート調査に基づいて― 歴史教育実践と考古学の関連についての一考察
	木本 健	甲斐国巨麻郡の成立と民間		一大谷満水 田代 孝
	坂本美夫	甲斐国府 その環境と展望―		大谷満水 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化
	笠原安夫・藤沢 浅	上の平遺跡住居址から出土した炭化穀子の同定		学校現場へのアンケート調査に基づいて― 歴史教育実践と考古学の関連についての一考察
	長沢宏昌	中山誠二		大谷満水 長沢宏昌 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化
4号	長沢宏昌 中山誠二	付記 種子検出方法と、検出種子の意義について	13号 四代 孝 大谷満水 大庭 啓	大谷満水 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化
	小林広和	鰐文時代の土器について		大谷満水 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化
5号	木本 健	甲斐仮文化の成立		大谷満水 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化
6号	森 和敏	甲府盆地における東北陸型地割の事例		大谷満水 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化
	浅利 司	絲条体圧痕を有する土器について		大谷満水 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化
	森原明廣	関東地方におけるカマド初現をめぐって		大谷満水 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化
	保坂康夫	立石遺跡発掘調査報告		大谷満水 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化
7号	河西 学 中山誠二 今福利恵	1988年国道358号線幅等に伴う調査― 立石遺跡での先土器遺物を包含する地層 身洗沢遺跡における外米系土器の諸例		大谷満水 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化
	千野裕道	身洗沢遺跡出土木製品の概種について		大谷満水 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化
	松谷曉子	身洗沢遺跡出土の植物種子について		大谷満水 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化
	外山秀一	身洗沢遺跡出土木製品の概種について		大谷満水 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化
8号	新津 健 出月洋文	身洗沢遺跡出土の土器1（後期） 岡の木神社遺跡出土の須恵器類型について		大谷満水 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化
	岡島信男・河西 学・保坂康夫	山梨県甲府市相川河床から発見されたナウマンゾウ白歯化石について		大谷満水 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化
	松谷曉子・長沢宏昌	明野村中村道祖神遺跡出土土炭化物について		大谷満水 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化
9号	磯貝正義 保坂康夫 今福利恵 新津 健	いわゆる東国造について 糠群と個体消費の関わりについて 勝坂式土器成立期の集團關係 绳文時代中期後半の集落②		大谷満水 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化
	木本 雄	鰐文時代生産活動と器物組成分析		大谷満水 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化
	中山誠二	甲斐出生土器編年の現状と課題 一時間軸の設定		大谷満水 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化
	小林健二	外来系から在来系へ—甲斐のS字彫の変遷—		大谷満水 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化
	森 和敏	柱の礎石のある堅穴式住居址		大谷満水 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化
	森原明廣	山梨県地域における内耳土器の系譜		大谷満水 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化
	平山 優	甲府城の史的位置—甲斐城邑遺跡研究概説		大谷満水 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化
	坂本美夫	山梨県における月待假御について 一特に石造物の展開を中心として		大谷満水 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化
10号	長沢宏昌	甲府盆地周辺にみられる鰐文時代中期の土壙墓と 土器棺再葬墓 井戸尻II式～皆利I式期の場合	16号 長沢宏昌	大谷満水 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化
	五味伸吾・野代幸和	山梨県北巨摩郡大泉村甲斐原遺跡出土埴頂の產 地同定（J）—赤外吸収スペクトル分析		大谷満水 吉岡弘樹 近世軒瓦の分類について・甲府城を例として・ 山梨県内考古資料の教材化

- | | |
|---------------------------|--------------------------------------|
| 野代忠子 | 分析結果と考古学的検討—方陣圓陣にみられる儀礼的魔業に関する一観点— |
| 保坂康夫 | 一塊川村試験墓遺跡の事例より—東原遺跡の平安時代集落の構造— |
| 野代幸利 | ・実年代記の設定と集落古文書論の試み— |
| 野代幸利 | 横森本合(東下)遺跡出土五輪塔の形態と製作年代について |
| 宮里 学 | 界指定史跡甲府城跡の地盤察査 |
| | —数寄園勝手門周辺の遺物出土箇所とその意味— |
| 兩宮加代子 | 考古博物館カルチャーキャラクター「羽根づくり教室」での創設の製作について |
| 坂本美夫 | 山梨県における月待信仰について |
| 17号 | —塩山市内歴史の二十三夜を中心に— |
| 三森鉄治 | 道祖・茅草追跡の山馬と土馬祭祀の起源 |
| 宮久保真紀 | 甲府城築城における一条小山の選地について |
| | —歲風得水の思想と甲府城 |
| 保坂康夫・望月明彦・池谷信之 | 黒曜石原産地と石材の鑿入・搬出 |
| | —丘の公園地帯2遺跡の原産地推定から— |
| 上田村美智雄 | 山梨における早期南北朝・室町後半の様相 |
| | —談合坂遺跡出土上器の検討を通じて予察— |
| 田山明子 | 弥生時代の大形人形埴輪斧は鳥耕其か |
| | —山梨県出土十件物とともに— |
| 依田幸治 | 御物使川原状北条の部落裏面について |
| | —大塚遺跡・石檜原山廬遺跡を中心として— |
| 小柳美樹 | 大塚遺跡における副石斧への理解 |
| | —「中國四川省古代文物展」を通じて— |
| 吉岡弘樹・湯川修・ | 塩蔵下原遺跡出土約4千件について |
| | 理農文化財センターが行う学校への教育普及活動 |
| | に関する一考察 |
| 田中宗博 | —総合的な学習の時間』にどのように対応したらよいか— |
| 坂本美夫 | 発掘調査と並行した資料普及活動に関する一考察 |
| | 山梨県における中・近世石塔資料 |
| 18号 | 施繩中継型の手器手器② |
| 笠原みゆき | 塩蔵下原遺跡山口の軟石住居跡について |
| 三森鉄治 | 山梨県内における出土黒曜石の現状と課題 |
| 小林 稔 | 塩沢河岸跡出土の泥面子について |
| 宮久保真紀 | 甲府城内御霊壽圓蔵所について |
| | —国産ワインの發祥地甲府— |
| 樋泉哲二・小林公治 | 大月市大月遺跡(第7次調査)出土の動物遺体 |
| 奥水達司 | 検針前久保遺跡出土黒曜石のフィッシュショットラック年代測定 |
| 坂本美夫 | 山梨県の中世石仏 |
| 19号 | 地蔵石仏(光背形)を中心として— |
| 保坂康夫 | 台形様石器にみられる「急角度微細加工」の実験 |
| 三田村美津子 | 山梨の縄文時代早期沈泥文土器群終末期前後の検討 |
| 小野正文 | 山梨県の木戸式上器について |
| 鍋倉邦生 | 天神遺跡出土石器の起源と系譜 |
| 長沢宏昌 | 山間地の漁労と打欠石鍛の用途 |
| 新津 健 | 上の平遺跡出土の動物埴輪付土器とその周辺 |
| 五味信吾 | 山梨県北巨摩郡大泉甲ヶ原道跡出土琥珀の产地同定(2) |
| 野代忠子 | —その後の研究成果とともに— |
| | 音の鳴る十種(2) |
| | ・「笛」という機能の可能性— |
| 今福利恵 | (研究メモ)山梨県における勝坂式上器後半期の変遷 |
| 小林広和 | 満巻把手状装飾土器の展開 |
| | —満巻突起連結土器から満巻把手器へ— |
| 三森鉄治 | 木曾山B道跡出土上六遺鐵と鎌管・火打金に関する基礎的研究 |
| 長田 泉 | 寺川政矩・宮里 学
鶴賀浩台事における強度試験監視計測について |
| 橋間美季江 | 矢穴に因る一考察 |
| | —甲府城跡石垣の事例より— |
| 宮久保真紀 | 甲府城跡蓄槽遺跡所生花に関する諸史料について |
| | 甲府盆地の液状化に関する資料 |
| 浅川一郎 | 土解剖層觀察記録の採用 |
| 村石清澄 | 土器に施された文様とその意味について(一試案) |
| 野代幸利 | —中國西南地域の少数民族衣装等に見られるその文様から— |
| 北垣聰・郎 丹波山村「お松ひさ」にみるソリについて | 堀川市延命院の十三仏 |
| 兩宮加代子 | 動物形土器製品の来歴者によるアンケートから |
| | ～これは何に見えますか?～ |
| 坂本美夫 | 山梨県の中世石仏 |
| 20号 | 塩山市延命院の十三仏 |
| 保坂康夫 | 天神堂遺跡の鹿形・配石 |
| 渡辺 誠 | 人面・十脚裝飾付有孔釣付土器の研究 |
| 小林広和 | 満巻把手状装飾土器の末裔 |
| 今福利恵 | 甲斐國巨麻郡における古代牧についての一視点 |
| 坂本美夫 | 山梨県の中世石仏 |
| | 一連進石碑(單制)一 |
| 21号 | 人面裝飾付手土器の再検討 |
| 木本 雄 | 甲斐と河内と馬 |
| 今福利恵 | 甲斐國山梨郡・八代郡・都留郡における古代牧についての一視点 |
| 坂本美夫 | 山梨県の中世石墓—池袋塚地蔵石仏— |
| 22号 | 山梨県出土の人面・十脚裝飾付深鉢形土器 |
| 渡辺 誠 | 環彫方形配石地蔵の復元について |
| 木本 雄 | 一塩瀬下原遺跡石住居から |
| 保坂康夫 | 縄文時代の剥片離手法 |
| | —酒呑童遺跡出土黒曜石核の分析から— |
| 小林健二 | 山梨県出土の纏内系印岐文に関する覚書 |
| | —甲府市都御遺跡の検査から |
| 石神孝子 | 笛吹市御坂町兔耳坂古墳出土骨管の再整理 |
| 坂本美夫 | 山梨県における月待信仰について |
| 23号 | —二二三夜和諧(一)— |
| 新津 健 | 土器を飾る猪 |
| | —山梨を中心とした猪造形の展開~ |
| 坂本美夫 | 春日町原町日吉古墳出土の素面鏡板付帶 |
| 木本 雄 | 墨書き器ネットワークの検討 |
| | 甲斐國巨麻郡の車糞 |
| 吉岡弘樹 | 宮の前遺跡出土の純文土器 |
| 野代恵子 | 横幅遺跡出土の柔軟文湖土偶 |
| 小林健二 | 甲府盆地から見たヤマト(1) |
| | 甲斐縣越山古墳出土の輪形石製品一 |
| 石神孝子 | 伝中央市(旧京八代郡豊富町)出土初期須恵器について |
| | 小林健一・遠部 健・宮田作樹・松崎浩之・正木季洋 |
| 24号 | 塩越遺跡の14C年代測定 |
| 新津 健 | 山梨の石碑~出土上座の整理と課題~ |
| 小林広和 | 出窓突起土器の出現背景 |
| 保坂康夫・野代幸利・長沢宏昌・中山誠二 | 山梨県沼田場遺跡の縄文時代中期の栽培ダイズ Glycine max |
| 野代幸利 | 北杜市(旧長坂町)酒呑場遺跡の上坑について |
| 木本 雄 | 第一層 1~2次調査(A~E区)を中心に |
| 上原健弥 | 甲斐のヤマトケル承伝 |
| | 縦割れ石材の表面保存処理について |
| 时代恵子 | 一県指定史跡半舟城の事例から— |
| 小野正文 | 駿河岸壁の鹿衣軒 |
| | 北杜市岩久保遺跡・中原遺跡の出土資料 |

研究紀要 25

発行日 2009年3月31日
編集・発行 山梨県立考古博物館
山梨県埋蔵文化財センター
〒400-1508 山梨県甲府市下曾根町923
TEL 055-266-3881・055-266-3016
E-mail : kouko-hak@pref.yamanashi.lg.jp
E-mail : maizou-bnk@pref.yamanashi.lg.jp
印 刷 株式会社 少国民社

BULLETIN
OF
YAMANASHI PREFECTURAL
MUSEUM OF ARCHAEOLOGY
&
ARCHAEOLOGICAL CENTER
OF
YAMANASHI PREFECTURE
NUMBER 25
CONTENTS
MARCH 2009

An Unique Structural Remain of deposited Jomon Pottery at Andoji Site in Koshu City, Yamanashi	Yasuo Hosaka	1
Composition and Gencalogy of the First Stone Alignment at Kinsei Site —A study on the appearance of large scaled stone Alignments in Final Stage of Jomon Period—	Takeshi Niutsu	11
A Study on the Manor at Fuse, Koikawa Site	Takeshi Sueki	39
A Round rooting Tile in Medieval Period Excavated at Kofu Castle, a Designated Historical Site of Yamanashi Prefecture	Yukikazu Noshiro	53
A Report on the <i>Kagura-san</i> , a Collection of Miyazaki Landscape Gardening Company	Takashi Osada	59